

令和7年度

建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策の
あり方検討委員会 報告書

令和8年3月

建設業労働災害防止協会

はじめに

建設業においては、担い手不足に伴う高年齢者の割合の増加は避けられない状況にあることから、当協会では令和5年度からの第9次建設業労働災害防止5か年計画において、60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して減少に転じさせる目標を掲げ、高年齢者の労働災害防止に取り組むこととしています。

このため、昨年度から、「建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会」を設置し、建設業の特性を考慮した墜落・転落等防止対策や職場環境改善、健康づくり等の現状把握を行うとともに、効果的な取組促進や周知啓発等のあり方についての検討を行っています。

この間、労働安全衛生法の改正により、高年齢労働者の労働災害防止対策が努力義務化され、厚生労働省では、令和8年4月からの施行に向け、2月10日に大臣指針を公表しました。

以上の動きも踏まえ、本年度は、建設業における高年齢者の労働災害の特徴を明らかにした上で、他産業での好事例収集、中小建設工事業者へのアンケート調査、大手建設現場等ヒアリング調査により高年齢者対策の現状把握を行い、建設業における効果的な取組のあり方、今後の取組促進に向けた課題を、取りまとめました。

本報告書を取りまとめるに当たり、委員をはじめとする御協力いただいた関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表する次第です。

令和8年3月

建設業労働災害防止協会

目 次 (案)

第1章 委員会の設置及び検討経過	1
1 委員会の設置	1
1.1 趣旨・目的	1
1.2 検討事項	1
1.3 委員名簿	2
2 検討の経緯	3
第2章 建設業における高年齢者の労働災害の特徴	8
1 就労状況、労働災害発生状況の推移	8
2 高年齢者の労働災害の特徴	14
第3章 高年齢者に対する労働災害防止対策の現状把握	29
1 中小総合工事業者に対するアンケート調査	29
2 大手工事現場等へのヒアリング調査	42
3 関連産業での取組好事例	53
第4章 これまでの検討結果及び今後の課題	54
1 労働災害の特徴、現状把握調査等から明らかになった高年齢者対策 のポイント	54
2 令和7年度調査研究を踏まえた今後の課題	55
参考資料	56
1 中小総合工事業者に対するアンケート調査票	56
2 高年齢者労働災害防止対策取組事例	58
2.1 低層住宅建築工事業界での取組	58
2.2 JFE スチール西日本製鉄所での取組	72
3 高年齢者の労働災害防止対策を取り巻く最近の動向	95
3.1 高年齢者労働対策の現状、労働安全衛生法改正	95
3.2 高年齢者の労働災害防止のための指針について	106

第1章 委員会の設置及び検討経過

1 委員会の設置

1. 1 趣旨・目的

建設業においては、担い手不足に伴い、高年齢就労者（以下「高年齢者」という。）の増加は避けられない状況にあり、高年齢者が安全かつ健康に安心して働ける職場環境の整備が必要なことから、令和5年度から第9次建設業労災防止5か年計画において、60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して減少に転じさせる目標を掲げ、重点対策として取り組むこととしている。

また、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に関する法令改正が進む中、建設業においても一人親方を含む高年齢者の労働災害防止対策を進める必要がある。

このため、令和6年度に高年齢者の労働災害防止対策のあり方検討委員会を設置し、現状を把握するため、建設労務安全研究会の会員に対して、アンケートを実施した。その結果、高年齢者の健康状態等に応じた適正配置等をどこまで協力業者への指導援助として関与すべきか苦慮している実態が明らかとなった。

今回の調査結果から、中小規模事業者がほとんどを占める地方の総合工事業者や全国の専門工事業者等の協力業者において、如何に取組を促進するかが今後の検討課題となる。

そこで、本年度は中小規模事業者への実態調査、現場の取組事例、他産業における好事例調査等を行い、取組促進のあり方を検討する。

1. 2 検討事項

- (1) 中小規模事業者に対するアンケート、ヒアリング等調査
- (2) 建設現場の取組事例、他産業等の好事例調査
- (3) 上記調査等を踏まえた効果的取組促進のあり方
- (4) その他

1. 3 委員名簿

○高木 元也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 特任研究員 博士（工学）
渡部 明夫	株式会社安藤・間 安全品質環境本部 安全部 担当部長
大川原 英治	株式会社熊谷組 本社安全本部 安全推進部 副本部長兼安全推進部長
伊藤 勝啓	清水建設株式会社 安全環境本部 顧問
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部 部長
田中 仁樹	日本建設産業職員労働組合協議会 政策企画局 次長
小橋 正樹	株式会社oneself. 代表取締役

※ ○印は、委員長

（順不同・敬称略）

<オブザーバー>

脇坂 誠 建設労務安全研究会 事務局長

<厚生労働省>

吉岡 健一 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
副主任中央産業安全専門官

中地 建太 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
中央産業安全専門官

立石 光 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
技術調査係長

繁野 北斗 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課
建設安全対策室 技術審査官

<事務局>

井上 仁 建設業労働災害防止協会 専務理事

西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長

土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役

由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長（兼）計画課長

寺本 新吾 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課

丹 良志美 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課

鎌田 実里 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課

2 検討の経緯

第1回委員会

日 時 令和7年6月5日（木）15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル5階 第1・2会議室

議 事 (1) 令和7年度委員会の進め方について
(2) その他

内 容 委員長を選任し、令和7年度委員会の進め方について、各委員から意見を伺い、検討を行った。

アンケート調査、ヒアリング調査等を用いて、中小規模事業者の高年齢者対策の実態や現場での取組事例、他産業の好事例等を把握し、中小規模事業者向けの効果的取組の手法を検討することとした。

配付資料

- 資料No. 1 - 1 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会
設置要綱
- 資料No. 1 - 2 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会
名簿
- 資料No. 1 - 3 建設業における高年齢労働者の労働災害防止対策のあり方検討委員会
議事要旨
- 資料No. 1 - 4 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会
令和7年度進め方（案）
- 資料No. 1 - 5 建設業における就業者数、労働災害（死亡災害）及び一人親方等
死亡災害と60歳以上の割合
- 資料No. 1 - 6 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方検討委員会
スケジュール（案）

- 参考資料No. 1 - 1 高年齢労働者の労働災害について
（厚生労働省「令和6年 労働災害発生状況についてより」）
- 参考資料No. 1 - 2 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要
- 参考資料No. 1 - 3 エイジフレンドリーガイドライン（リーフレット、パンフレット）

第2回委員会

日 時 令和7年8月18日（月）15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル5階 第1・2会議室

- 議 事
- (1) 第1回議事要旨（案）の確認について
 - (2) 高年齢者対策取組事例について
 - ア. 製鉄所での取組（リモート）
 - イ. 低層住宅建築工事業界での取組
 - (3) 建設業における高年齢者の労働災害の特徴について
 - (4) 中小建設総合工事業者へのアンケート調査案について
 - (5) 建設工事現場事例収集ヒアリング調査案について
 - (6) その他

内 容 製鉄所と低層住宅建築工事業界が会社で取り組んでいる事例について説明いただき、その対策等を参考にアンケート調査表（案）及びヒアリング調査の内容について意見を聞いた。アンケート調査は、（一社）全国中小建設業協会の会員企業を対象とすることとし、ヒアリング調査は昨年度アンケートを行った建設労務安全研究会の会員とした。

配布資料

- 資料No.2-1 第1回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会 議事要旨（案）
- 資料No.2-2 建設業における就業者数、一人親方等の死亡災害と60歳以上の割合
- 資料No.2-3 建設業における高年齢者の労働災害の特徴
- 資料No.2-4 中小総合工事業者へのアンケート調査（案）
- 資料No.2-5 建設工事現場事例収集ヒアリング調査案

参考資料2-1 製鉄所での取組

参考資料2-2 低層住宅建築工事業界での取組

（住団連「低層住宅建築工事安全衛生ガイドから p1～3, p39～48, p56）

高年齢者向け労働災害防止対策の現状把握アンケート調査の実施

1. 目的

中小総合工事業者において、元請として取り組んでいる、現場における高年齢就労者（60歳以上）（以下「高年齢者」。）向けの労働災害防止対策について、取組状況、健康状況の把握、気を付けている作業、意見・要望等の実態を把握することで、今後の高年齢者対策の検討に役立てる。

2. 対象

（一社）全国中小建設業協会会員企業（約2,300社）に対して、同協会本部・支部を通じて別紙により依頼し、直接建災防で回収した。（165企業回収）

3. 調査時期

令和7年10月14日～令和7年11月17日

高年齢者向け労働災害防止対策の現状把握ヒアリング調査の実施

1. 目的

昨年度、高年齢者対策についてアンケート調査を実施した労研会員企業の現場のうち、高年齢者向け取組を積極的に行っている現場、本社等に出向き、高年齢者の安全と健康に関する現場の声を聴くことで、今後の取組促進に役立てるため、ヒアリング調査を行う。

2. 対象（5ヶ所）

- ・熱中症対策で積極的な取組を行っている現場
- ・重機オペレーターに対する取組を行っている現場
- ・体力測定取組企業

3. 調査時期

令和7年10月～令和8年1月

第3回委員会

日 時 令和7年11月25日（火） 15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル7階 第3会議室

- 議 事
- (1) 第2回議事要旨（案）確認について
 - (2) 中小事業者アンケート調査状況
 - (3) 現場ヒアリング調査状況
 - (4) 厚生労働省での高年齢者対策検討の動き
 - (5) 高年齢者の労働災害の特徴、アンケート、ヒアリング調査を踏まえた今後の課題
 - (6) その他

内 容 アンケート調査及びヒアリング調査の中間報告及び回収状況を報告した。
中間報告の集計結果から、取りまとめ方法を検討した。

配布資料

- 資料No.3-1 第2回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会 議事要旨（案）
- 資料No.3-2 アンケート調査状況
- 資料No.3-2 ヒアリング調査状況
- 資料No.3-2 高年齢者の労働災害の特徴（前回No.2-3追記分）
- 資料No.3-2 建設業での高年齢者の労働災害防止対策、検討に当たっての
今後の課題（案）

参考資料No.3-1 高年齢労働者の労働災害防止対策について（厚生労働省資料）

第4回委員会

日 時 令和8年2月3日（火） 15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル5階 建災防第1・2会議室

議 事 (1) 第3回議事要旨（案）確認について
(2) 中小事業者アンケート、現場ヒアリング調査結果について
(3) 今後の検討課題について
(4) 令和7年度報告書（案）について
(5) その他

内 容 アンケート、ヒアリング調査結果の報告を行い、調査結果について各委員から意見を徴収した。その内容を踏まえ報告書（案）及び次年度の調査内容について検討を行った。

配布資料

資料No.4－1 第3回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会 議事要旨（案）

資料No.4－2 令和7年度 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策の
あり方検討委員会 報告書（案）

第2章 建設業における高年齢者の労働災害の特徴

本章では、建設業における60歳以上の高年齢者の労働災害について、各種統計資料から明らかにした。

一つ目として、就労状況及び労働災害発生状況の推移から、高年齢者の数や割合の増減について、就労者、死亡者、死傷者で比較し、その特徴を明らかにした。

その結果、高年齢者の労働災害は増加していないものの、死亡者数の割合が高い状況にあることが分かった。

二つ目として、過去6年間の厚生労働省死亡災害データから建設業における事故の型、起因物別の災害の傾向を高年齢者とそれ以外の年齢で分析し、それらの特徴を明らかにした。

その結果、高年齢者は、「墜落・転落」災害が多いこと、中でも「はしご等」による割合が高いこと、次いで「激突され」災害が多く「伐木等」による割合が高いこと、更には、熱中症割合も増加していることが明らかとなった。

1 就労状況、労働災害発生状況の推移

建設業における高年齢者について、就業者数及び雇用者数全体の推移並びに労働災害発生状況及び一人親方の死亡災害状況の推移（過去7年分）を把握し、建設業における高年齢者の労働災害の増減等の特徴を明らかにした。（表2-1）

表 2-1. 建設業における就業者数、雇用者数、労働災害及び一人親方等死亡災害と高齢者の割合の推移

	建設業就業者数		建設業雇用者数		建設業の労働災害死亡者数		建設業の労働災害死傷者数 (休業4日以上)		一人親方等の数 (建設業就業者数-建設業雇用者数)		一人親方等の死亡災害件数	
	合計(万人)	60歳～(万人)	合計(万人)	60歳～(万人)	合計(人)	60歳～(人)	合計(人)	60歳～(人)	合計(万人)	60歳～(万人)	合計(人)	60歳～(人)
平成30年	505	126 25.0%	411	95 23.1%	309	124 40.1%	15,374	3,992 26.0%	94	31 33.0%	96	55 57.3%
令和元年	500	130 26.0%	410	99 24.1%	269	109 40.5%	15,183	3,961 26.1%	90	31 34.4%	92	51 55.4%
令和2年	494	130 26.3%	404	97 24.0%	256	86 33.6%	14,790	3,729 25.2%	90	33 36.7%	97	54 55.7%
令和3年	485	124 25.6%	396	92 23.2%	278	104 37.4%	14,926	3,726 25.0%	89	32 36.0%	94	62 66.0%
令和4年	479	123 25.7%	396	94 23.7%	281	119 42.3%	14,539	3,807 26.2%	83	29 34.9%	72	31 43.1%
令和5年	483	125 25.9%	399	95 23.8%	223	81 36.3%	14,414	3,501 24.3%	84	30 35.7%	80	32 40.0%
令和6年	477	123 25.8%	394	95 24.1%	232	88 37.9%	13,849	3,429 24.8%	83	28 33.7%	57	38 66.7%

資料出所：建設業就業者、建設業雇用者数（平成30年～令和6年）：総務省「労働力調査」の「労働力調査」の「公表資料、時系列結果など」より

建設業の労働災害死亡者数、建設業の労働災害死傷者数：厚生労働省「職場の安全サイト 労働災害統計」より

一人親方等就業者数：総務省「労働力調査」の「労働力調査（公表資料、時系列結果など）」より「建設業就業者数」-「建設業雇用者数」として算出

一人親方等の死亡災害、死傷災害：厚生労働省「職場の安全サイト 労働災害統計」より

※「一人親方等」の「等」には、中小事業主、家族従事者を含む。

(1) 就労状況の推移と高年齢者の割合 (図 2-1-1, 2-1-2)

就業者数、雇用者数ともに全体として緩やかな減少傾向にあるのに対して、高年齢者数は横ばいの状況にある。従って、高年齢者の割合は、就業者で 25.8% (令和 6 年までの 7 年間で 0.8 ポイント増) 雇用者で 24.1% (令和 6 年までの 7 年間で 1.0 ポイント増) と緩やかな増加傾向にある。

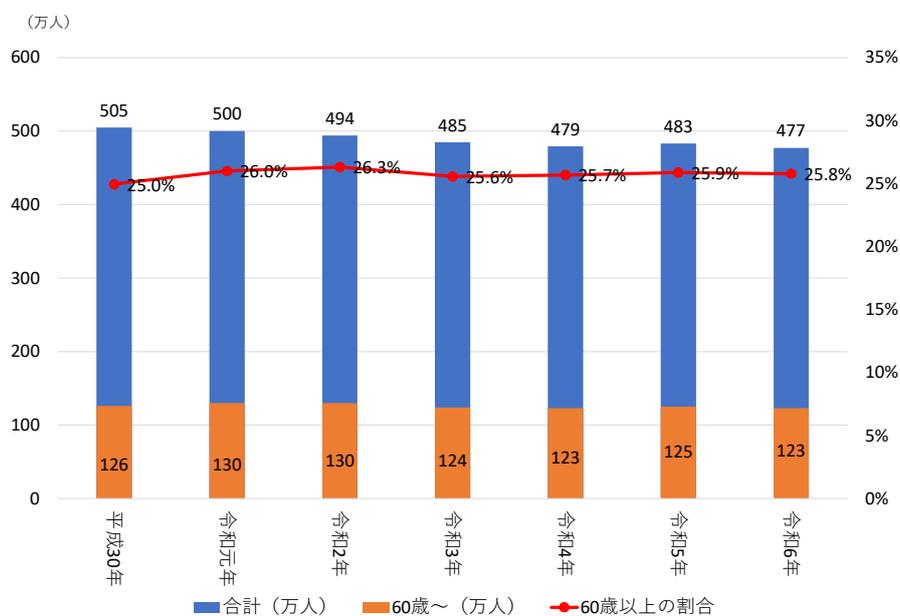


図 2-1-1. 建設業就業者と 60 歳以上の割合の推移

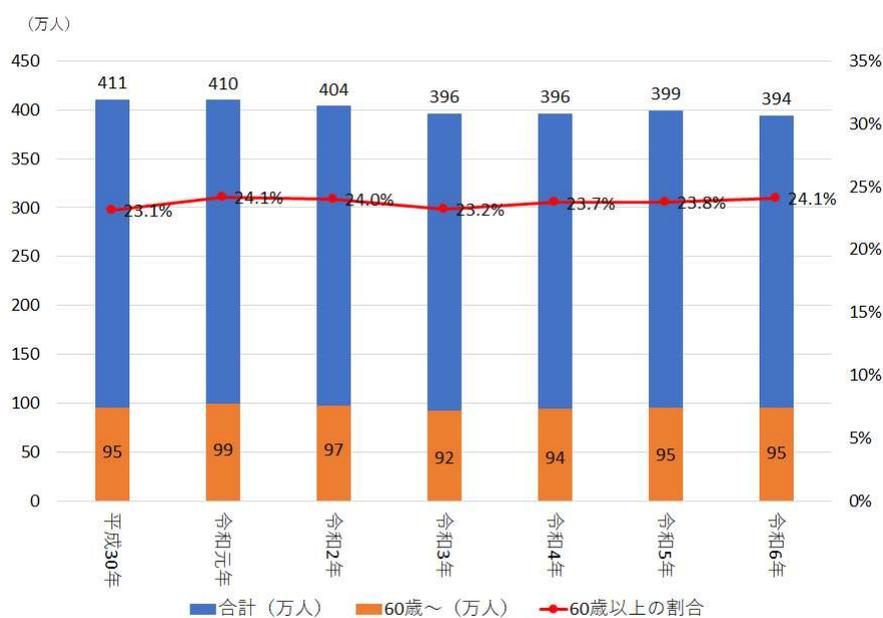


図 2-1-2. 建設業雇用者と 60 歳以上の割合の推移

(2) 労働災害の推移と高齢者の割合 (図 2-1-3, 2-1-4)

① 死亡者数

死亡者数については、全体、高齢者ともに増減を繰り返しつつ、減少傾向にあるが、高齢者の割合は、4割前後 (33.6%~42.3%) を占めている。

令和6年では、高齢者の死亡者数割合 (31.9%) は、雇用者数割合 (24.1%) に対して1.6倍大きい。

② 死傷者 (休業4日以上) 数

死傷者 (休業4日以上) については、全体、高齢者ともに減少傾向にあり、高齢者の割合は25%前後を占めている。令和6年では高齢者の死傷者数の割合24.8%は、雇用者数割合24.1%に対して僅かながら高い。

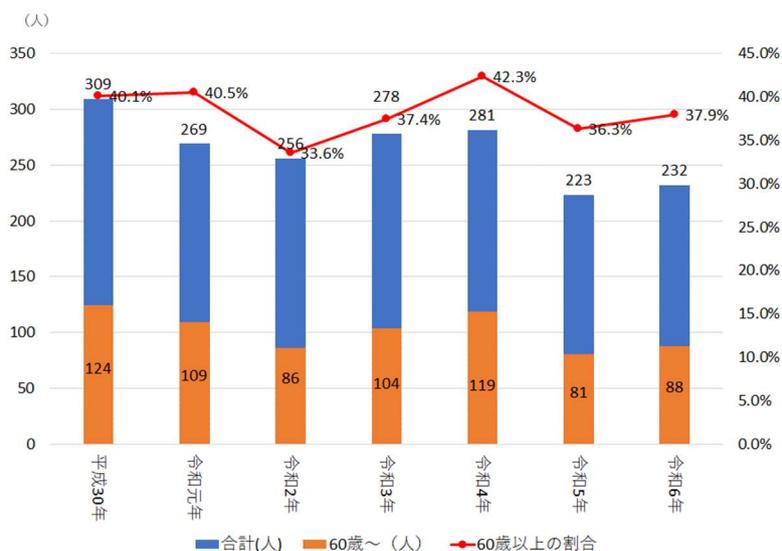


図 2-1-3. 建設業の労働災害死亡者数と60歳以上の割合の推移

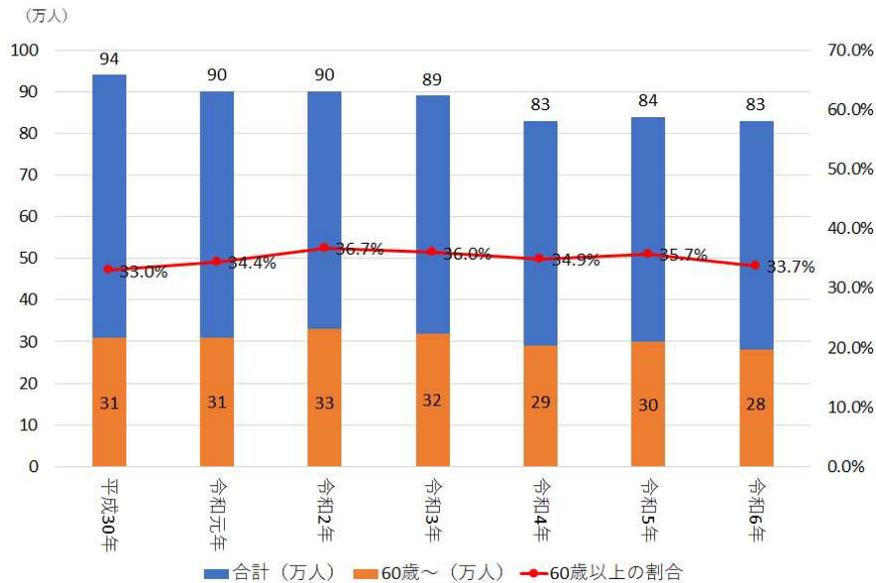


図 2-1-4. 建設業の労働災害死傷者数と60歳以上の割合の推移

(3) 一人親方等の推移と高齢者の割合 (図2-1-5, 2-1-6)

一人親方等人数(就業者数から雇用者数を引いた数)は、全体は減少傾向にあるが、高齢者は減少の度合いが緩やかである。一人親方等の高齢者の割合は3割強(33.0%~36.0%)を占めており、就業者割合より約10ポイント高い。

一人親方等の死亡災害については、全体、高齢者ともに年ごとのばらつきがある中、減少傾向にあるが、高齢者の死亡者数割合は5割前後(40.0%~66.7%)と一人親方等人数割合に対して1.2~1.8倍大きい。



一人親方等就業者数：総務省「労働力調査」の「労働力調査(公表資料、時系列結果など)」より「建設業就業者数」-「建設業雇用者数」として算出

図2-1-5. 一人親方等の人数と60歳以上の割合



図2-1-6. 一人親方等の死亡災害と60歳以上の割合の推移

(4) 建設業における高年齢者の就労状況及び労働災害の推移の特徴

建設業における高年齢者の就労状況及び労働災害の推移から見た特徴については、次のとおり。

- ① 高年齢者の労働災害死亡者数、死傷者数ともに減少傾向にあるものの、全体に対するその割合は増減を繰り返しつつ横ばい状況にある。
- ② 高年齢者の労働災害は死亡者に占める割合は、雇用者数割合に対して大きい(1.6倍)。
- ③ 高年齢者の死傷者に占める割合(24.8%)は、雇用者割合(24.1%)よりも若干高い。
- ④ 高年齢者の一人親方等死亡災害が占める割合は、一人親方全体割合に対して大きい(1.2~1.8倍)。
- ⑤ 全産業との比較で、建設業における高年齢者割合は、雇用者で多く(建設業24.1% > 全産業19.1%)、労働災害死傷者で少ない(建設業24.8% < 全産業30.0%)。』

2 高年齢者の労働災害の特徴

建設業における高年齢者の労働災害の発生状況について、厚生労働省のデータから、R元年～6年までの死亡災害を事故の型、起因物別に分析し、その特徴を明らかにした。

[概要]

1. 高年齢者は、死亡災害割合が高い。(p. 15)
死亡災害 38.2% > 死傷災害 25.0%
2. 高年齢者の死亡災害は、「墜落・転落」、「激突され」の割合が高い。(p15-16)
 - (1) 事故の型別では、高年齢者の「墜落・転落」(45.7%)、「激突され」(10.6%)は全体の6割を占め、全年齢の5割弱(38.3%、7.5%)より高い。
 - (2) 年齢別では、高年齢者の「墜落・転落」(45.6%)、「激突され」(54.3%)はともに半数前後を占める。
3. 「墜落・転落」による高年齢者の死亡災害は、「はしご等」からと、「木造家屋等建築工事」(以下「木建工事」という。)、「道路建設工事」の割合が高い。(p. 17-21)
 - (1) 起因物別では、高年齢者は「はしご等」の割合が高い(15.5%)。年齢別では、高年齢者は「はしご等」による死亡災害の7割(70%)、次いで「屋根、はり、もや等」の半数近く(45.3%)を占める。
 - (2) 工事の種類別では、高年齢者は「木建工事」、「道路建設工事」で、年齢別でいずれも7割(67.1%、68.0%)を占める。
4. 「激突され」による高年齢者の死亡災害は、「立木等」、「建設機械等」によるものの割合が高く、土木工事の割合が高い。(p. 22-23)
 - (1) 起因物別では、高年齢者の「立木等」(31.7%)及び「建設機械等」(27.0%)は全体の6割を占める。
 - (2) 工事の種類別では、高年齢者の「土木工事全般」が全体の6割(55.6%)を占める。
5. 「墜落・転落」、「激突され」による高年齢者の死亡災害は起因物別、工事の種類別とも、経験年数、職種別に大きな差は見られず、経験年数の長い者、技能者が多く被災している。(p. 24-26)
6. 「熱中症」死亡者のうち、高年齢者は、全年齢の25.9%を占める(過去5平均)が、ここ2年は3割を超えている。(p. 27)
7. 死傷災害(令和6年)では、高年齢者は「墜落・転落」、「転倒」の割合が高い。(p. 28)
「墜落・転落」：高年齢者 16.9% (全年齢 12.0%)
「転倒」：高年齢者 35.2% (全年齢 31.4%)

建設業における高齢者（60歳以上）の労働災害の特徴
 【R元～6年までの労働災害発生状況（厚生労働省）から建災防で分析】

1. 高齢者は、死傷災害より死亡災害に占める割合が高い。

死亡者数：38.2%（593人／1,551人）⇒死亡者数のうち4割弱が高齢者
 死傷者数（休業4日以上）：25.0%（22,260人／89,041人）



図1. 年齢別死傷災害と死亡災害の発生状況の比較（令和元年～令和6年）

2. 高齢者の死亡災害の特徴

(1) 事故の型では、「墜落・転落」、「激突され」に占める高齢者の割合が高い。

「墜落・転落」に占める割合：高齢者 45.7%（271／593）[全年齢 38.3%（594／1,551）]
 [60歳未満 33.7%（323／958）]

「激突され」に占める割合：高齢者 10.6%（63／593）[全年齢 7.5%（116／1,551）]
 [60歳未満 5.5%（53／958）]

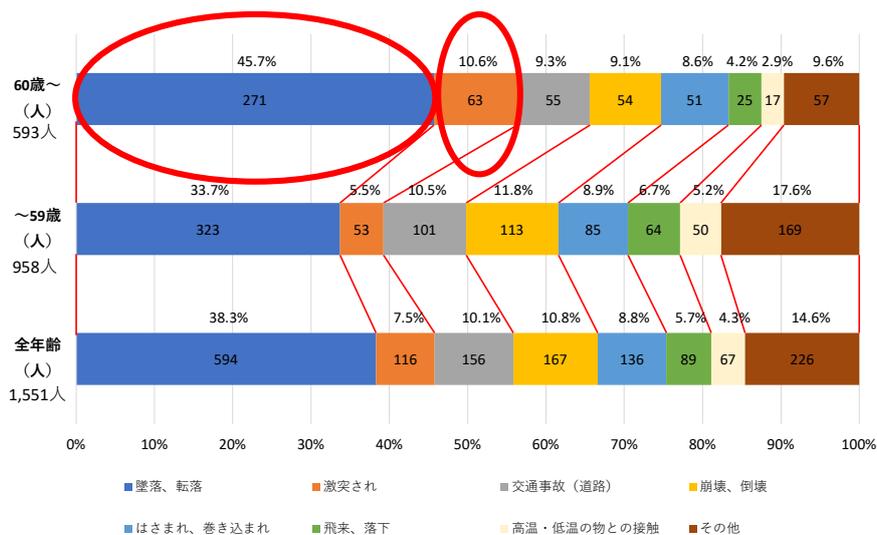


図2-1. 高齢者の事故の型別死亡災害発生状況（令和元年～令和6年）

(2) 年齢別の「墜落・転落」「激突され」に高齢者が占める割合

「墜落・転落」が占める割合：高齢者 45.6% (271/594)

「激突され」が占める割合：高齢者 54.3% (63/116)



図2-2. 「墜落・転落」、「激突され」死亡者の年齢別割合（令和元年～令和6年）

3. 高年齢者の「墜落・転落」死亡災害の特徴

(1) 「墜落・転落」の起因物別の特徴

・高年齢者は「はしご等」(15.5%)の割合が高い。

⇒「屋根、はり等」(22.9%)、「はしご等」(15.5%)、「足場」(12.9%)、「建築物等」(8.5%)の順で、起因別の6割占める。

[60歳未満では、「屋根、はり等」(23.2%)、「足場」(19.2%)、「建築物等」(12.4%)、「はしご等」(5.6%)。]

[全年齢では、「屋根、はり等」(23.1%)、「足場」(16.3%)、「建築物等」(10.5%)、「はしご等」(10.1%)。]

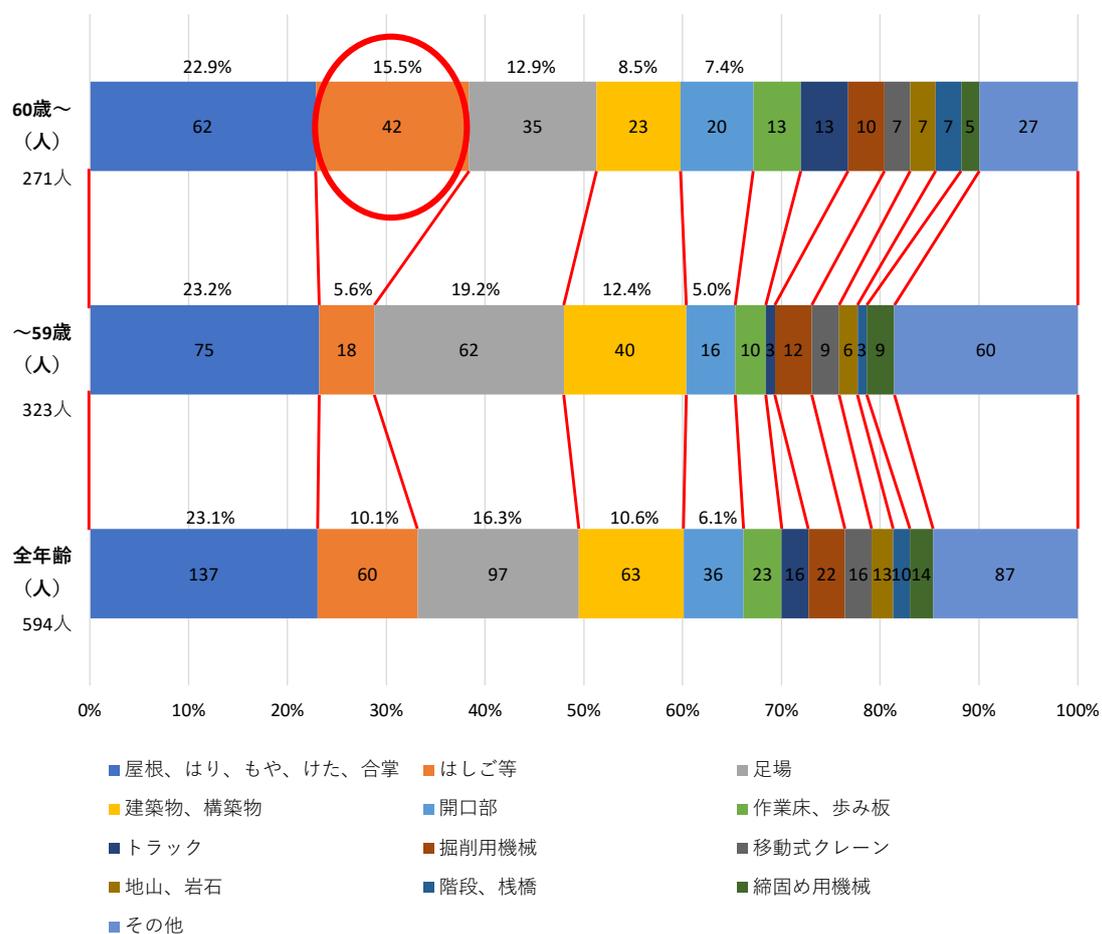


図3-1. 高年齢者と全年齢での墜落・転落死亡災害の起因物別割合 (令和元年～令和6年)

(2) 起因物別で全年齢のうち高齢者が占める割合

ア「屋根、はり、もや、けた、合掌」：高齢者 62 人 (45.3%) [全年齢 137 人]。
⇒高齢者 5 割弱

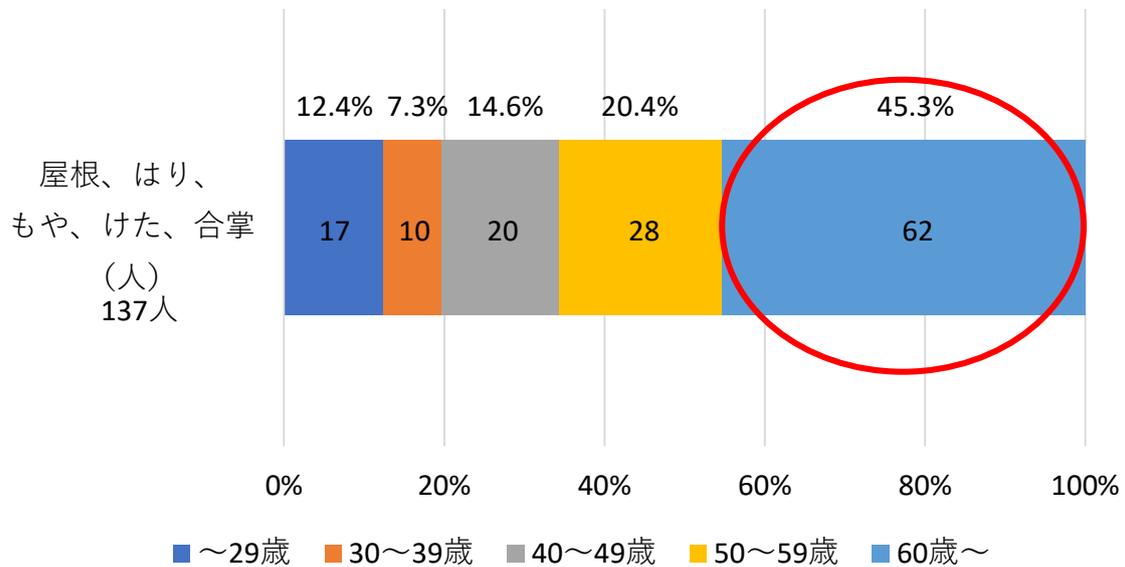


図3-2. 「屋根、はり、もや、けた、合掌」からの墜落・転落死亡者の年齢別割合 (令和元年～令和6年)

イ「はしご等」：高齢者 42 人 (70.0%) [全年齢 60 人] ⇒高齢者 7 割

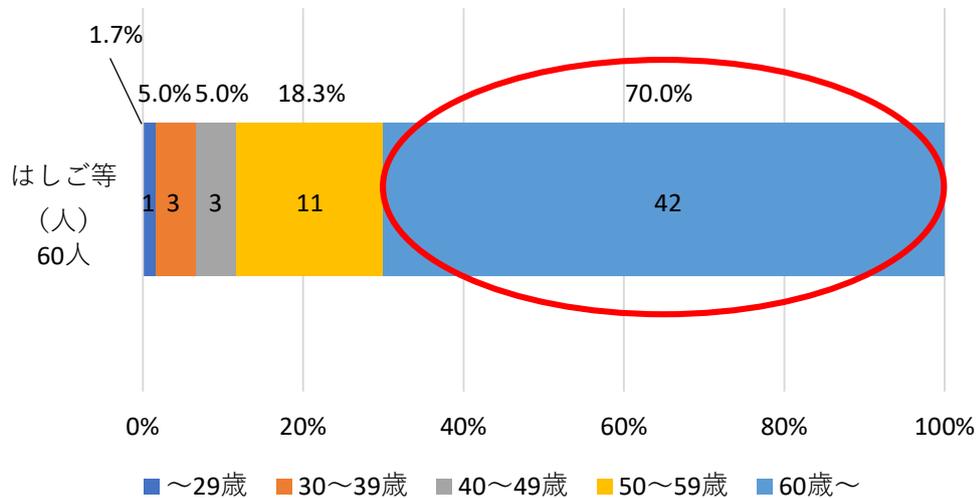


図3-3. 「はしご等」からの墜落・転落死亡者の年齢別割合 (令和元年～令和6年)

⇒高齢者は、起因物では「はしご等」からの割合が高い (70.0%)。

次いで、「屋根、はり、もや、けた、合掌」からの割合が高い (45.3%)。

ウ「足場」：高年齢者 35 人（36.1%） [全年齢 97 人]

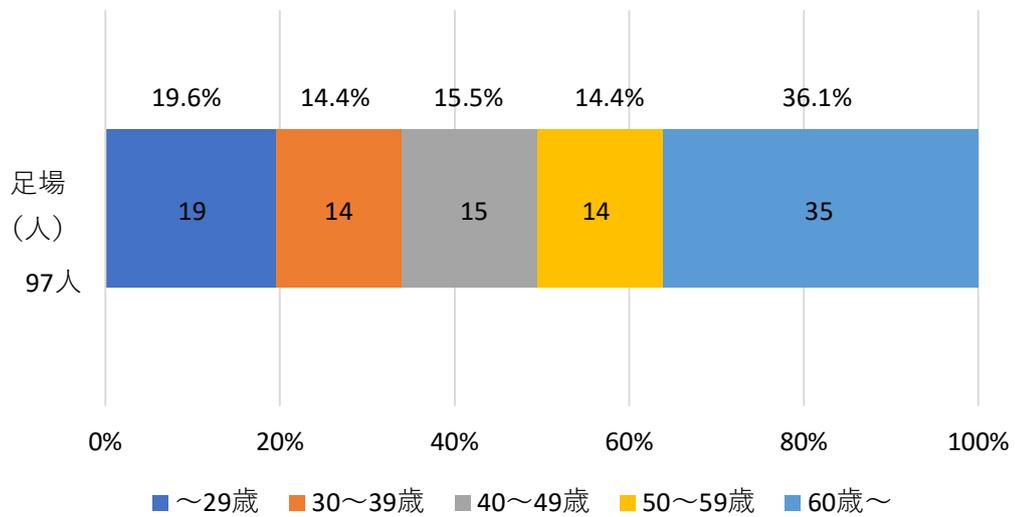


図 3-4. 「足場」からの墜落・転落死亡者の年齢別割合（令和元年～令和 6 年）

エ「建築物、構築物」：高年齢者 23 人（36.5%） [全年齢 63 人]

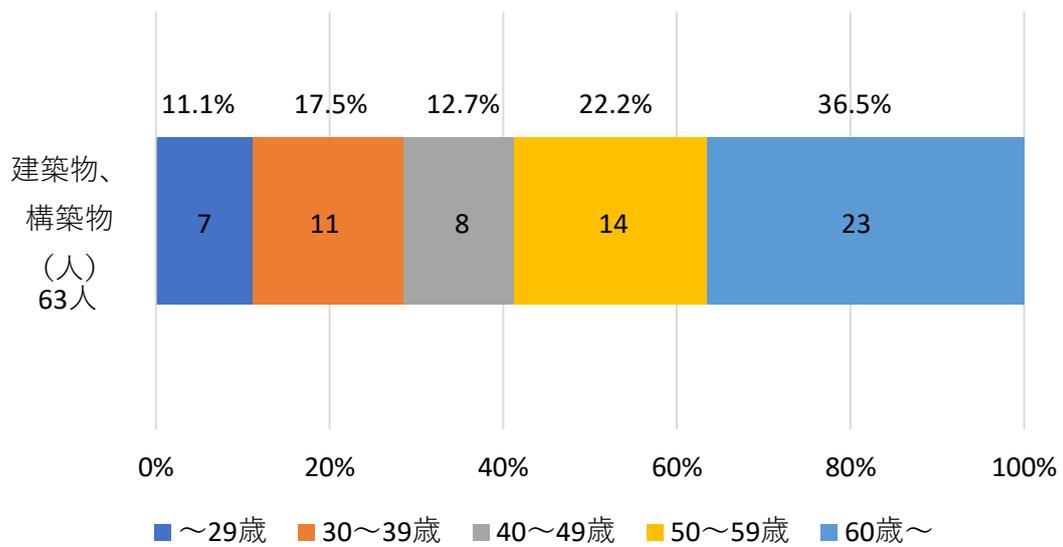


図 3-5. 「建築物、構築物」からの墜落・転落死亡者の年齢別割合（令和元年～令和 6 年）

(3) 「墜落・転落」の工事の種類別の特徴

高年齢者は、「木建工事」(19.6%)、次いで「道路建設工事」(6.3%)の割合が高い。

[60歳未満では、「木建工事」(8.0%)、「道路建設工事」(2.5%)で、「鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事」(以下「鉄骨等工事」という。)(22.3%)が最も割合が高い。]

[全年齢では、「木建工事」(13.3%)、「道路建設工事」(4.2%)で、「鉄骨等工事」(18.0%)が最も割合が高い。]

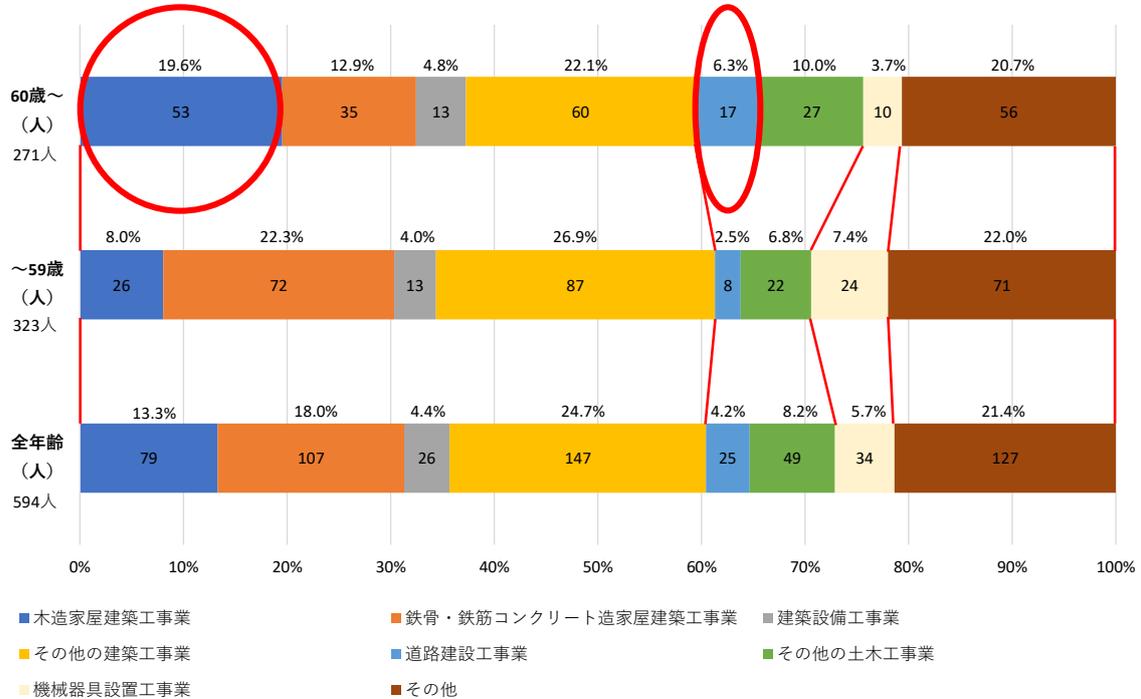


図3-6. 高年齢者の墜落・転落死亡災害の工事の種類別割合 (令和元年～令和6年)

(4) 工事の種類別死亡災害で全体に高年齢者が占める割合

ア「木建工事」：高年齢者 53人 (67.1%) [全年齢 79人] ⇒高年齢者7割弱

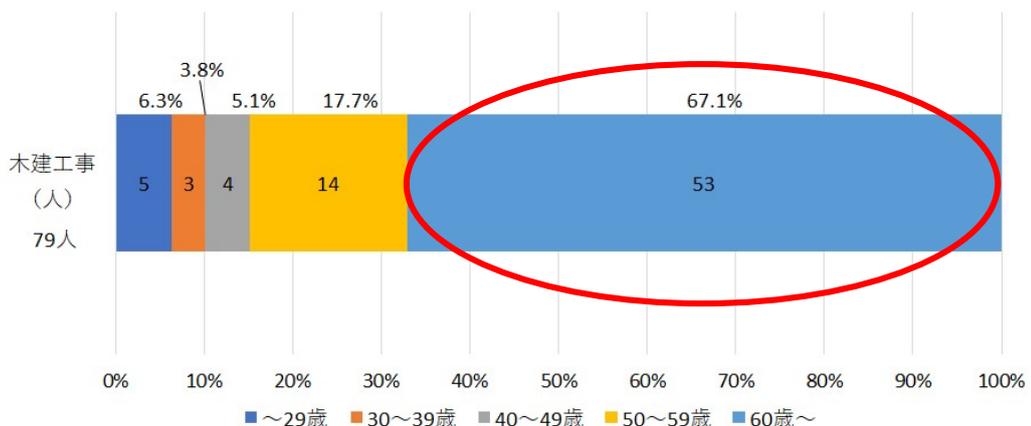


図3-7. 「木建工事」での墜落・転落死亡者数の年齢別割合 (令和元年～令和6年)

イ「鉄骨等工事」：高年齢者35人（32.7%）〔全年齢 107人〕

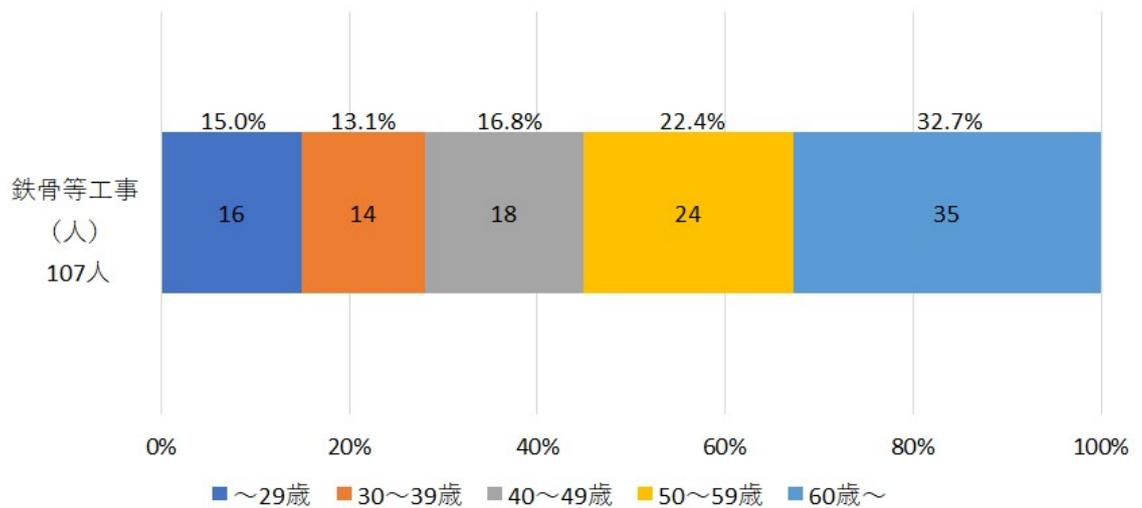


図3-8. 「鉄骨等工事」での墜落・転落死者数の年齢別割合（令和元年～令和6年）

ウ「道路建設工事」：高年齢者17人（68.0%）〔全年齢 25人〕⇒高年齢者7割弱



図3-9. 「道路建設工事」での墜落・転落死者数の年齢別割合（令和元年～令和6年）

⇒高年齢者は、工事の種類で、

- ①「木建工事」が人数最多（53人）で、割合も7割（67.1%）と高い。
- ②「鉄骨等工事」の人数が次いで多い（35人）。
- ③「道路建設工事」も7割と高い（68.0%）。

4. 高年齢者の「激突され」死亡災害の特徴

(1) 「激突され」の起因物別の特徴

・高年齢者は「立木等」の割合が高い。

⇒「立木等」(31.7%)、「掘削用機械」(27.0%)の順で6割占める。

[60歳未満では、「掘削用機械」(22.6%)、「立木等」(13.2%)、「トラック」(13.2%)の順で5割弱を占める。]

[全年齢では、「掘削用機械」(25.0%)、「立木等」(23.3%)の順で5割弱を占める。]



図4-1. 高年齢者、高年齢者以外及び全年齢の「激突され」死亡災害の起因物別割合
(令和元年～令和6年)

注) 「その他」は「解体用機械」、「基礎工事用機械」、「整地・運搬・積込み用機械」、「高所作業車」、「締固め用機械」といった建設機械を含む。

⇒建設機械の占める割合：高年齢者 41.3% (26/63) [全年齢 44.0% (51/116)]

(2) 「激突され」の工事の種類別の特徴

- ・高年齢者の死亡災害は、「土木工事」が全体に占める割合が高い（55.6%（35/63））。
[全年齢 47.4%（55/116）]
- ・「土木工事」のうち「土地整理」、「道路建設」、「河川土木」で全体の27%を占める。
[60歳未満では22.6%を占める。]
[全年齢では25%を占める。]

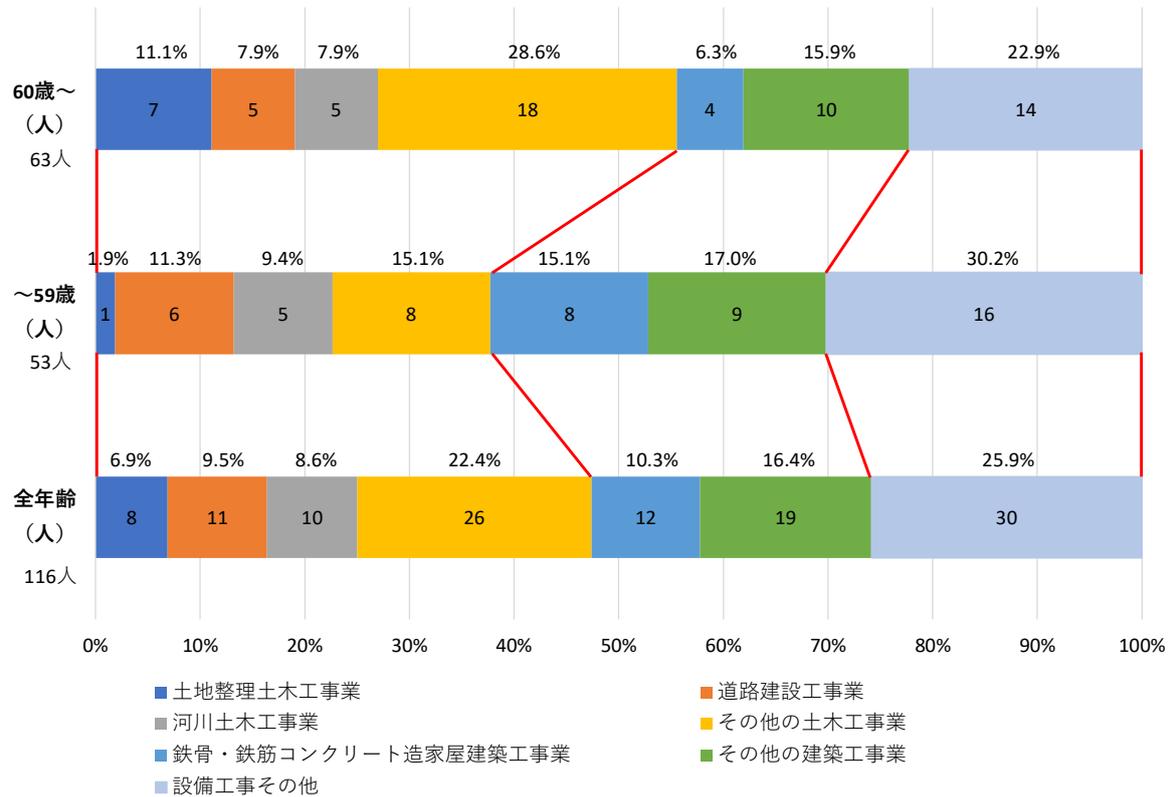


図4-2. 高年齢者、高年齢者以外及び全年齢の「激突され」死亡災害の工事の種類別割合
(令和元年～令和6年)

5. 高年齢者の死亡災害のその他の特徴（令和4年、5年の厚労省災害データから）

高年齢者の「墜落・転落」災害 94人（46.1%）（全体 204人）
高年齢者の「激突され」災害 20人（54.9%）（全体 37人）

(1) 「はしご等」からの「墜落・転落」災害（14人）の特徴

① 工事の種類

- ・ 建築工事 9人[木建工事3人、鉄骨等工事2人、建築設備1人、その他建築3人]
- ・ 設備工事 3人[機械器具設置2人、電気通信1人]
- ・ 土木工事 1人[土地整理土木1人]
- ・ その他 1人

② 経験年数

- ・ 30年以上 8人
- ・ 10～29年 4人
- ・ 10年未満 2人

③ 職種

- ・ 技能者 11人[作業員・技能者7人、大工2人、電工1人、板金工1人]
- ・ その他建設業 3人

(2) 「屋根・はり・もや等」からの「墜落・転落」災害（26人）の特徴

① 工事の種類

- ・ 建築工事 21人[木建工事9人、鉄骨工事1人、建築設備1人、その他建築10人]
- ・ 設備工事 2人[機械器具設置1人、電気通信1人]
- ・ 土木工事 3人[その他土木3人]

② 経験年数

- ・ 30年以上 11人
- ・ 10～29年 11人
- ・ 10年未満 4人

③ 職種

- ・ 技能者 19人[大工4人、板金工4人、作業員・技能者3人、解体工2人、電工2人、塗装工1人、造園工1人、左官1人、屋根ふき1人]
- ・ 管理者 3人
- ・ その他建設業 4人

(3) 「木建工事」における「墜落・転落」災害（19人）の特徴

① 起因物

- ・「屋根・はり・もや等」 9人
- ・「足場」 5人
- ・「はしご等」 3人
- ・「開口部」 1人
- ・「作業床・歩み板」 1人

② 経験年数

- ・30年以上 12人
- ・10～29年 5人
- ・10年未満 2人

③ 職種

- ・技能者 16人[大工7人、作業者・技能者3人、板金工2人、塗装1人、左官1人、屋根ふき1人、煉瓦積1人]
- ・管理者 1人
- ・その他 2人

(4) 「鉄骨等工事」における「墜落・転落」災害（16人）の特徴

① 起因物

- ・「開口部」 4人
- ・「はしご等」 2人
- ・「建築物・構造物」 2人、「建設機械等」 2人、「屋根・はり等」 1人、「足場」 1人、「作業床」 1人、「支保工」 1人、「地山」 1人、「階段」 1人

② 経験年数

- ・30年以上 9人
- ・10～29年 6人
- ・10年未満 1人

③ 職種

- ・技能者 11人[とび・土工3人、塗装3人、大工2人、解体工1人、電気1人、作業者・技能者1人]
- ・管理者 1人
- ・その他 4人

(5) 「道路建設工事」における「墜落・転落」災害（5人）の特徴

① 起因物

- ・「建設機械等」 4人[掘削用機械2人、不整地運搬車1人、締固め用機械1人]
- ・「建築物・構造物」 1人

② 経験年数

- ・30年以上 5人

③ 職種

- ・技能者 5人[土工2人、運転者2人、作業員・技能者1人]

(6) 「激突され」災害（20人）の特徴

① 起因物

- ・「建設・荷役・機械・クレーン等」 14人[掘削用機械7人、移動式クレーン3人、フォークリフト2人、不整地運搬車1人、高所作業車1人]
- ・「立木等」 6人

② 工事の種類

- ・土木工事 13人[土地整理4人、河川2人、道路1人、砂防1人、その他土木5人]
- ・建築工事 4人[鉄骨等1人、その他建築3人]
- ・設備工事 2人[機械器具設置2人]
- ・その他 1人

③ 経験年数

- ・30年以上 9人
- ・10～29年 5人
- ・10年未満 6人

④ 職種

- ・技能者 12人[土工5人、作業員・技能者5人、設備機械工2人、解体工1人]
- ・管理者 1人
- ・その他 7人

6. 高年齢者の「熱中症」死亡者数の割合と推移

建設業における過去5年の「熱中症」による全年齢の死亡者の合計数に対する高年齢者の割合は、3割を下回っている（25.9%）が、ここ2年は3割を超えている（36.4%）。

	全年齢（人）	60歳以上～（人）
令和2年	7	1
令和3年	11	2
令和4年	14	3
令和5年	12	4
令和6年	10	4
合計	54	14

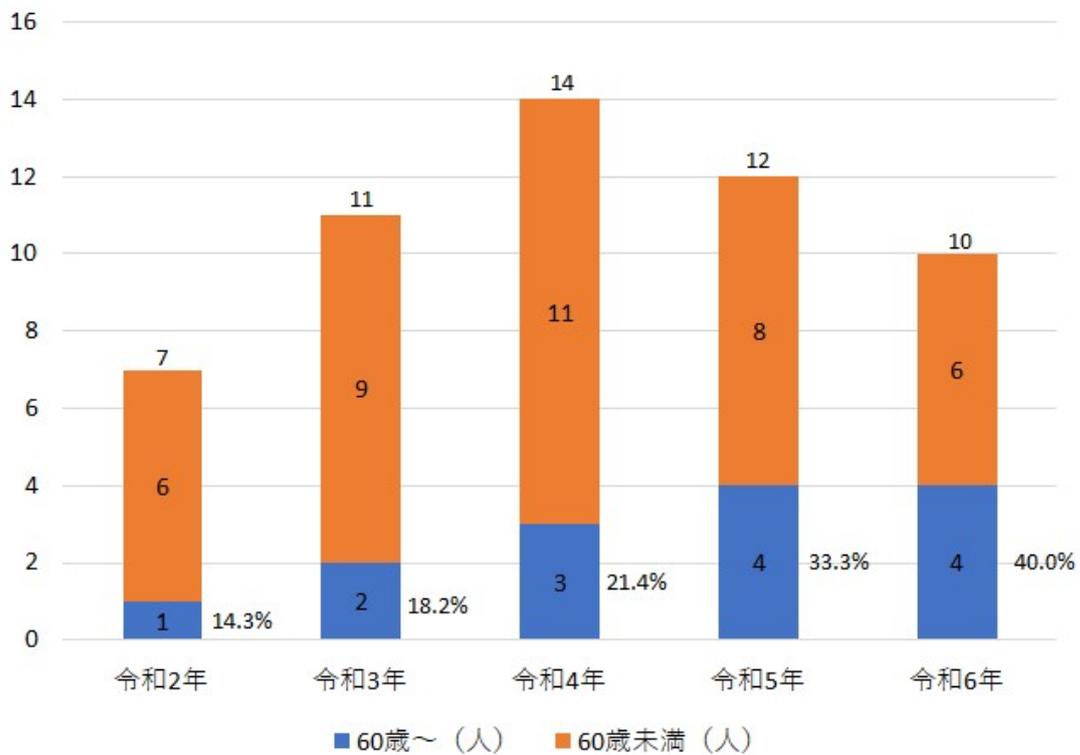


図5. 建設業における熱中症による全年齢の死亡者数と高年齢者（60歳以上）の死亡者数の割合と推移（令和2年～令和6年）

7. 死傷災害の事故の型別の特徴（令和6年の休業4日以上死傷災害）

(1) 高齢者の割合が高い事故の型

「墜落・転落」：高齢者 35.2% (1,208/3,429) [60歳未満 30.2% (3,143/10,420)] [全年齢 31.4% (4,351/13,849)]

「転倒」：高齢者 16.9% (581/3,429) [60歳未満 10.3% (1,077/10,420)] [全年齢 12.0% (1,658/13,849)]

「激突され」：高齢者 6.2% (211/3,429) [60歳未満 5.6% (581/10,420)] [全年齢 5.7% (792/13,849)]

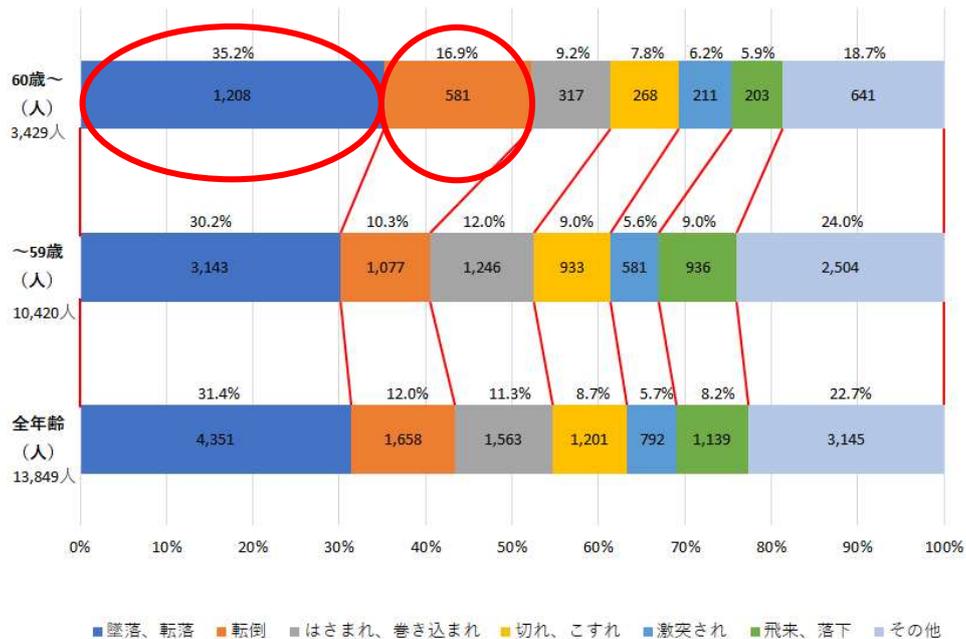


図 6.建設業における死傷災害(令和6年休業4日以上)の高年齢者の事故の型別割

(2) 事故の型別の死傷災害の年齢別割合

- ・「転倒」：35.0% (581/1,658)
- ・「墜落・転落」：27.8% (1,208/4,351)
- ・「激突され」：26.6% (211/792)



図 6-2. 建設業における事故の型別死傷災害 (令和6年休業4日以上) の年齢別割合

第3章 高年齢者に対する労働災害防止対策の現状把握

本章では、高年齢者に対する労働災害防止対策の現状を把握するため昨年度行った大手建設会社の店社及び現場に対するアンケートに引き続き行って、中小建設事業者に対するアンケート調査の結果及び取組が見られる大手の現場、本社等に対するヒアリング調査の結果を示す。なお、併せて、関連産業での取組好事例を収集した。

1 中小総合工事業者に対するアンケート調査

(1) 目的

中小総合工事業者において、元請として取り組んでいる、現場における高年齢者向けの労働災害防止対策について、取組状況、健康状況の把握、気を付けている作業、意見・要望等の実態を把握することで、今後の高年齢者対策の検討に役立てる。

(2) 調査対象

(一社) 全国中小建設業協会会員企業 (約 2,300 社) に対して、同協会本部・支部を通じて依頼し、直接建災防で回収したもの (参考資料 1 参照)。

(3) 調査時期

令和 7 年 10 月 14 日～令和 7 年 11 月 17 日

(4) 回答企業数

165 企業：土工工事 135 (道路工事、河川工事等)、建築工事 45 (ビル等建築工事、木造工事等)
10 人未満 30 社、10 人以上 30 人未満 62 社、30 人以上 50 人未満 21 社、50 人以上 25 社
未回答 19 社

(5) 調査結果のポイント

- ① 高年齢者向け対策について、7 割 (69.7%) が取り組んでいる。10 人未満規模は半数以下。取り組んでいない理由として、「年齢に関係なく安全対策を実施」が最も多い。
- ② 高年齢者の健康状況については、ほぼ全数で把握し、健康診断の受診の有無、日々の健康状況等を新規入場時、現場での声掛け等により把握している。規模が小さくなるほど、現場での声掛け割合が高く、10 人未満では、「有所見者となった者の人数とその項目」の割合が低い。
- ③ 元請として気を付けている作業は、「暑熱環境作業」135 件、「高所作業」120 件、「重量物運搬作業」82 件の順に多い。
- ④ 協力会社への指導は約半数弱 (43.6%) で行っている。規模が小さくなるほど低い。
- ⑤ 対策への要望について、「対策マニュアル、チェックリスト」105 件、「対策事例集」82 件、「体力測定」71 件、「意識付け教育」60 件の順に多い。10 人未満は「体力測定」が高い。

(6) 調査結果

調査結果は、次の通り。

高齢者向け労働災害防止対策のアンケート調査結果

I 回答企業の状況

回答企業は 165 社で、30 人未満規模が 6 割、土木工事が 8 割以上を占める。

1. 従業員規模

10 人以上 30 人未満が全体の 4 割近く (37.6%) と最も多く、10 人未満 (23.0%) と合わせると、30 人未満が 6 割 (60.6%) を占めている。

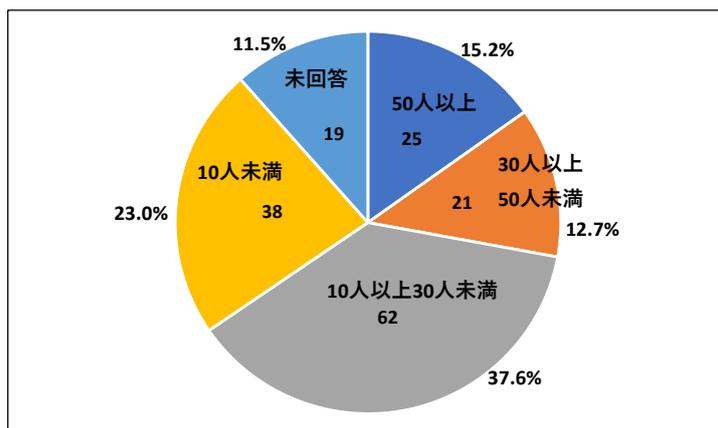


図 3-1. 回答企業の従業員規模別内訳

2. 主な工事の種類 (複数回答可)

土木工事が 7 割以上 (133/189) を占めている。

土木工事のうち、道路工事が半数 (69/155) を占めている。

建築工事のうち、ビル等建築工事が最も多く (17/50)、次いで木造工事が多い (13/50)。

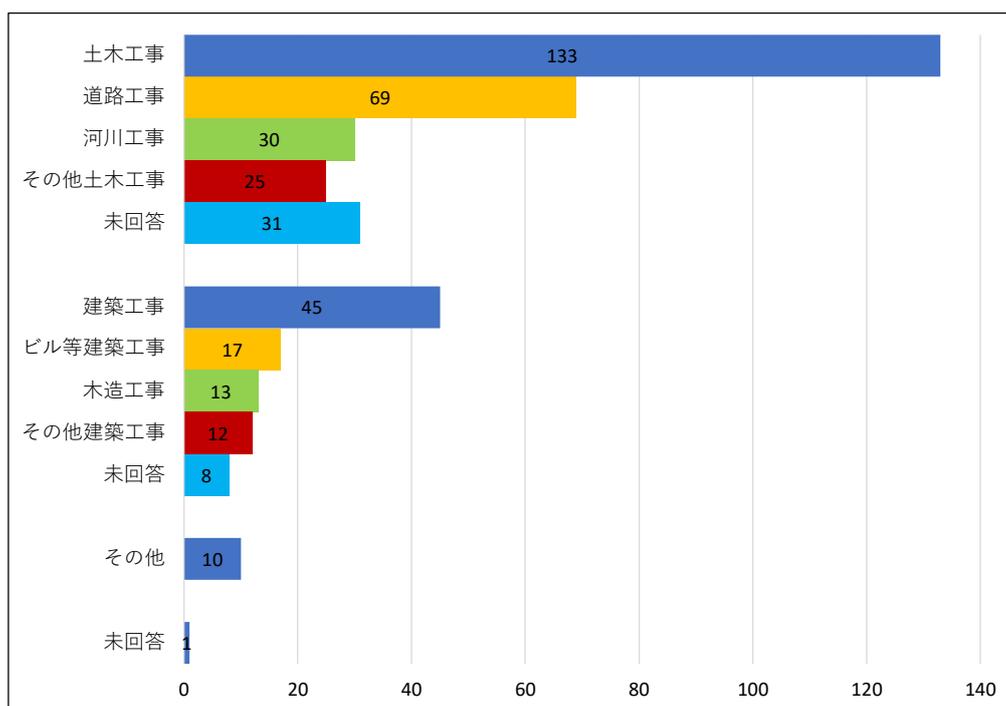


図 3-2. 回答企業の工事の種類別内訳

II 調査結果の内容

アンケート調査票の項目に沿って、調査結果内容を示す。

1. 高年齢者を就労させる場合（協力業者への指示、指導含む）、何か対策を取っていますか？

(1) 全体

7割で何らかの対策を取っている。

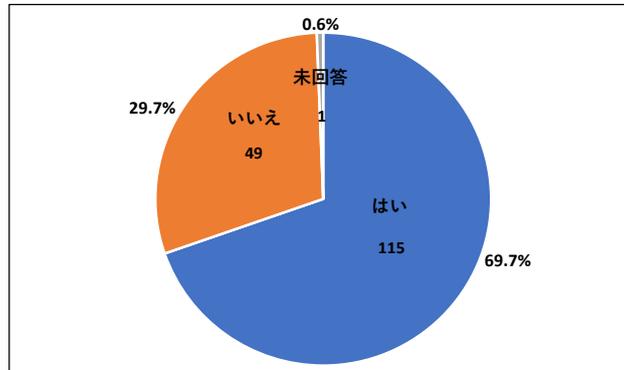


図 3-3. 高年齢者対策を取っているかの有無

(2) 従業員規模別

10人未満規模では対策を取っている割合が半数以下（44.7%）と、10人以上規模が7割となっている。

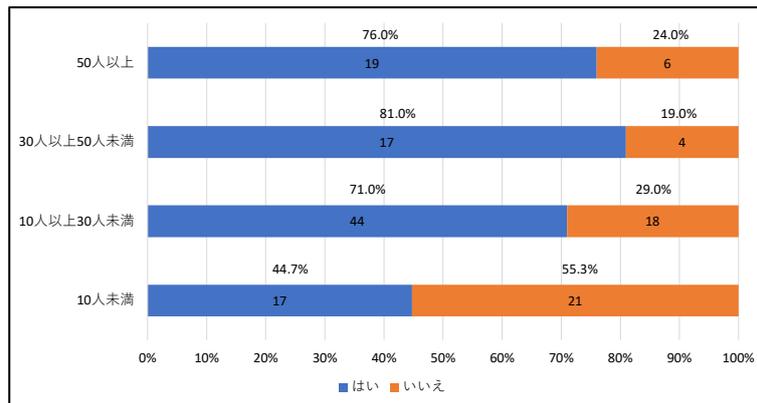


図 3-4. 高年齢者対策を取っているかの有無の従業員規模別内訳

1.2 取り組んでいない理由は何ですか？（複数回答可）

「年齢に関係なく安全対策を実施」が最も多い。（43/63）

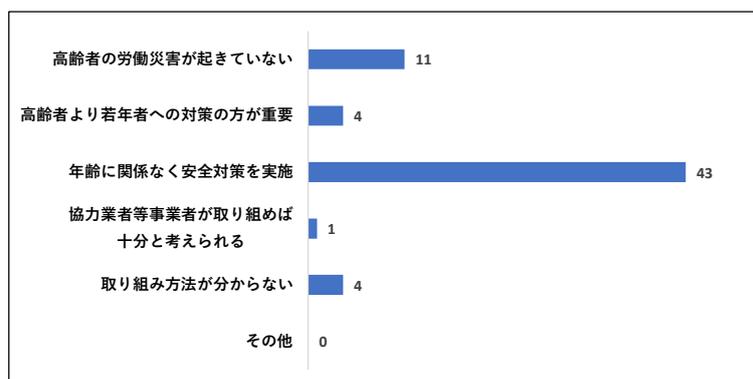


図 3-5. 取り組んでいない理由

2. 元請業者として、現場で作業する高年齢者（協力業者含む）の健康状況を把握していますか？

(1) 全体

高年齢者の健康状況については、十分把握（35.2%）、ある程度把握（63.6%）とほぼ全数で把握している。

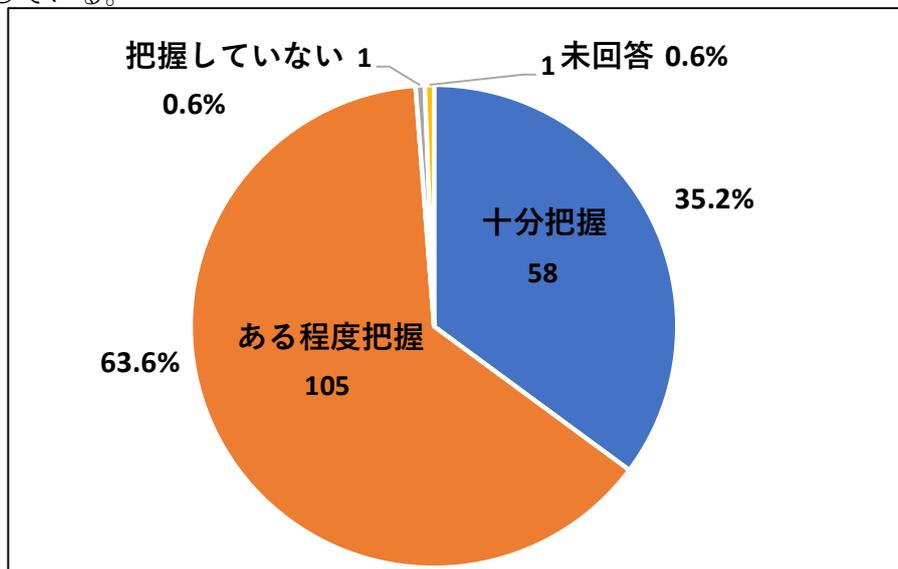


図 3-6. 高年齢者の健康状況把握

(2) 従業員規模別

10人未満規模で「十分把握」が半数近く（47.4%）と全体より高くなっている。

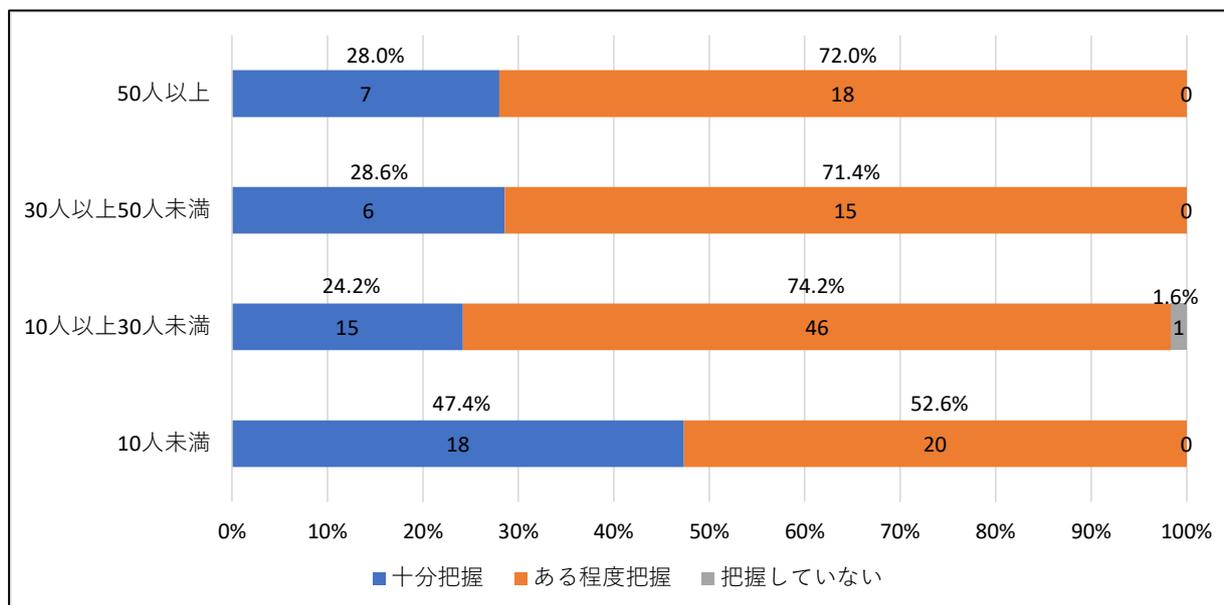


図 3-7. 高年齢者の健康状況把握の従業員規模別内訳

3. 高齢者（協力業者含む）の健康状況についてどのような内容を把握していますか？

（複数回答可）

（1）全体

高齢者の健康状況の内容については、「健康診断の受診の有無」（148）が最も多く、次いで「日々の健康状況（睡眠、食事、体調）」（105）が多い。

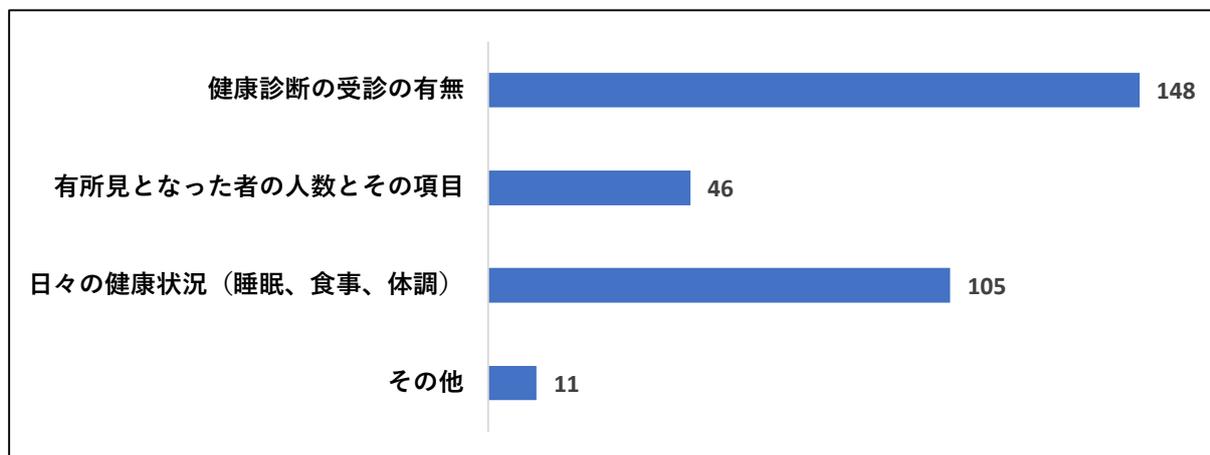


図3-8. 高齢者の健康状況の把握内容

（2）従業員規模別

従業員規模別では、大きな違いは見られないが、10人未満では、「有所見者となった者の人数とその項目」が少ない。10人未満では、健康状況の「十分把握」割合が高いものの「有所見者となった者の人数とその項目」の内容確認が少ない状況となった。

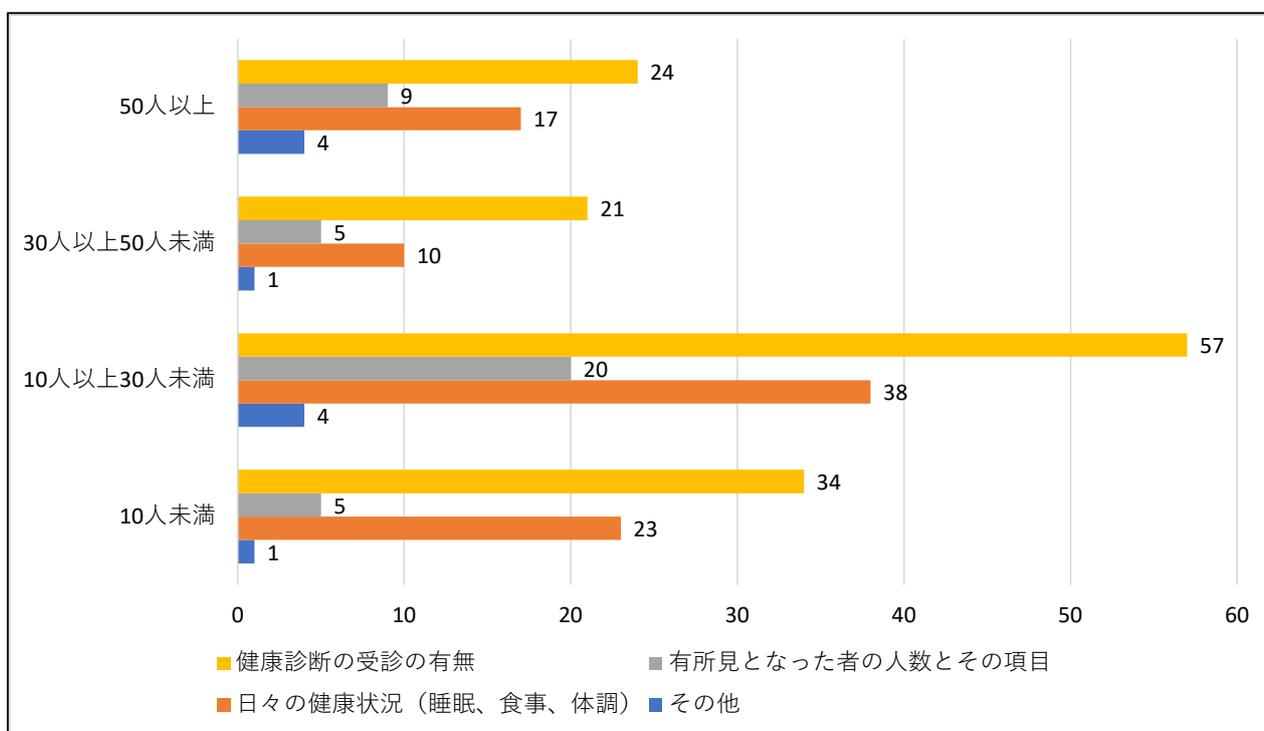


図3-9. 高齢者の健康状況の把握内容の従業員規模別内訳

4. 高齢者（協力業者含む）の健康状況をどのように把握しましたか？（複数回答可）

(1) 全体

高齢者の健康状況把握方法として、「新規入場時に持病の有無などを元請職員へ申告してもらった」(80)、「元請職員が現場で声掛けし体調を確認した」(68)が多く、次いで「協力業者の職長等から聞いた」(44)となっている。

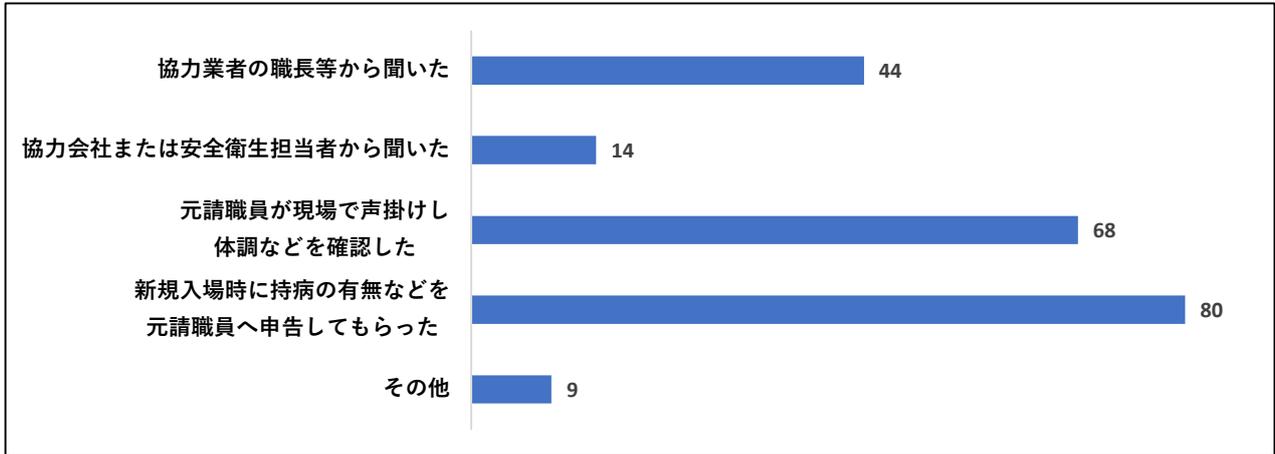


図 3-10. 高齢者の健康状況の把握方法

(2) 従業員規模別

従業員規模別では、大きな違いは見られないが、30人未満規模で「元請け職員が現場で声掛けし体調を確認した」の割合が大きい。

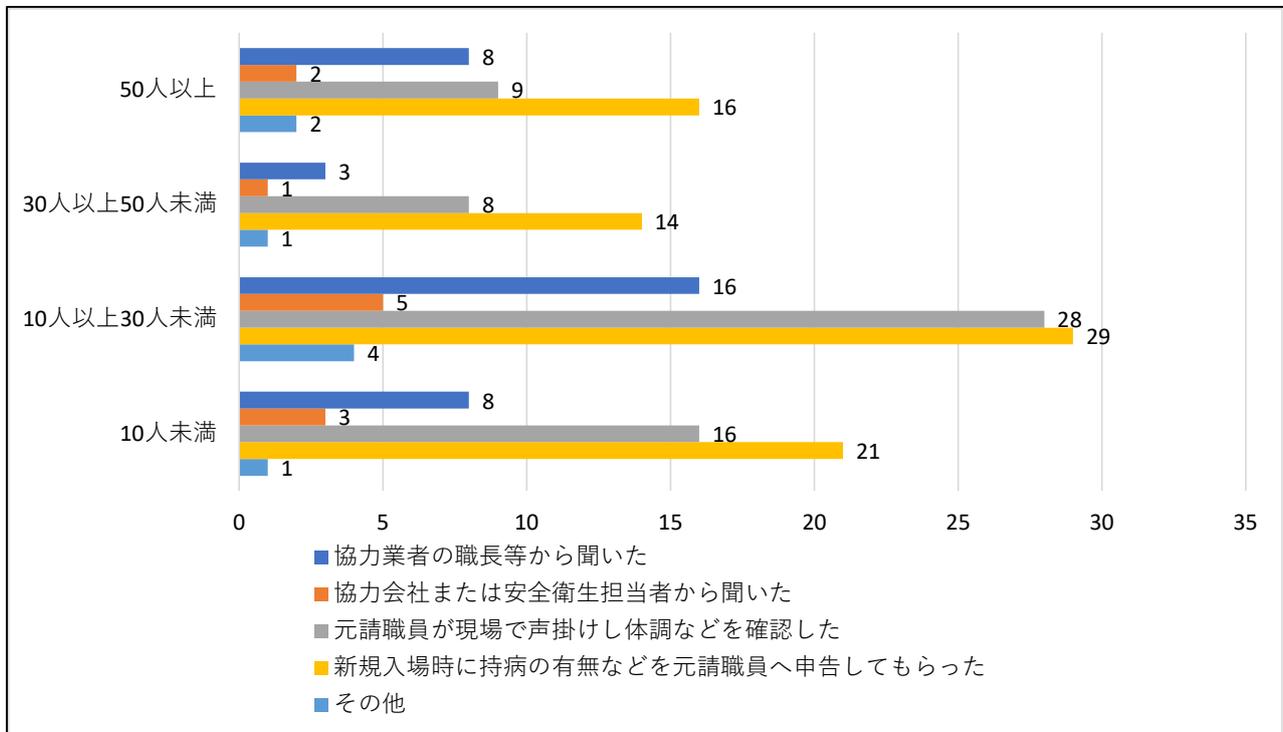


図 3-11. 高齢者の健康状況の把握方法の従業員規模別内訳

5. 高年齢者（協力業者含む）に作業指示を出す場合、元請として気をつけている作業はありますか？（複数回答可）

(1) 全体

高年齢者に対して気をつけている作業として、「暑熱環境作業」(135) 及び「高所作業」(120) が最も多く、次いで「重量物運搬等作業」(82)、「重機等運転作業」(58)、「夜間作業」(49) の順となっている。

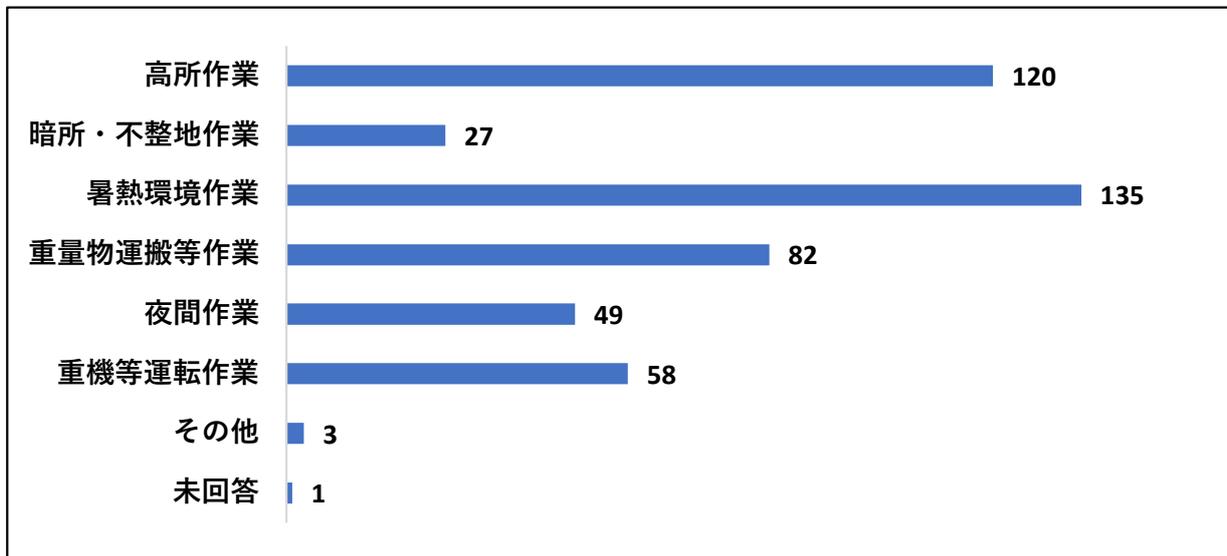


図 3-12. 高年齢者に対して気をつけている作業

(2) 従業員規模別

従業員規模別では大きな違いは見られない。

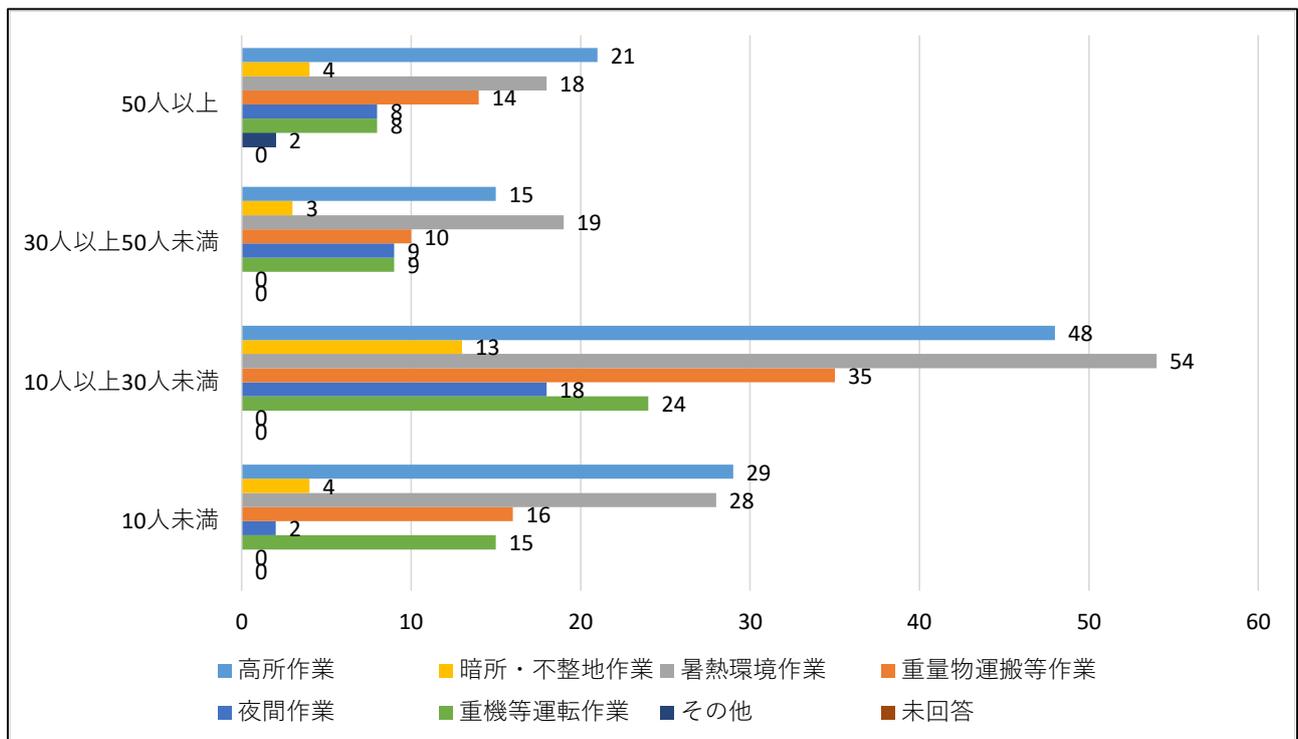


図 3-13. 高年齢者に対して気をつけている作業の従業員規模別内訳

6. 高齢者対策（私病への対応含む）を取るよう協力業者に指導を行っていますか？

(1) 全体

協力会社への指導は半数近く（43.6%）で行っている。

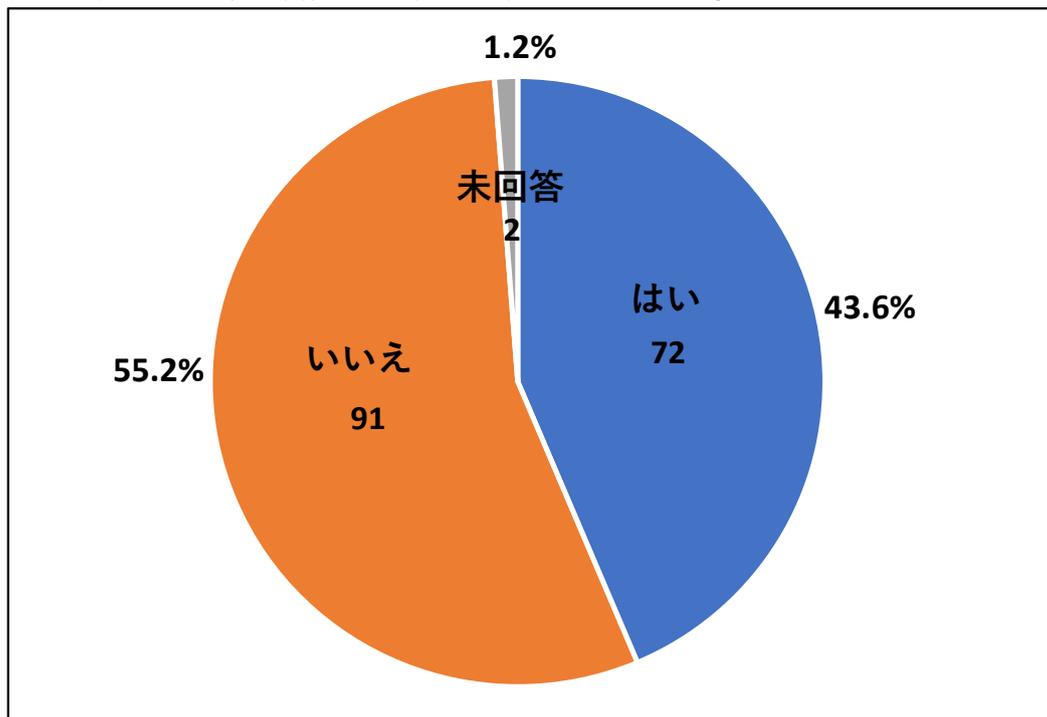


図 3-14. 協力業者への高齢者対策の指導の有無

(2) 従業員規模別

50人未満規模、30人以上50人未満では6割弱（57.1%）、10人以上30人未満では4割強（45.2%）10人未満では3割弱（28.9%）と規模が小さくなるほど低くなっている。

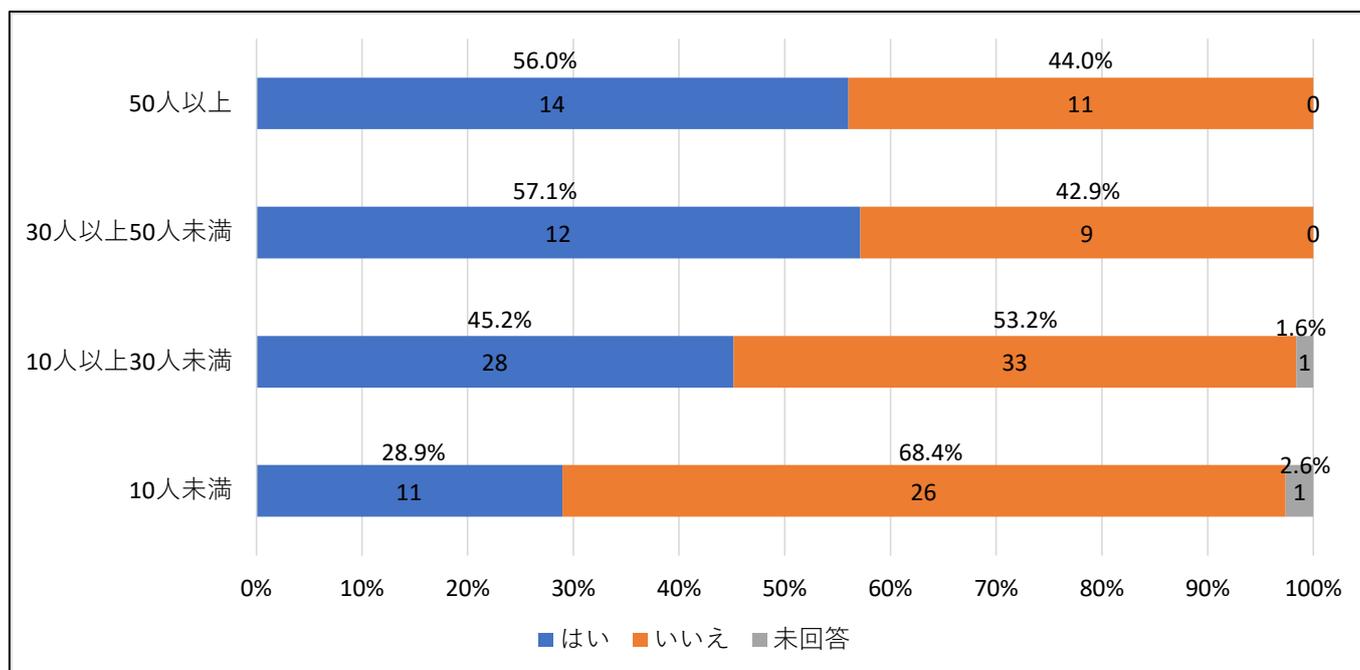


図 3-15. 協力業者への高齢者対策の指導の有無の従業員規模別内訳

6.2 どのような指導を行っていますか？（自由記述）

高年齢者対策の指導内容として、大きく、「健康状況の把握」、「作業内容に関する措置」、「安全教育・啓発」に大別されるが、30人未満規模では「健康状況の把握」が大半を占め、30人以上規模では、「作業内容に関する措置」が多い。

表3-1. 協力業者への高年齢者対策の指導内容の従業員規模別内訳

	健康状況の把握	作業内容に関する措置	安全教育・啓発
50人以上	<ul style="list-style-type: none"> 私病の把握、高所作業の適否、日頃の病状管理徹底。 私病については受診して状況を把握するように指導。 健康診断でかの有所見者へ精密検査等その後の対策を取るよう指示し、結果を提出。 私病の内容及び対応、対処法の確認などを聞き作業に従事させる。 持病の治療、完治の状況を把握する。必要に応じて入場の禁止。 健康診断の受診結果における所見ありの場合の病院での再診。 健康診断の実施項目 年一回受診指導 高血圧者の治療受診の指導等。 	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業の禁止等、作業の制限や単独作業の禁止。 高所作業の禁止。 年齢や体調に応じた作業員配置。 高所作業では65歳以上は原則禁止。従事には所属会社社長の承認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎朝の朝礼時、毎月の安全教育にて協力会社に指導している。
30人以上 50人未満	<ul style="list-style-type: none"> 日々の健康状況の把握。 こまめに顔色を確認する。 健康状態及び体力状況の把握。 定期健診等の受診。 日々の健康管理。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業内容の選定。 墜落・転落事故防止を図るため、高所で行う作業には高年齢者作業員を就かせないように指導している。また、重量物の運搬作業等についても腰痛の発症原因になることやバランスを崩して転倒事故等の発生原因となるため、高年齢者作業員の作業内容を配慮するように指導している。 高所、重量物、暑熱に対して高年齢者を制限する。資料は必ず保存する。（3年以上） 軽作業への配置、作業時間短縮等。 	<ul style="list-style-type: none"> 書面にて周知。 朝礼等にて、口頭で指導。 安全衛生教育、心身の条件に応じた配置。
10人以上 30人未満	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態を本人から正直な情報を聞き出す事。 既往症・私病・通院等の確認をする。 朝礼で、体調管理を確認。 病気の人は、職長等が知っているよう通達する。 薬などを飲んでいる人へ確認。 定期的に通院している作業員がいれば、報告してもらっている。 健康診断の実施→有所見者への通知・再検査等。 高年齢者の作業員の健康状態を把握しておく事。 健康診断の受診、要精検の場合の再受診。 健康診断受診の有無、服薬者への確認、始業前、始業後のチェック。 朝の朝礼時に目視による確認及び声がけ。 持病及び体調チェックを行い問題があれば報告するように求めている。 健康診断書の提出（医師による就労可能であるかの確認の為）。 健康診断を受けて体調を自覚してメンテナンスするよう指導している。 健康診断等にて要検査が出れば、仕事を休んででも行くように伝えている。 協力会社は事業者責任とし高年齢者の健康管理を適切にするよう指導しています。 医療機関で受診することを指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業への配置禁止。 個人の体力・能力に応じた適正な作業配置。 作業配置の指示。 	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢労働者が担う作業内容についてのリスク教育。 状況に応じて病院へ行くことを奨める。 書面または防災協・安全訓練等。 新規入場に口頭指示。
10人未満	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場時に持病等あるか確認している。 日々の健康状況を把握する。 病院等の通院。 毎日の体調チェック、KY活動。 健康状態の把握と作業内容の制限等。 定期健診結果のコピー確認。 毎朝チェック。 現状の体調確認・通院の有無等。 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず2人以上にて作業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全協議会で事故例、実体験で啓蒙。 高年齢者向けの安全教育を行う。

7. 高年齢者(協力業者含む)の労働災害防止対策を進める上で意見、要望等を教えてください。

(複数回答可)

(1) 全体

高年齢者対策への意見、要望として、「対策マニュアル、チェックリストを作ってもらいたい」(105)が最も多く、次いで「対策事例集を作ってもらいたい」(82)、「現場でできる体力チェック方法を示してもらいたい」(71)、「本人への意識付け教育方法を示してもらいたい」(60)となっている。

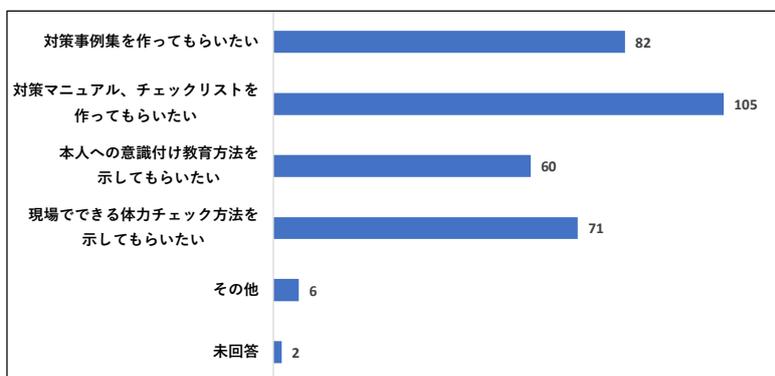


図3-16. 高年齢者対策への意見、要望等

(2) 従業員規模別

10人以上30人未満規模では「対策マニュアル、チェックリストを作ってもらいたい」(43)が最も多いのに対し、10人未満規模では「現場でできる体力チェック方法を示してもらいたい」も同数を占めている。

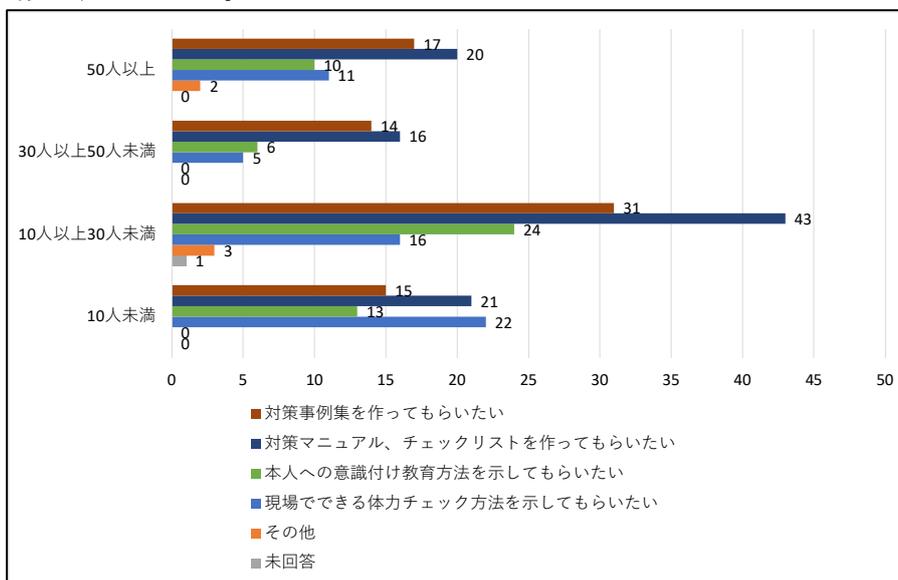


図3-17. 高年齢者対策への意見、要望等の従業員規模別内訳

(3) その他の意見要望等

- ・本人への意識づけか高年齢者になっているとの認識。
- ・密なコミュニケーションをとる。
- ・協力会社が事業者責任として行うべき事項・対策等をマニュアルとして作ってほしい。
- ・推奨される高年齢者保護器具の紹介。
- ・上記の、現場でできる体力チェックに加え「判断力」のチェック方法もお願いしたい。
- ・安全大会等での専門的な指導員の派遣。

8. 高齢者（協力会社含む）の労働災害を防止するために独自に取り組んでいることや工夫していることがあればご記入ください。（自由記述）

高齢者対策の独自の取組として、「作業制限」、「健康・体調確認」が多くを占め、10人未満規模では「健康・体調確認」が多く、30人以上規模では「作業制限」及び「作業時間短縮・休憩」が大きくなっている。また、「転倒防止、段差解消の取組」も規模に関係なく存在する。

表2. 高齢者対策で独自の取組の従業員規模別内訳

	作業制限	健康・体調確認	転倒防止・段差解消	作業時間短縮・休憩	その他
50人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく、軽作業を担当させる ・高齢者の作業に合った作業配置を行っている。重量物を取り扱う作業には従事させない。一人作業を行わせない。作業時間を短くしている。 ・少しの段差でもつまずいて転倒する恐れがあるため。平坦な場所での作業するようにしています。また、高所作業はさせないようにしています。 ・高所作業は原則禁止、重量物取扱い原則禁止。 ・日々の作業内容の確認を行っている、体調管理を含めたコミュニケーションを闊達に行っている、脚立作業の禁止。 ・夜間作業は原則禁止。喫煙、深酒の注意喚起。 ・基本として単独作業をさせない様に配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧を確認するようにしていく。 ・定期健康診断、朝礼での安全注意事項の確認。 ・朝礼時に積極的に作業員とコミュニケーションを図り、その日の体調等を確認。 ・社員については67歳以上の人の体力測定を実施し体力年齢を確認 ・(再掲) 日々の作業内容の確認を行っている、体調管理を含めたコミュニケーションを闊達に行っている、脚立作業の禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 少しの段差でもつまずいて転倒する恐れがあるため。平坦な場所での作業するようにしています。また、高所作業はさせないようにしています。 ・通誘導員が使う安全通路は、段差に配慮する。作業員名簿から高齢者率を算出して、誘導業務に差支えが生じないか検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 高齢者の作業に合った作業配置を行っている。重量物を取り扱う作業には従事させない。一人作業を行わせない。作業時間を短くしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の運転について、踏み間違防止機能付き車両などアシスト機能付車両の使用を推奨している。
30人以上 50人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業、暗所作業から外す。 ・高齢者を就業させない。 ・認知機能がやや低下してきている職員には、とっさの判断を求められる作業を行わせないようにしている。 ・車両、重機の運転はさせない。休憩時間を多くとってもらう。 ・年齢の確認。受入時教育で60歳以上の高所作業禁止。 ・70歳以上の単独作業は原則禁止をしている。 ・高所作業の禁止、危険箇所の作業禁止、熱中症対策、健康診断の受診。 ・遠くの現場や高速道路を使う現場は控える。火をつけたりする仕事は控える。 ・高齢者といえども体力、能力に個人差があるので作業状況等、確認し無理なく出来る作業に従事して頂いている。 ・1人作業をなるべく減らすようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調確認の徹底と口頭による作業指示。 ・通院日や体調がすぐれない時には遠慮なく休んでもらう様にしている。 ・普段からの声掛けや、状況把握を直接のコミュニケーションにより確認する。 ・朝礼、現場での確認。 ・新規入場者教育時に血圧及び持病のチェックを行い、病院での治療や再検査を受けるように指導している。 ・高所作業の禁止、危険箇所の作業禁止、熱中症対策、健康診断の受診。(再掲) ・朝礼時での声掛け及びミーティング後の見回りを実施。 ・必ず現場へ行って観察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の現場において単独作業を禁止と現場内の段差を極力緩和する。現場責任者は、現場巡視時に高齢作業員の作業状況を必ず確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り残業はしないように努めている。 ・車両、重機の運転はさせない。休憩時間を多くとってもらう。(再掲) ・夏の暑いときは特に高齢者は水分や休憩時間を通常より多めに取るようにしている。現場事務所に自販機の設置や冷蔵庫での飲み物の保管をし、自由に飲めるようにする。 ・酷暑時における休憩。 ・社有車を使用させず、公共交通機関を使用させる。長時間作業とならないよう指導。 ・現場にWBGTを設置している。暑さ対策としてドリンクを協会含め支給している。休憩所に冷暖房を完備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に安全への意識として高いところに登らないように促したり、社用車も脚立やハシゴが持っていけない小さな車に変更等。 ・社有車を使用させず、公共交通機関を使用させる。長時間作業とならないよう指導。(再掲) ・希望する社員に肺炎球菌ワクチンを接種する。個々の現場において単独作業を禁止と現場内の段差を極力緩和する。現場責任者は、現場巡視時に高齢作業員の作業状況を必ず確認する。(再掲)
10人以上 30人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業を控える。(させない) 昇降及び階段での移動時は必ず手摺を持って移動する。段差注意標示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前に作業員の体調確認を行うとともに、作業中及び休憩中においても作業員の行動や言動等の異常の有無について、作業員同士で確認するよう指導している。 ・声掛け。 ・新規入場時教育において、年齢と健康状態を確認し、日常の朝礼・KY活動時に建災防で推奨している健康KY活動でチェックを行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業を控える。(させない) 昇降及び階段での移動時は必ず手摺を持って移動する。段差注意標示をする。(再掲) ・転倒防止対策、危険箇所を明示するための安全標識等の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理やこまめな休憩を心がけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年雇用の更新をしている。
10人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で持病等ある者は高所作業原則禁止 朝礼・休憩時の体調確認を行っている。 ・1人で作業させない。 ・必ず2人以上にて作業に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で持病等ある者は高所作業原則禁止 朝礼・休憩時の体調確認を行っている。(再掲) ・健康診断の実施。 ・ラジオ体操をよく見る。 ・持病に関する報告をもとめるとともに、視力検査を行い適切な医療機関を受診する様指導。熱中症対策として注意喚起表示看板を場内に掲示し、休憩小屋に空調機を設置して、クールダウンを適宜行っている。 ・熱中症対策として水分補給の呼びかけ。 ・夏季作業時等、若い人のペースについて行けない高齢社員には、休憩を取るよう促す。 ・確認行動を促進し、注意力が低下しないように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害をなくすため、作業場等の整頓により、床に置いてある物品をなくす。 ・転倒防止のため、不要な段差がないかチェックし、段差を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①1日の労働時間の短縮。②残業なし。③週休2日制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量物を持ち上げなくていいようにリフト機械等を導入している。 ・若手と作業分配を考慮し、高齢者は若手への技能の伝承につなげる。 ・年齢問わず講習会へ参加で教育体制を整備し、若手と高齢者との支援相互関係を構築。

9. 上記の取組とは別に、作業者の年齢に応じた災害防止対策を行っていますか。

(1) 全体

年齢に応じた災害防止対策を行っているのは2割弱（16.4%）である。

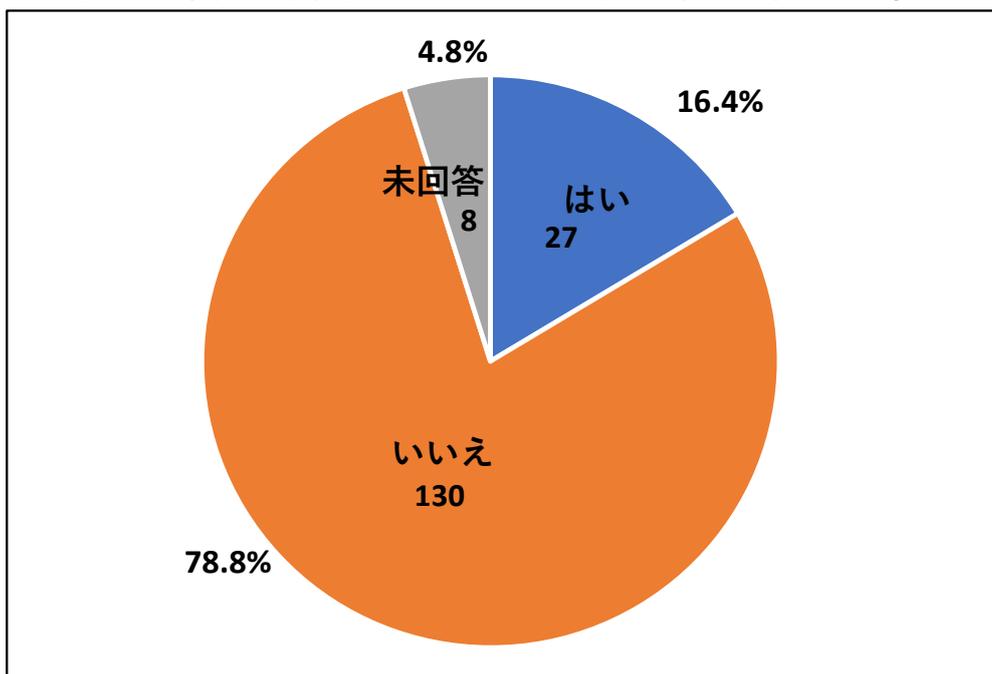


図3-18. 作業者の年齢に応じた災害防止対策の有無

(2) 従業員規模別

従業員規模別の大きな違いは見られない。

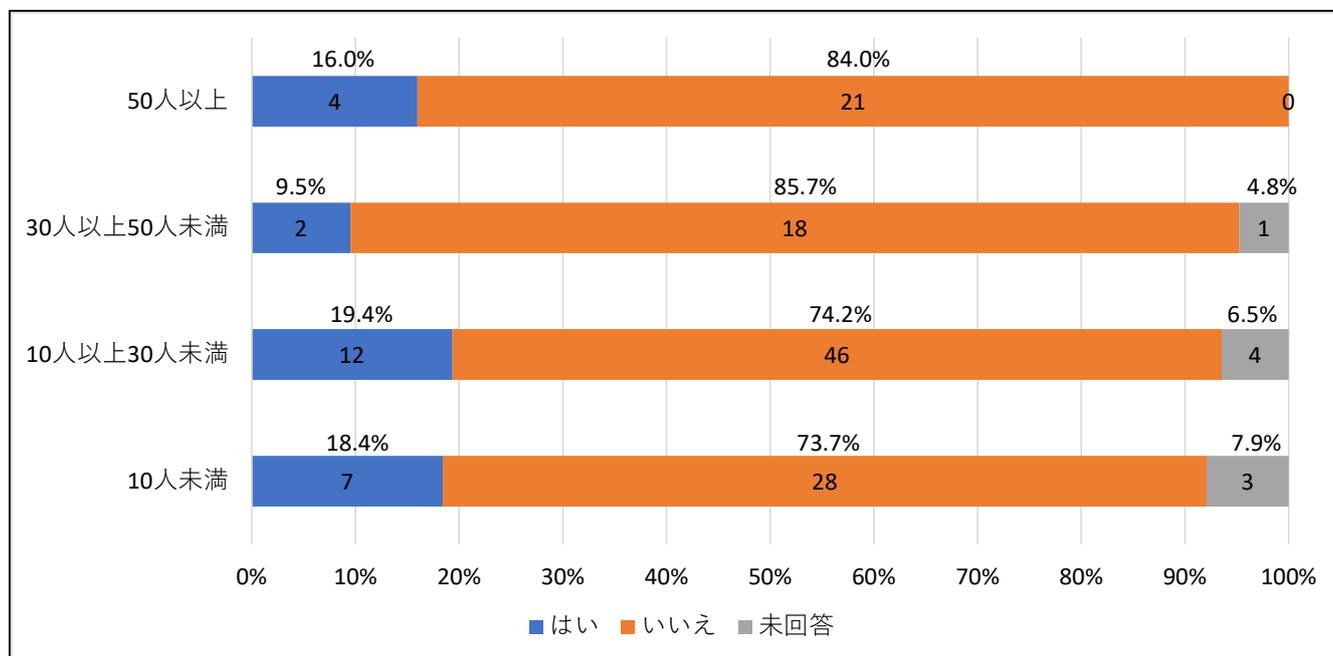


図3-19. 作業者の年齢に応じた災害防止対策の有無の従業員規模別状況

9.2 行っている場合、年齢ごとにどのような対策をしていますか？（自由記述）

- ・年齢別対策としては、60歳以上、70歳以上で区分しているところが多い。
- ・中には「薬を服用している人の確認」や「各々の個人の得意分野を活かせる様、確認、聞き取り」等が見られる。

	対策
50人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上は単独作業は原則禁止、65歳以上は高所作業原則禁止。 ・70歳以上は重機、車の運転は原則禁止。 ・高所作業では65歳以上は原則禁止。従事には所属会社社長の承認が必要。
30人以上50人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業禁止、軽作業をしてもらう。 ・法令に基づき、危険作業にならないような作業配置を考慮している。
10人以上30人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の職員には、夏場可能な限り休暇（休み）を取らせるようにしている。 ・65歳以上は高所作業、暗所作業は原則禁止。 ・65歳以上は、高所作業禁止。70歳以上単独作業原則禁止、65歳以上は高所作業原則禁止、重量物運搬等作業禁止、高齢作業員に関しては、原則危険な作業禁止 ・70歳以上は WBGT35 度以上での単独作業は原則禁止、65歳以上は高所作業原則禁止。 ・70歳以上は 30℃以上の気温となった時は、単独作業は禁止 ・高齢者は就労後状況を確認して、継続が中止かを決めて対処している。 ・一人での作業は禁止。 ・集中力を必要とする作業について、作業時間の短縮と見守り。 ・薬を服用している人には服薬の確認。
10人未満	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の体力測定やチェックシート記入。 ・60歳以上の社員は、高所作業はさせません。 ・65歳以上は高所作業原則禁止。 ・70歳以上は WBGT30 度以上での単独作業は原則禁止、65歳以上は高所作業原則禁止。 ・年齢ではなく、それぞれ個人の得意な分野を活かせる様に、作業中の様子を確認したり聞き取ったりします。

2 大工事現場等へのヒアリング調査

高年齢者対策に積極的に取り組んでいる大手建設工事現場、本社に出向き、その背景、考え方、課題等についてヒアリングを行ったが、その概略は次のとおりである。詳細は次ページ以降に示した。

(1) 目的

昨年度、高年齢者対策についてアンケート調査を実施した労研会員企業の現場等のうち、高年齢者向け取組を積極的に行っている所を対象として、高年齢者の安全と健康に関する取組、課題等を聴くことで、今後の取組促進に役立てるため、ヒアリング調査を行う。

(2) ヒアリング項目

- ① 高年齢者対策に取り組始めた背景、動機
- ② 高年齢者の安全と健康に対する考え方
- ③ 取り組んでみて難しいこと
- ④ 効果があったと思われること
- ⑤ 今後の課題

(3) ヒアリング調査対象現場の選定

- ・熱中症対策で積極的な取組を行っている現場（A社、B社）
- ・重機オペレーターに対する取組を行っている現場（B社）
- ・体力測定等取組企業

(4) 調査時期

令和7年10月～令和8年1月

企業	現場の工事の種類	工期	作業員人数	ヒアリング調査日
A社	a 土木工事	2025/4～2025/12	14人	令和7年10月27日（月）
	b 建築工事	2024/7～2025/12	100人程度	令和7年11月5日（水）
B社	a 建築工事	2024/1～2026/3	100人程度	令和7年11月10日（月）
	b 建築工事	2024/3～2027/2	75人	令和7年11月27日（木）
C社	本社	-	-	令和8年1月20日（火）

※C社は昨年度紹介取組事例「高年齢作業員体力測定マニュアル」をヒアリング。

(5) ヒアリング調査結果

① 総括

- ・新規入職時に、健康状態を確認する等把握した上で、配慮した作業配置が行われている。
- ・声掛けによる配慮（アナログ管理）により、信頼関係を築くことが重要。
- ・若年者へのノウハウの継承が課題。
- ・年齢を理由に作業を制限することは難しい。
- ・熱中症対策としては、ウェアラブル機器等の ICT の導入が進められている。
- ・体力測定を実施することで、作業員自身の身体能力を自覚してもらうことができる。

② 高齢者への取組背景・動機

- ・軽度の熱中症発生や重機オペレーターが気を失う事故等の発生。(A-a, B-b)
- ・高齢者の災害増加傾向 (C)
- ・高齢者は足元がおぼつかなくなる等配慮が必要。(B-b)

③ 安全と健康に対する考え方

- ・入場前に既往症、持病等健康状態を確認する (B-b)。
- ・差別せずに配慮、適材適所配置 (A-b)。
- ・作業時間の短縮、重労働を減らす等配慮 (B-b)。
- ・重機オペレーターには定期的検査（イライラ度チェック）(B-a, b)。
- ・身体機能測定を通じて、周りの配慮と本人の自覚を促す (C)。
- ・高齢者と若年者のペアにより安全に作業を行い、技術ノウハウを伝承できる形を取る。

④ 取り組んで難しかったこと

- ・高齢者は体調不良を隠して無理をすることがある (A-a)。
- ・若年者からの手伝いを遠慮することもある (A-b)。
- ・高所作業の禁止等作業制限は難しい (A-b, B-a)。

⑤ 効果があったこと

- ・声掛けの配慮等（アナログ管理）により、信頼関係を築くことで事故・災害は発生せず (A-b, B-a, b)。
- ・高齢者と若年者が関わることで学びの機会ができた（相互に得手、不得手分野を学び合う機会）(A-a)。
- ・協力会社に対して高齢者への取組を考えるきっかけを与えられた (C)。

⑥ 今後の課題

- ・高齢者の増加に伴う適材適所配置も限界がある。(A-b)
- ・夏の労働時間をどうしていくべきか（高齢者は暑さに弱いため、サマータイムを導入したいが、近隣苦情のおそれのため導入負荷）。(B-b)
- ・若年者への技術ノウハウの伝承。(A-a, B-a)

(6) 会社別のヒアリング調査結果

A、B 及び C 写のヒアリング調査結果は、以下のとおりである。

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

A 社本社における取組

- ・支店ごとに方針がある。
- ・契約する取引会社に対して、安全衛生サービス規程を渡しており、その中の安全管理、災害防止対策の条文の中に高年齢者への配慮の項目がある。10年以上前からサービス規程を遵守するといった安全確約書を提出してもらっている。
- ・新規入場教育時に、高年齢者に対してどんな仕事をするのか確認している。
- ・65歳以上の高年齢者には、任意でアンケートに答えてもらい、血圧や既往歴など健康上の情報もチェックしている。(強制力はない)
- ・現場によっては独自に体操しているところもある。
- ・指差し呼称、3・3・3運動（クレーンで地切りするとき、3mの離隔をとって、30cm上げて3秒間待って荷振れがないか確認する）、声掛け合い運動の3つの運動を全現場統一で実施している。
- ・課題として若い人が入ってこない、入ってきてもすぐに離職するという話を協力会社からよく聞く。

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

A社 a 河道浚渫工事現場

現場作業員数：バックホウ船3名、運行管理1名、タグボート1名×3隻、警戒船2名×2隻、元請3人（所長、若手20代2名、内1名女性）計14人

ヒアリング項目	回答
① 高年齢者対策に取組始めた背景、動機	<ul style="list-style-type: none"> ・小型船の30代の船長が軽度の熱中症になったことが背景。 ・これまで、体調管理対策として、毎朝体調チェックシートを付けていたが、休憩中に体調不良に気づいた。 ・若年者の熱中症が出たことにより、若年者より体力が低下している高年齢者を含む対策として、熱中症対策バンド（I-bow、カナリアなど）を導入し、深部体温を測定し、自身で気づく体調を管理するとともに警告（音、光、振動）を出すことで周囲の作業員にも伝えられるようになった。
② 高年齢者の安全と健康に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高年齢者と若者世代をペアで組む</u>ことで、<u>技術ノウハウの伝承できる形</u>とし、互いに得手不得手分野を補い合えるよう配慮している。
③ 取り組んでみて難しかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高年齢者は、チェックシートに体調不良は記入しない。迷惑をかけたくないという理由から<u>体調不良を隠してしまい無理（我慢）</u>することがある。<u>自分は「大丈夫」といった感覚</u>の人が多い。 ・ 熱中症対策のためのスポットクーラー等の導入要望に対して、お金がかかるという理由で本社側は、なかなか踏ん切りがつかなかった。 ・ 設備的な対策には、費用が掛かる、狭い船内にスポットクーラーを取り付けるためには電源の問題がある。
④ 効果があったと思われること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土運搬車船では、日陰なしの船上で往復4～5時間、小型の氷のう、アイスボックスを置いた。 ・ 去年と今年は熱中症が出ていない。 ・ <u>技術の継承を通じて若者と関わることで、モチベーション向上</u>につながっている。 ・ ICT（タブレット、AI検索）導入により、省力化が進み、操作方法などで高年齢者が若手から学ぶ機会もできた。
⑤ 今後の課題	<p>高年齢者対策より、<u>40代の中堅がい</u>ないため若者の<u>技術継承</u>が心配。</p>

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

A社 b 老人ホーム新築工事現場

現場作業員数：100人程度（元請6名、内女性1名、65歳以上1～2割（最高齢は70代前半で職種は雑工）） 昨年のアンケート回答時は10～20人未満

ヒアリング項目	回答
① 高年齢者対策に取り組始めた背景、動機	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者対策は、本社の方針に従って、新規入場の際に就労届を出してもらい、健康状態確認を行う。どの現場でも行う一般的な対策。 ・職務規程に沿って、65歳から協力会社にオペレーターの健康状態や新規入場の際に年齢と血圧を確認して、職長に問題ないかヒアリングする。
② 高年齢者の安全と健康に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「差別せずに配慮」、「適材適所に配置」を第一に考えている。 ・新規入場時に70歳を超えている場合は、高所作業や重機の運転等を控えるよう協力会社に指導している。
③ 取り組んでみて難しかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・安全書類や打合せでBuildee（ICTによる施工管理ツール）を利用しているが、操作が分からなかったり、老眼で見えづらいことがある。 ・若い作業員が操作を手伝おうとすると「大丈夫」と言われ、聞いてくれないこともある。 ・65歳を過ぎているからといって、高所作業を禁止するのは難しい。
④ 効果があったと思われること	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者だからという理由での災害は現状発生していない。 ・職長、所長からの声掛けにより熱中症も発生していない等現場でも問題無くやっている。 ・支店で重点災害防止項目を決めており、11月は「作業配置配慮により高年齢労働者の安全と健康を守る」（裏面）として取り組んでいる。
⑤ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者が占める割合は今後増えていくため、<u>適材適所での配置</u>を考えていく必要があるが、具体的な作業が何になるのかは分からない。 ・高年齢者で体調が悪くても、生活のために頑張らないとという人がいると帰すわけにはいかず困る。 ・ヒアリングでの判断も、作業を止めさせられないので、声掛けでの注意喚起に留まらざるを得ない。

みんなの安全11月号

「過労死等防止啓発月間」

11/1～11/30

しごとより い・の・ち



健康診断結果を活用しましょう!!

11月重点災害防止項目

- ・ 東日本版前期災害事例を活用し類似災害を防止する
- ・ 作業配置配慮により高年齢労働者の安全と健康を守る
- ・ 季節の変化期対策（照明点検・増設、風雨対策）を徹底する
- ・ 感染症対策（マスク、手洗い、検温）を実施する

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

B 社本社における取組

- ・高年齢者対策は、骨太を会社で作し、各現場で独自にかみ砕いて実施してもらっている。
- ・熱中症に関しては、本社で方針を立てて、現場で運用してもらっている。
- ・アップルウォッチのような時計型のウェアラブル機器を装着させ、所長等が親機を持っており、何かあるとそこに連絡があり、それと同時に会社のモニターにも表示される。
- ・10年以上、空調服を3,000着程度配っている。空調服が困難な作業に従事する人にはウェアラブル機器を装着。
- ・高年齢者には、朝にチェックシートを記入してもらっている。
- ・グリーンサイトで名簿の管理を行っている。
- ・アシストスーツは実験していたが、使わなくなった。
- ・体を鍛えながら働く人が多い。
- ・40～50代にも体力づくりの注意喚起している。
- ・適正能力検査は年齢に関係なく実施している。
- ・重機・クレーンオペレーターには3年に1回ブルドン抹消検査（イライラ度チェック）を受けてもらい、判定次第で配置換えを行っている。
- ・背筋を伸ばすトレーニング等はやっているが、平均台を歩くといったことは行っていない。

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

B社 a マンション新築工事現場

現場作業員数：平均 100 人（女性は 2 %、65 歳以上は 10～15 人）昨年のアンケート回答時は 10 人未満（造成工事）

ヒアリング項目	回答
① 高年齢者対策に取り組始めた背景、動機	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢作業員で、<u>過去に重機のオペレーターが操縦中に気を失う事例や、ダンプカーの運転中に心筋梗塞を起こし、民家に突っ込む事故があった。</u>
② 高年齢者の安全と健康に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の方針に従って対策を実施している。 ・新規入場の前にグリーンサイト上で健康診断を受けたか、また、所見の有無を任意で記入してもらっている。 ・65 歳以上の足場上で作業は、<u>状況を見ながら配置を検討するが基本的に下回り（所長が面談し個人差に配慮）をお願いしている。</u> ・<u>重機・クレーンのオペレーターは 3 年に 1 回の頻度で「ブルドン抹消検査」（イライラ度チェック）を必ず受けてもらい、判定次第で配置換えを行っている。</u>また、作業中に意識を失うことのないよう血圧を毎日測定してもらっている。
③ 取り組んでみて難しかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業は制限していても、<u>脚立や立ち馬は高年齢者でも使うことがあるため、制限は難しい。</u> ・高年齢のため、この作業で働いてはだめとは言えないので、注意すべき人はよく見ておく必要がある。
④ 効果があったと思われること	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の予防について、ウェアラブル機器（クラブウ製）を装着し、異常があれば本社と現場事務所に同時に発信することで、効果があった。アラートによって声を掛けるだけで、意識して休憩してくれる。 ・今年はこの現場で熱中症は発生しなかった。<u>本社全体でも 5 件で、重傷者もいなかった。</u> ・本社の協力会社は、メンバーが同じため、<u>声掛けでの配慮、アナログ管理により信頼関係もあり、無茶、無理もせず、巡回で休憩を促せば聞いてもらえる。</u>
⑤ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>若年者へのノウハウの継承が必要、一人作業はさせないように留意必要。</u> ・体力測定は身体機能の衰えの自覚を促すのにはよいが、実年齢よりも若く出たときには過信してもらわないようにしなければならない。

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

(B社 b マンション新築工事現場)

現場作業員数：75人（女性は2名（設備、鉄筋）、65歳以上は3人（型枠、鳶、大工）うち最高齢は67歳）昨年のアンケート回答時は10人～20人未満（造成工事）

ヒアリング項目	回答
① 高年齢者対策に取り組始めた背景、動機	<ul style="list-style-type: none"> ・年を取ると<u>足元がおぼつかないこと</u>などが考えられるから、昇降ははしごではなく階段にし、重量物運搬はフォークリフトで行っている。
② 高年齢者の安全と健康に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入場時に<u>既往症、持病の有無を確認</u>し、血圧が高ければ、職長と相談しながら、作業時間の短縮や、休憩を増やす、<u>重労働を減らす</u>ようにしている。 ・重機、クレーンのオペレーターは3年に1回の頻度で「ブルドン抹消検査」（イライラ度チェック）を必ず受けてもらい、判定次第で配置換えを行っている。 ・左官工が入ってくると、高年齢者が多いため、<u>段差をなくす</u>よう気をつけている。
③ 取り組んでみて難しかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・現状難しいと思ったことはない。 ・自身も60歳近くなので、高年齢者が指示を聞いてくれないということもなく、職長も代替わりで若くなっているので施工図印刷システム等の使用に困ることもない。
④ 効果があったと思われること	<ul style="list-style-type: none"> ・今の現場では、<u>休業災害等は発生していない。</u> ・高年齢者に限ったことではないが、「クラボウ」のスマートウォッチで異常を検知することで、<u>熱中症が発生しなかった。</u> ・新規で入場する作業員で、経験年数が短い人は慣れるまで高所作業をさせないようにすることで、墜落・転落災害が発生しないようにしている。 ・ラジオ体操で動きの悪い作業員には<u>声掛けをして、体調の確認</u>をしている。
⑤ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者は暑さに弱いので、暑い時間を避けるサマータイムを導入したいが、住宅街では近隣から苦情が来る可能性もあり導入できないため、<u>夏の労働時間をどうしていくべきかが課題</u>となっている。

建設業における高年齢者の労働災害防止対策の実態に関するヒアリング調査

C 社本社作成の「高年齢作業員体力測定マニュアル」の運用状況

ヒアリング項目	回答
<p>①高年齢作業員体力測定マニュアルを作成することになった背景、動機の確認</p>	<p>・ <u>高年齢作業員の災害が増加してきたのが切っ掛け</u>で取り組み、どう判断すればよいかわからず困っていたが、<u>簡単にできる取組</u>が必要との意見を受け、マニュアルを作成。（令和5年発刊）</p> <p>・ 人手不足から高年齢者を排除するのではなく、今後も継続して働き続けることに重点を置き、今まで蓄積してきた技術や経験を活かし、<u>いつまでもケガすることなく元気に働いてもらえるよう</u>以下の項目の通り考えた。</p> <p>①高年齢者の災害防止、身体機能向上、生活習慣の見直しによって年齢に縛られず働けるようにすること。</p> <p>②事業主が高年齢者の体力等を正しい評価で定量的に判断し、作業場所等の適正配置を行える仕組みを盛り込んだこと。</p>
<p>②マニュアルの運用の流れの確認</p>	<p>①身体機能測定により、体力低下の自覚について</p> <p>・ 作業員自身だけでなく、<u>事業主も高年齢作業員について考えるきっかけ</u>になった。</p> <p>②結果に基づく要配慮と適正配置について</p> <p>・ 結果が悪くても、「一人で重量物を運ばない」など、作業員自身に気を付けてもらうしかない。<u>周りの配慮と自覚を促すこと</u>を狙いとした。</p> <p>③体力維持、向上のエクササイズと健康管理について</p> <p>・ エクササイズは継続的に行ってもらうこととした。</p>
<p>③身体機能測定の対象範囲</p> <p>・ 1次協力会社まで、2次、3次まで、一人親方を含むか、何歳から</p>	<p>・ 9,000社ほどある協力会社の全社に配布し、規模等は考慮していないので一人親方も含まれる。</p> <p>・ 30代～40代でも体力の低下がみられるため、<u>年齢に関係なく実施</u>している。</p> <p>・ 発行から半年経ったころにアンケートを取ったところ、690社からわかりやすいとの回答があった。</p> <p>・ 衛生週間の際には1回は全員で実施する（朝礼や昼休憩で）。</p> <p>・ 定期的実施することに意義がある。期間は現場で設定する。</p>
<p>④協力会社作業員の反応</p> <p>・ 要配慮と適正配置は上手かったか</p>	<p>・ アンケートに回答した協力会社なので、好意的な意見が多かった。</p> <p>・ <u>「皆でやることで、コミュニケーションの場になる」</u>といった意見があった。</p>

<p>⑤効果があったと思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の自覚 ・要配慮と適正配置 ・体力維持・工場のエクササイズ ・健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上における災害はまだ劇的に減ってはいない。 ・自覚できたという作業員や、協力会社が<u>高齢者対策を</u>考えるきっかけになったということがアンケートから把握できた。 ・エクササイズでどのような効果が出たかは調べていない。 ・<u>継続的に実施</u>することにより、体力低下を遅らせる効果がある。
<p>⑥今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業特有の難しさ ・元請との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホの画面で身体機能測定の結果管理と、動画でエクササイズの方法等を紹介できるよう考えている。

3 関連産業での取組好事例

(1) 低層住宅建築工事業界での取組（参考資料2.1）

低層住宅建築工事現場において、業界団体会員企業が元請として取り組んでいる高年齢者対策について、安全衛生ガイドラインとして6事例を紹介している。取組として脚立・足場作業に対するガイドライン作成や体カテストの実施、高年齢ドライバーへの運転診断、高年齢作業員への配慮を求めた研修などが挙げられる。

(2) 製鉄所での取組（参考資料2.2）

製鉄所において、高年齢作業員がバランスを崩して水路に転落死した労働災害を契機として、スポーツ現場での体力作りの経験をベースに「安全体力機能テスト」を開発し、転倒や腰痛の発生リスクの見える化とともに、「アクティブ体操」を開発し、安全に長く元気で働くために必要な体力（安全体力）作りの取組を行っている。20年の取組の結果、転倒、腰痛災害は減少、意識付けに役立っている。

第4章 これまでの検討結果及び今後の課題

建設業における高年齢者の労働災害防止対策のあり方について、労働災害の特徴を明らかにした上で、取組事例収集、中小建設事業者アンケート調査及び大手建設現場等へのヒアリング調査により現状を把握し、法令改正等の動きを踏まえ、取り組むべき事項を検討した。その結果のポイントは1のとおりである。

また、これまでの検討結果を踏まえ、中小建設工事業者の取組を促進するための今後の課題を2のとおり取りまとめた。

1 労働災害の特徴、現状把握調査等から明らかになった高年齢者対策のポイント

(1) 建設業の高年齢者労働災害の特徴

高年齢者は、死亡災害の割合が高い。中でも「墜落・転落」（特に「はしご等」）、「激突され」（特に「立木等」）が高く、近年では「熱中症」も増加している。

(2) 中小建設事業者現状把握アンケート調査結果

- ・多くの事業者が高年齢者対策に取り組んでおり、健康状況も新規入場時に健診受診等でほぼ確認されている。
- ・高年齢者を配置する時に注意している作業は、「高所」「暑熱環境」作業が最も多く、次いで、「重量物運搬」「重機等運転」作業が続く。
- ・高年齢者対策への要望等として、「マニュアル、チェックリスト作成」が最も多く、以下「対策事例集作成」、「体力チェック方法」、「教育方法」となっている。

(3) 大手建設企業、現場等元請へのヒアリング調査結果

- ・健診受診、血圧等健康状況の把握は、高年齢者の入場時に事業者を通じて確認している。
- ・高所作業、重機運転作業等配慮状況を確認しつつも、作業制限は困難。
- ・職長を通じた声掛け、コミュニケーションによる信頼関係を築き本人に自覚を促している。
- ・体力測定は、事業者（協力会社）が高年齢者対策を考えるきっかけ作りとなる。

2 令和7年度調査研究を踏まえた今後の課題

(1) 建設業の特性を踏まえた高年齢者対策

- ・事業者は高年齢者の健康や体力の状況を確実に把握することが必要。
- ・高年齢者本人に自身の健康や体力の状況にしっかり自覚を持たせ意識付けることが重要。
- ・そのために高年齢者に対する自覚を促し意識付けのための継続的な教育が必要。

(2) 高年齢者労働災害防止指針に基づく建設業における対応

改正労働安全衛生法に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年2月10日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号。以下「指針」という。）が策定され、同指針において、事業者が講ずべき措置、労働者と協力して取り組む事項等が定められた。

建設業においては、事業者の異なる作業者が同一場所で混在して作業することが多いなどの特性を踏まえ、事業者（協力業者）、作業者に加えて、特定元方事業者（元請）も同じ考え方で相互に協力することが重要となり、同指針に基づき、高年齢者対策に取り組む必要がある。

(3) 関係者向け啓発用資料の整備の検討

上記(1)、(2)に記載した課題を踏まえ、建設業における高年齢者対策について、特に中小建設工事業者での取組を促進するため、関係者向け周知啓発用資料の作成が求められる。

その資料に、例えば高年齢者に安心して長く働いてもらうための「いつまでもケガなく元気に作業」等分かりやすいキャッチコピーを入れる等したものとする。

参考資料

1 中小総合工事業者に対するアンケート調査票

中小総合工事業者の皆様へ

高齢者就労者向け労働災害防止対策の現状把握アンケート調査

本アンケート調査は、建設業労働災害防止協会が建設業で働く高齢者就労者（60歳以上）の方々に安全に働いていただくために、事業者がどのようなことに取り組んでいるかを調べるためのものです。

このアンケートに記入していただいた内容は、高齢者就労者（以下「高齢者」という）の安全対策に役立つ手法等検討の目的のみに利用し、貴企業の名称や個別の回答内容をそのまま公表することはありません。

回答方法・提出期限（令和7年11月7日（金）までにご提出をお願いいたします）

QRコード、Email、FAX（両面をお送りください）のいずれかでご回答ください。

アンケート内容はすべて同じです。

QRコード



Email アドレス

kensaibou-qs-gikan@kensaibou.or.jp

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/72140ad4529f2360c3bbf6c1345117447e7ec.docx

リンクに飛ぶと自動的にダウンロードされます。

FAX 番号

03-3453-0992

企業名：

連絡先（TEL）：

主な工事の種類：1. 土木（①道路工事 ②河川工事 ③その他）

2. 建築（①ビル等建築工事 ②木造工事 ③その他（ ））

3. その他（ ）

従業員規模：①10人未満 ②10人以上30人未満 ③30人以上50人未満 ④50人以上

1. 高齢者を就労させる場合（協力業者への指示、指導含む）、何か対策を取っていますか？

① はい

② いいえ ⇒ 取り組んでいない理由は何ですか？（複数回答可）

（ア）高齢者の労働災害が起きていない。（イ）高齢者より若年者への対策の方が重要。

（ウ）年齢に関係なく安全対策を実施。（エ）協力業者等事業者が取り組めば十分と考えられる。

（オ）取り組み方法が分からない。

（カ）その他（ ）

2. 元請業者として、現場で作業する高齢者（協力業者含む）の健康状況を把握していますか？

① 十分把握

② ある程度把握

③ 把握していない ⇒ 5.へ

3. 高齢者（協力業者含む）の健康状況についてどのような内容を把握していますか？（複数回答可）

① 健康診断の受診の有無 ② 有所見となった者の人数とその項目

③ 日々の健康状況（睡眠、食事、体調）

④ その他（ ）

（裏面に続く）

2 高年齢者労働災害防止対策取組事例

2.1 低層住宅建築工事業界での取組

低層住宅建築工事 安全衛生ガイド

これからの新しい労働災害防止対策
会員企業の取り組み好事例



一般社団法人
住宅生産団体連合会

はじめに

低層住宅建築工事現場は、作業環境が現場ごとに違うなど非定常作業が多く、皆様の安全指導におかれても日々ご苦労されていることと思います。

建設業の労働災害による死亡者数は、労働安全衛生法が制定された昭和47年から50年余りを経て9割以上減少しましたが、未だ多くの方が死傷しており、今後の更なる減少が求められています。

そこで当連合会では、会員企業の新しい労働災害防止対策への取り組みに関する好事例を取りまとめた安全衛生ガイドを作成し、このたび公表することとなりました。

本ガイドでは、会員企業各社における元請主導の自主的な安全活動により、具体的な成果を挙げた対策例などを取り上げ、とりわけ新しい科学技術の活用や新たな規制への対応などを通じた先進的な安全衛生対策の取り組みを紹介しています。

本ガイドが、皆様の低層住宅建築工事現場における安全衛生対策推進の参考となれば幸いです。

令和7年7月

一般社団法人 住宅生産団体連合会
工事 CS・安全委員会

目次

I. 建設業の労働災害発生状況	4
II. 今後の労働災害防止の4つの方向	
1. 新しい科学技術の活用	5
2. 新しい規制への対応	5
3. 低層住宅建築工事の繰り返し災害への新しい対策	7
4. 作業員の内的要因への対策	8
III. 各社労働災害防止の取り組み好事例	
1. Web 配信による作業員等教育	11
2. KY 活動アップデート	16
3. Web カメラ活用	21
4. 脚立からの墜落・転落対策	25
5. 切創対策	28
6. 建設機械関連災害対策	29
7. つり荷の落下対策	32
8. トラック荷台からの墜落・転落対策	34
9. 足場の点検	35
10. 化学物質対策	36
11. 第三者災害対策	38
12. 高年齢者対策	39
13. 腰痛対策	48
14. 熱中症対策	49
15. 健康対策	56
16. 外国人労働者対策	57
17. その他	60

12. 高年齢者対策

現場では作業員の高年齢化が益々進展する中、心身機能が低下した高年齢者の労働災害発生率は高く、このため数多くの会社が高年齢者対策に取り組んでいます。

【事例 33】高年齢作業員（検査員）対象安全ガイドライン

脚立や足場での作業（検査）に対し、作業制限を定めたガイドラインを定めています。

□高年齢者の現場作業（検査）者に対するガイドライン

少子高齢化が進み建設業では高年齢作業員の占める割合が毎年増え続け、高齢者の労災発生数も増加傾向にあります。このことは個人差はあるものの心身機能の低下が大きく影響していると言われています。高齢者の心身機能低下による墜落・転落災害を防止するために足場や脚立に乗る作業（又は検査）をする職種を対象に年齢制限を設けたガイドラインを作成しました。現場作業員が下記表の年齢に達した際に、高所における作業の継続可否判断の目安としてガイドラインを活用下さいませようお願いします。又、今まで以上に高年齢作業員に配慮した作業手順、作業環境の整備等快適職場の構築が求められておりますので事業主の皆様におかれましてはご配慮を宜しくお願いします。

■脚立・足場での作業（検査）に関する年齢制限を設けたガイドライン（職種別）

	職種	作業	上限	面談によるチェック	
足場作業員	足場、解体（仮囲い） 躯体 吹付・シール・防水 金物・屋根・設備 左官（目地）、RC工事等	足場（仮囲い） 高所作業有り	原則65歳 （工事店判断で延長可）	65歳以上 （毎年1回）	※体調が優れない時は工事（技術）課長に申し出足場、脚立作業に関する再判断を実施する。
	●監理技術者等	足場点検作業有り	原則65歳 ⇒工事（技術）課長判断で延長可	60歳（毎年1回）	
脚立作業員	解体、躯体 大工、界壁、内装、金物 設備、シール、吹付 クリーニング 外構、基礎、RC工事等	脚立作業有り （型枠上作業有）	原則70歳 ⇒工事店判断で延長可	65歳 （毎年1回）	※脚立は4尺以下推奨
	●監理技術者等	脚立作業有り	70歳	60歳（毎年1回）	
脚立作業無	外構（金物以外） 左官（目地除く） 置等	脚立作業無し	原則70歳 （工事店判断で延長可）	65歳 （毎年1回）	

■ガイドラインで定めた年齢に達した作業員の継続可否判断と報告について

□判断実施者

- 1) 作業の継続の可否判断実施者は工事店事業主とします。（二次業者以降も基本的には事業主(雇い主)判断による）

□健康診断結果による面談の実施と継続可否

- 1) 面談の実施時期は原則65歳（監理技術者は60歳）の誕生日を迎えて半年以内に健康診断を受けた後に行う。
- 2) 健康診断結果と日頃の作業状況に基づき面談を行い、必要に応じ体力測定等を加え継続可否の判断をする。
※健康診断結果については医師の所見等を中心に本人と良く話し合うこと。

【注意点】高年齢者の技能継承と雇用の安定を図ることは社会に課された重大な使命です。話し合いを行う際はご配慮下さいませよう宜しくお願いします

- 3) 面談は毎年1回の実施とします。

□継続可否判断結果報告書の運用

- 1) 工事店は、上限を超えた継続作業員がいる場合には管轄工事課（又は技術課）に報告書を提出する。
報告書の提出は、1回/年（3月）とします。
（報告書必須項目：所属会社名、職方名、年齢、継続可否判断の理由、制限付きとする場合にはその理由）
- 2) 報告書の保管は工事課又は技術課とする。

【事例 34】体力テスト等

加齢に伴う心身機能の低下には個人差があり、高齢になるにつれその個人差は拡大します。60代でも50代と同じように働ける方が大勢いる一方、60代でも70代のようにみえる方もいます。

このため、現場で体力テストを実施しています。具体的には、厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票」を用いて、体力テスト（身体機能計測：客観評価）と、質問票により体力の衰えの自覚をチェックし（主観評価）、この2つから作業員の転倒等のしやすさを評価しています。

厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票」

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
 あなたの結果は cm / cm (身長) =
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステッピングテスト（敏捷性）
 あなたの結果は 回 / 20秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
 あなたの結果は cm
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
 あなたの結果は 秒
 下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~



身体機能計測の評価数字を
 IIIのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか				③ 動的バラン ス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、す ぐに次の足が出るとおもいますか		点		④ 静的バラン ス（閉眼）
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思 いますか				⑤ 静的バラン ス（閉眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で 簡単に歩くことができるとおもいますか				
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありま すか				
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい 立っていられると思えますか		点	下記の 評価表 であなたの 評価は	
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありま すか				

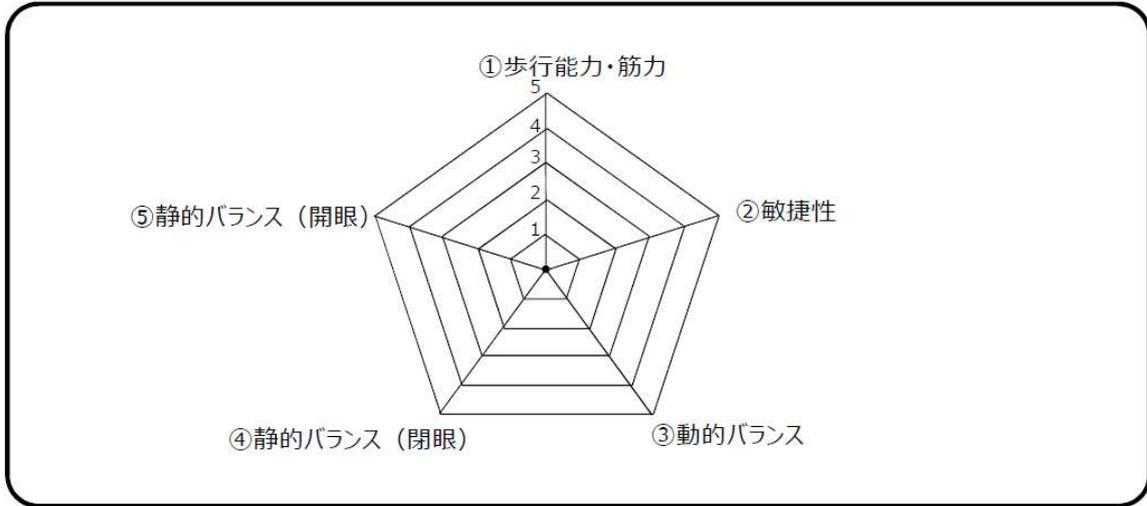
それぞれの評価結果をⅢの
リーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④少し自信がある ⑤自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	①自信がない ②あまり自信がない ③人並み程度 ④やや自信がある ⑤自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか	①素早くないと思う ②あまり素早くない方と思う ③普通 ④やや素早い方と思う ⑤素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けるとき、 すぐに次の足が出るとおもいますか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④かなり自信がある ⑤とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思 いますか	①できないと思う ②最近やってないができないと思う ③最近やってないが何 回かに1回はできると思う ④最近やってないができると思う ⑤できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行 （後ろ足のかかとを前脚のつま先に付けるように 歩く）で簡単に歩くことができるとおもいますか	①継ぎ足歩行ができない ②継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ゆっくりであればできる ④普通にできる ⑤簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありま すか	①10秒以内 ②20秒程度 ③40秒程度 ④1分程度 ⑤それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい 立っていられると思えますか	①10秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④2分程度 ⑤3分以上
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありま すか	①15秒以内 ②30秒程度 ③1分程度 ④1分30秒程度 ⑤2分以上

Ⅲ レーダーチャート

- 1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます
 (Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票(身体的特性)は赤字で記入)



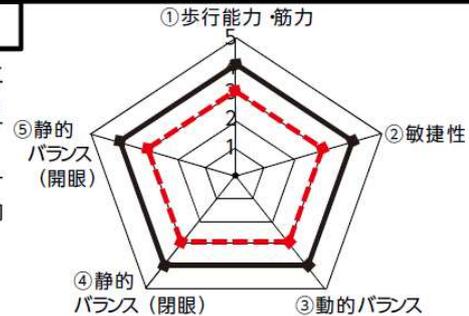
レーダーチャートの典型的パターン

パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能(太線)は、自己認識(点線)よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大きくても全体的に枠が小さい場合(特に2以下)は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。

また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる場合がありますので注意しましょう。

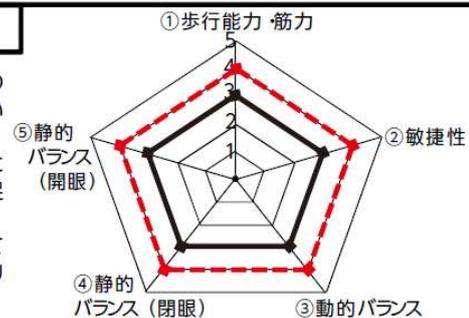


パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能(太線)は、自己認識(点線)よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上にかたが反応していない場合があります。

体力の維持向上を図り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

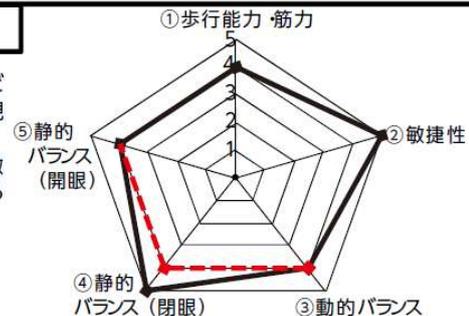
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きいことを示しており、さらに、太線が小さい場合(特に2以下)はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



パターン3 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果(枠が大きい)

あなたの身体機能(太線)とそれに対する自己認識(点線)は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

現在は良い状態にありますが、加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。



【事例 35】65 歳以上高齢ドライバー運転診断

65 歳以上の運転者に運転適性診断の受講を義務づけ、診断結果を管理者と共有し注意すべき項目に基づき指導しています。実際の診断は、独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）に委託しています。診断内容は以下のとおりで、動作の正確さ、次々に起こる事態に対し、的確、迅速な処置ができるかどうか測定します。

- 判断・動作のタイミング：動作を起こすタイミング、判断の適切さの測定
- 注意の配分：次々に変化する事態に対する注意の配分の測定
- 視覚機能：動体視力、眼球運動、周辺視野等の測定
- 安全態度・危険感受性：運転者の安全運転に対する考え方や、交通事故防止のため危険予測・判断の妥当性の測定。いくつかの運転コース（CGシミュレーション）における模擬運転データから測定（CGが苦手な人用の問診あり）。
- 性格特性：安全な運転業務の遂行に関連する性格特性の度合いを問診
- 夜間視力（※適齢診断のみ）

診断の結果、優良な点、注意が必要な点、前回受診時データとの経年変化等が記載された適性診断票が発行されます。事業者にも受診者のアドバイスに役立つ指導要領が提供されます。

2024年12月期シニア人材運動適性診断

新規

属性	2024年12月期シニア人材運動適性診断										視算 運動 傾向 平均
	1	2	3	4	5	7	8	9	10	10	
部署	検査	安全品質	環境	環境	安全品質	安全品質	環境	環境	環境品質	視算 運動 傾向 平均	
勤務地	大阪	広島	仙台	名古屋	宇都宮	福岡	群馬	埼玉	大阪		
雇用種別	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣	派遣		
氏名	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
年齢	69歳	69歳	68歳	68歳	67歳	67歳	66歳	66歳	65歳		
受診日	24年4月10日	24年4月4日	24年4月26日	24年3月29日	24年4月15日	24年5月14日	24年2月9日	24年2月16日	24年3月22日		
運動 傾向	評価	10	4	5	3	4	3	4	4	9	4.0
	視算 運動 傾向	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5.8
	周囲視野	10	10	10	10	10	10	10	10	8	10.0
	判断・動作の タイムラグ	100	76	67	35	33	30	11	62	3	48.1
	動作の正確さ	100	97	77	77	97	80	80	60	37	81.0
	注意の配分	100	34	38	42	46	39	36	38	0	40.3
	安全態度	100	41	82	54	41	82	68	38	20	56.0
	感情の 安定性	100	55	67	56	55	100	67	72	33	63.4
	協調性	100	57	79	63	57	76	90	63	59	67.8
	気持ちの おろかさ	100	73	90	73	44	79	60	59	51	68.0
	他人に対する 好意	100	54	85	68	71	95	68	59	45	70.0
	危険感受性	100	44	80	59	57	53	50	21	80	55.5
	安全エゴ 運動度	100	54			57	57	47	53		52.8
先高き 運動度	100	45			52	52	100	44		60.3	
予防安全 運動度	100	65			100	100	41	25		57.8	
思いやり 運動度	100	23			13	13	58	16		27.5	
2024年運動傾向平均	100	55.2	74.7	58.6	55.6	70.4	59.7	46.9	36.4	61.7	

主な評価基準

動く物をはつきりと見分ける能力で道路脇からの飛び出し事故の防止等に必要な機能

眼球をすばやく正確に動かす能力で、前方の交通信号、自転車、対向車等の状況を瞬時に把握し事故を防止するために必要な機能

中心と同時に周辺も広く見る能力で高速道路の標識を眺んでいる最中に前方の状況変化を見分け事故を防止するために必要な機能

タイミング良く適切な加減速をとることができるかを評価
※早すぎても遅すぎても低評価

動作を正確に行うことができるかを評価
※判断や反応遅延も評価・指導されるが点数には未反映

一点に集中し過ぎず、周辺にも広く注意を払っているかを評価

相手を思いやる精神を持ち他人に不快感を与えない配慮ができるかを評価

感情が安定し穏やかな人柄であるかを評価

まわりの人の事を考える協調性があるかを評価

我慢強く忍耐心のあるおらかな人柄であるかを評価

他人に対して好意的に接しようとする人柄であるかを評価

先を急がない慎重な運転を心掛け、周辺の状況をよく見ようとする積極的な姿勢があるかを評価

アクセル及びブレーキの踏み加減を評価

前方走行自動車との車間距離の保ち方を評価

前方の交通状況の変化に対してどの程度手前前から速度を緩めたかを評価

歩行者や自転車などの側方を通過する際に十分な距離を確保し、速度を落とすことができるかを評価

【事例 36】認知・体力テスト、健康状態に基づく作業制限の検討

高齢者に対し、認知テスト、体力テスト（閉眼片足立ちテスト等）を行うとともに、健康状態を確認し、その結果を基に作業制限が必要かどうか判断しています。

■高齢者教育面談確認書■

1. 受講者記入項目

■ 会社名 _____

■ 氏名 _____

■ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

■ 健康状態

・ 健康診断受診日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

・ 血圧: _____ 上 _____ ~ _____ 下 _____ mmHg

※医師の意見: _____

・ 病歴: 心筋梗塞・脳梗塞・てんかん・メンタル疾患
(ある場合○で囲む)

※その他病歴: _____

※医師の意見: _____

2. 面談者記入項目

■ 受講者の現在の仕事内容の確認

■ 認知機能確認: _____ 点

■ 平衡機能確認 閉眼 _____ 秒

開眼 _____ 秒

3. 結果検討

■ 作業制限等の有無、内容

実施日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

面談者: _____

高齢者教育判断目安(手元資料)

※ 面談者の手元資料として、面談相手には渡さない事

■ 血圧について

- ・高血圧の目安 : 上 140mmHg以上、又は、下 90mmHg以上
 - ・低血圧の目安 : 上 100mmHg以下、又は、下 60mmHg以下
- ※医師の意見を確認する事

■ 面談の留意点

- ・会話の内容の整合性、受け答えの様子、筆跡等を確認する。
- ・認知機能確認は、50点以上が目安。
- ・平衡機能の確認について、閉眼が困難と判断した場合は、開眼のみで可。
- ・閉眼片足立ち検査 5秒以上、又は、開眼片足立ち検査 10秒以上



上記を**目安**として、必要に応じて作業に制限をかけるか検討する

【事例 37】 自社社員に高年齢者対策研修

自社社員を対象に高年齢の作業員への配慮を求めた研修を実施しています。研修の目的は、①加齢に伴う心身機能の低下を理解し作業への影響度合いを知る、②高年齢者の特性を理解した上で適切な配慮を行い災害防止に努める、③高年齢者を決して排除しない、④少子高齢化が進展する中、高年齢者を戦力とすべく高年齢者の特性に応じた安全対策を行うなどです。

研修項目は以下のとおりです。

- I 統計からみる高年齢者の特徴
- II 当社における高年齢者の災害
- III 心身機能の低下が及ぼす影響と安全対策
- IV 本人の自覚を促す体力テストと体力維持の方法
- V 健康診断と有所見率
- VI 熟練者の傾向
- VII エイジフレンドリーガイドライン

この中で、以下のとおり、体力テストが示されています。

1. 片足立ち

概要と目的

椅子に片足を浮かせて座り、そのまま片足で立ちあがる。
⇒脚力を測定する。

準備するもの

- ・椅子（キャスターが付いてないもの）

測定方法

- ①腕を組んで椅子に座り、片足を軽く浮かせる。
- ②片足を浮かせたまま、反動を付けずに立ち上がる。

合格基準

立ち上がれること
※立ち上がってもすぐにバランスを崩すときは不可



2. バランス歩行

概要と目的

204材の上を5m歩いて渡るのにかかる時間を計測する。
⇒ バランス感覚を測定する。

準備するもの

- ・長さ5m分の204材
- ・ストップウォッチ

測定方法

- ①長さ5m分の204材を平らな床に平使用に敷く。
- ②204材の上を渡るのにかかった時間を計測する。

合格基準

3秒以内に渡りきれぬ。



また、以下のとおり転倒予防のためストレッチを推奨しています。本研修のまとめ（ポイント）も示します。

3. 転倒予防のためのストレッチ

《プラス1ストレッチ》

- ①片方の足を1歩、2歩、半歩前に出し、前足の膝を曲げて後足の裏側をストレッチする。（5秒静止）
- ②体重を後足側に移し、膝を軽く曲げると同時に、前足のつま先を上に向けて頭・腰・前足の踵で「く」の字の姿勢をとる。（5秒静止）
- ③もう一度前足に体重を移し、後足の甲を地面へ向かって押すように、すねの前側の筋肉をストレッチする。（5秒静止）

→しなやかな筋肉を取り戻し足首の動きがスムーズに！

まとめ

1. 作業別の安全のポイント
→軽作業だから安全ということではない。
 2. 自分の体力年齢の自覚を促す
→歴年齢ではなく心身の能力を把握することが肝要。
 3. 熟練者の特徴が起因する災害に注意
→熟練者だからこそその落とし穴がある。
 4. 健康診断の定期的な受診
→既往症の有無を踏まえた健康状態も自分の能力。
 5. 身体機能の衰えをカバーする道具を使用
→安全靴、グライディングのハンドル、滑り止め手袋等。
- ※経験から培われた巧みな技と知恵を発揮できるよう、配慮し、支えていきましょう！

【事例 38】現場の高年齢者対策（具体的対策）

現場での具体的な高年齢者対策として、設備・装置、作業管理に関する取り組みです。

心身機能の低下を補う設備・装置の導入

高年齢者でも安全に働き続けることができるよう、施工現場の施設、設備、装置等の改善を行う。

《対策例》

- ・ 通路を含めた作業場所の照度を確保する
- ・ 階段には手摺を設け、可能な限り通路の段差を解消する
- ・ 作業者は防滑靴を利用する
- ・ 墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底する

高年齢者の特性を考慮した作業管理

敏捷性、持久性、筋力等の身体機能の低下を考慮して作業内容等を見直す。

《作業管理のポイント》

- ・ ゆとりある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮する
- ・ 注意力、集中力を必要とする作業は作業時間を考慮する。複数の作業を同時進行させる場合の負担、優先順位の判断を要する作業の負担を考慮する
- ・ 身体的負担の大きな作業では、定期的な休憩導入、休止時間の運用を図る

13. 腰痛対策

人力運搬の重量制限を行っています。

【事例 39】ALC パネル人力運搬禁止

床板の敷き込みでは、腰痛対策として ALC パネル水平吊クランプを使用しています。

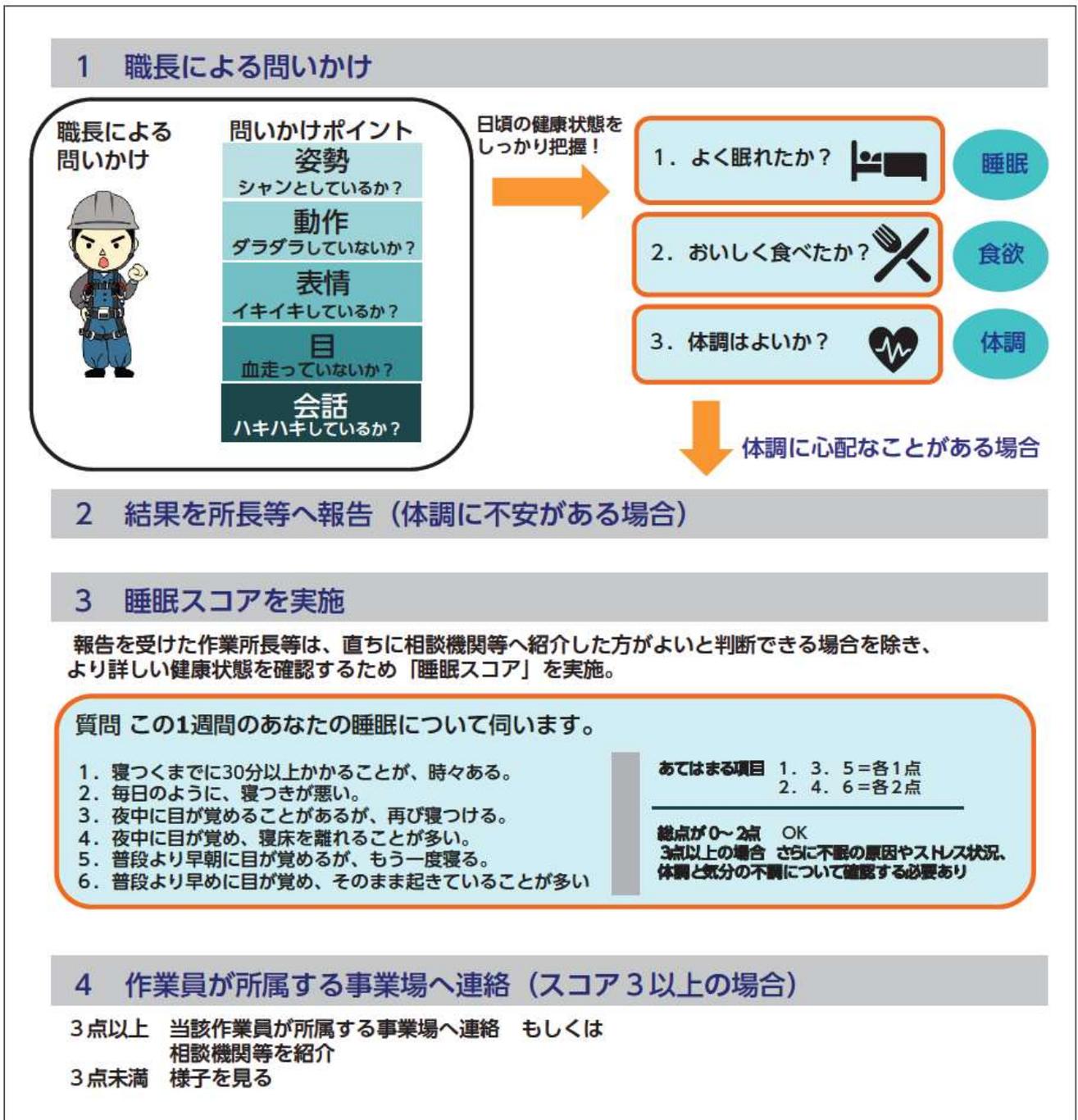


15. 健康対策

現場では、作業員の高齢化、働き方改革に伴う疲労対策（過度な疲労の防止）として、身体の健康、心の健康（メンタルヘルス）など、健康対策の推進が求められている中での取り組み事例です。

【事例 48】健康 KY

建設業労働災害防止協会が推進する健康 KY を具体的に実践しています。



2.2 JFE スチール西日本製鉄所での取組



建設業労働災害防止協会殿

2025年8月18日(金)【40分】



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



会社紹介

川崎製鉄

日本鋼管

2003年4月 JFEスチール

粗鋼生産国内2位 従業員連結43,081人(2024年3月)



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



東京ドームの**230倍**の敷地(1,089万㎡)
直(約**4,000名**) + 協(約**9,000名**)
約13,000名

統合と同時に開設
ヘルスサポートセンター
アスレティックトレーナーとして配属

- 1 当事業所(倉敷地区)の取り組みの背景
- 2 実際の取組み:「安全体力®」機能テスト
- 3 実際の取組み:「アクティブ体操®」
- 4 取組みの普及と定着

体力機能の対策は？



◎健康診断・メンタル
対策や担当が明確

(医療機関、企業、産保センター等)

◎体力は全従業員が必ず低下

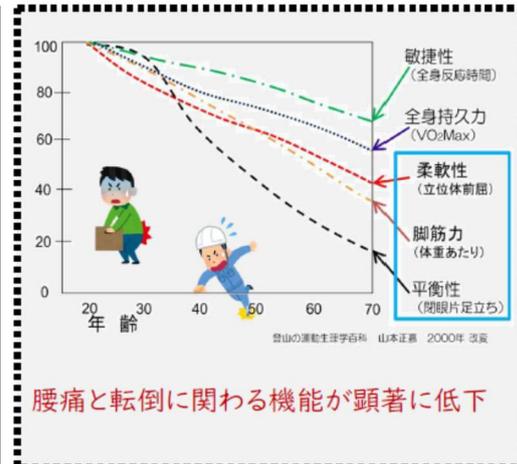
誰が?どこで?何をするか?

◎健康管理 「メタボ健診」
◎メンタルヘルス対策 「ストレスチェック等」

担当 産業医・保健師・看護師
心理士・健康運動指導士 等

メタボとは無縁

ストレスなんて吹き飛ばす



バランスを崩して水路に転落・再発対策は？



柵設置

救命胴衣着用

水深表示



傾斜地で安全に刈払機を扱うには一定の体力水準が必要？

体力機能についての確認や対策はなかった・・・





建設業：スポーツ選手に匹敵する体カレベルが必要！



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

9



経験してきたスポーツ現場＝作業現場

<p>①競技の安全と円滑 ＝参加標準記録や指標</p> <p>東京都 100m 国体参加標準記録</p> <p>A標準 10秒37 B標準 10秒40</p>	<p>②パフォーマンス維持や復帰のための指標</p> <p>3000m 12分以内 スクワットは最低体重2倍</p> <p>術後などリハビリ指標</p> <p>A共済 田中実</p>	<p>③安全を担保した作業</p> <p>無線クレーンや剪断 適正検査・技能講習や特別教育</p>
---	---	---

ミスやケガの原因

風が強くて 雨で滑って 肩肘や腰、膝の痛み

情報機器・運転・荷役重筋・道工具取扱い

雨やグラウンド(環境)のせいではなく、自分の体力不足やカラダの使い方(スキル)が原因とされることが多い

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

8

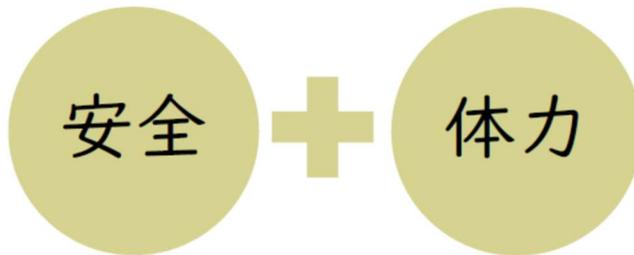


行動災害対策のキーワード:「安全体力®」



JFE 2025年 JFEスチール安全健康活動方針

安全に長く元気で働くために必要な体力



(2004年定義 2015年商標登録)

体力低下が原因となる転倒や腰痛などの行動災害の予防や

傷病からの早期復帰の取り組み体制を構築

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



作業環境管理や作業管理の対策は最優先

安全に働ける環境づくりは最優先!
一方で段差や手すりもつけた。作業方法も改善している。
でも行動災害は減らない…どうすれば?



体力にも注目して、転びそう
な人や腰痛になりそうな人
を探し出して改善すれば…。

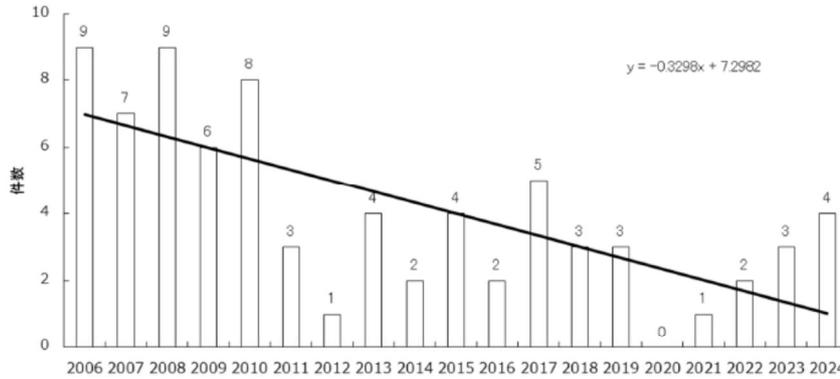
えー… それって
どうやって…
しかも会社で?



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



体力低下が原因と推定される50歳以上の転倒災害 (2006~2024年 倉敷地区)

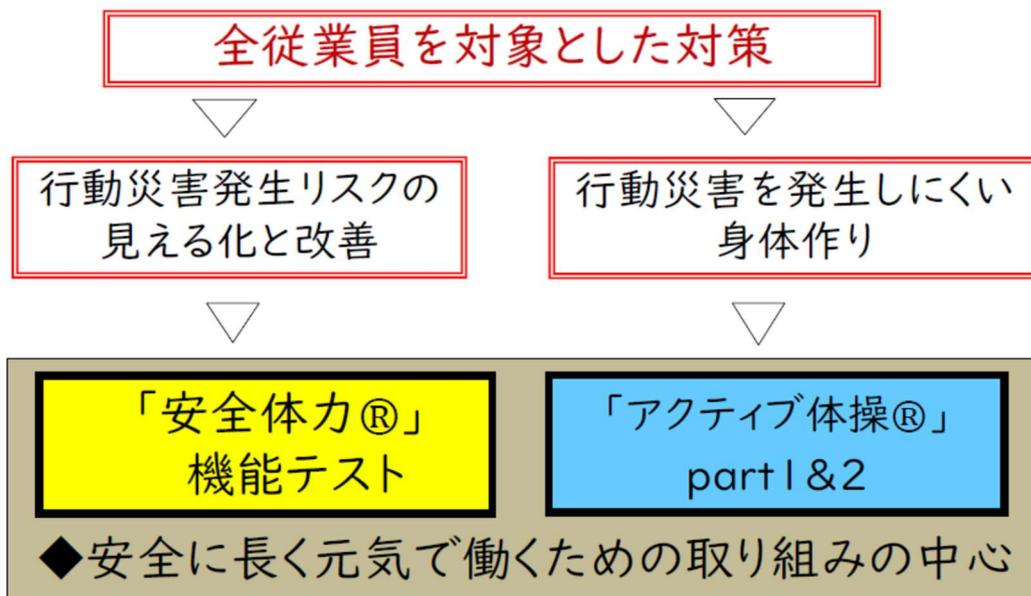


◆倉敷地区で労働災害報告体系が変更された2006年からの推移

50歳以上の転倒災害も減少傾向

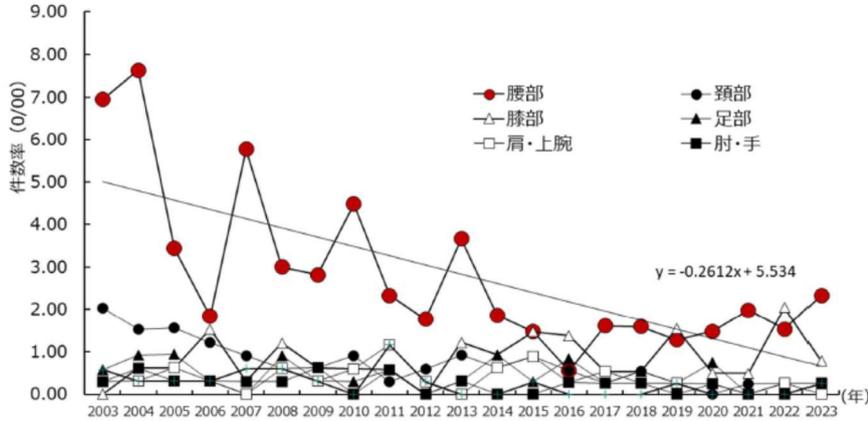


2004年～ 体力低下が原因となる行動災害対策



部位別の発生件数率推移

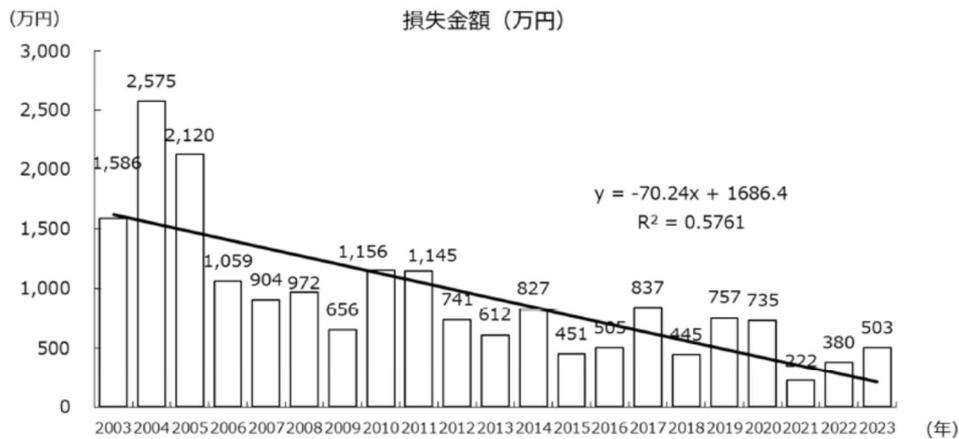
(2003年~2023年)



もっとも多かった腰痛で休む人が減ってきた!

整形外科的疾患休業日数の損失金額換算

(2003年~2023年)



2004年ピーク時の約1/7まで減少



「安全体力®」の把握（見える化）と改善

2004年～「安全体力®」機能テスト

人と競争したり、限界まで挑戦するテストではない。
「安全体力®」を本人と管理者の**双方が把握**し、低下が見られた場合は**改善**を行い、**体力低下が原因となる転倒や腰痛などの労働（行動）災害を未然に防ぐこと**

- ★「健康診断」 : 全従業員（直・出 約5,000名/年）
- ★「安全衛生協力会」 : 協力会社社員や関連業者（1～2万名/年）
- ★「産業医面談」 : 病気、ケガからの復職時や就業制限や就業配慮、あるいは業務変更を解除する際に実施（130名/年）



1 当事業所（倉敷地区）の取組みの背景

2 実際の取組み：「安全体力®」機能テスト

3 実際の取組み：「アクティブ体操®」

4 取組みの普及と定着



JFEスチール式特徴①：画板やペットボトルを胸に抱えて実施



1. 足元が見えない
2. 両手が使えない
3. 多くの注意が必要

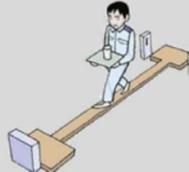
作業現場では日常の移動



「安全体力®」機能テスト

転倒リスクテスト

5mバランス歩行



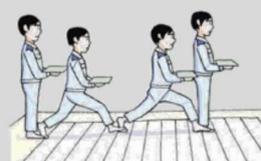
バランスを崩さず歩く能力

片脚立ち上がり



体重を支える脚の筋力

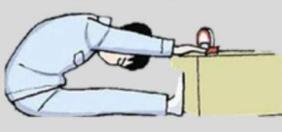
2ステップ(身長比)



つまずかずに歩行する能力

腰痛リスクテスト

座位体前屈



腰椎・股関節の柔軟性

上体起こし



体幹筋力

ハンドリングミステスト

肩外転

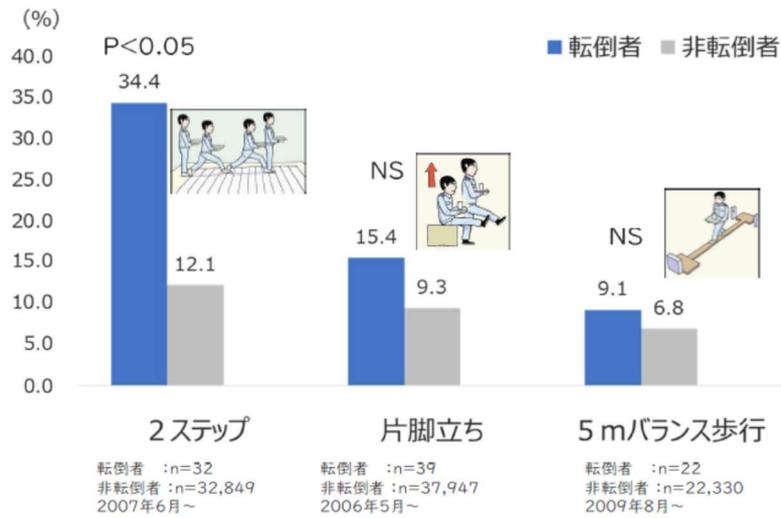


手・腕の筋力や機能、作業範囲

握力

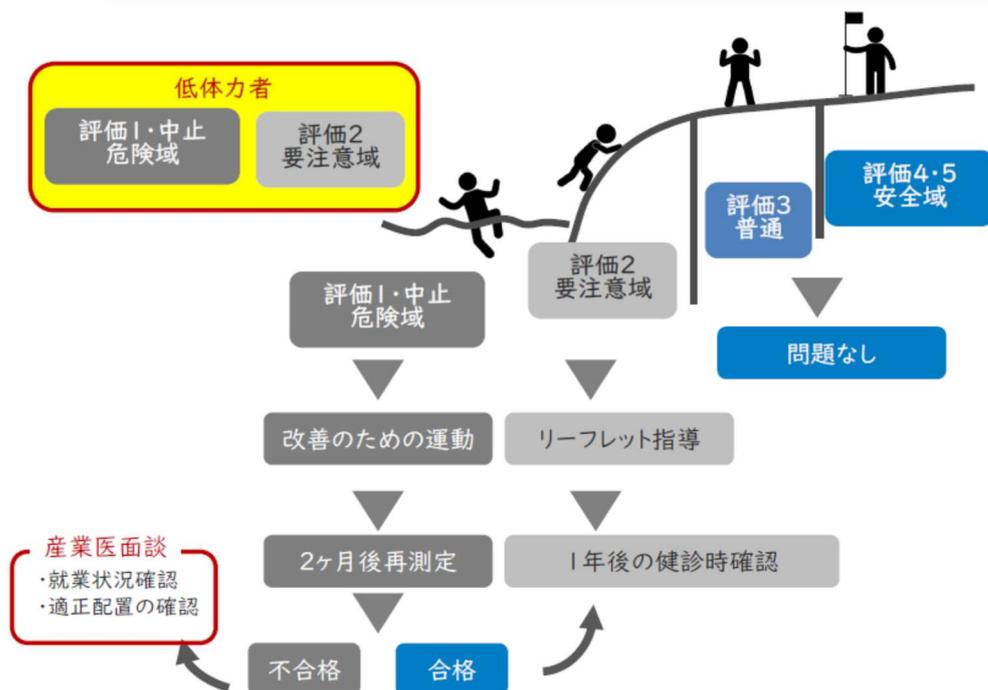


シンプルかつ本人が気づきやすいテストで構成(転倒リスクは高齢者やスポーツの原著研究の変法)



対象者は社員・出向社員で各テスト項目毎の現在の基準採用時から2014年までを比較

**3項目とも転倒者の方が評価2以下の割合が多い
 (2ステップテストは有意差あり)**

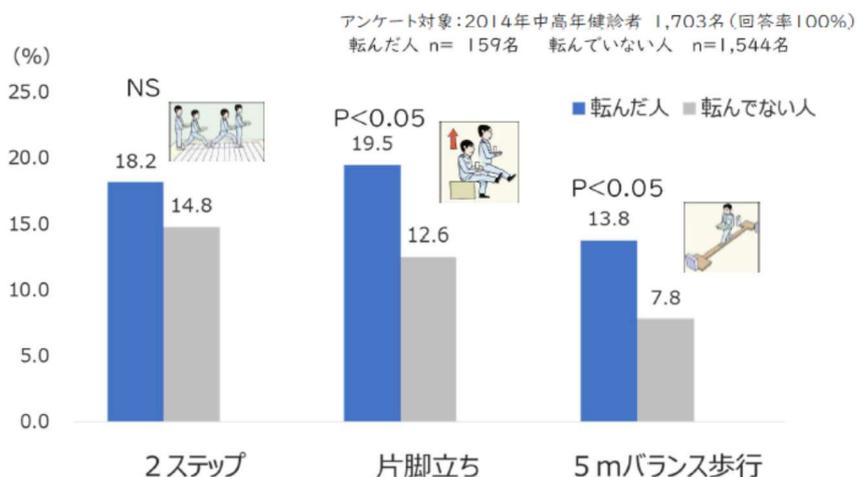


- 1 行動災害（転倒・腰痛など）の状況
- 2 実際の実践：「安全体力®」機能テスト
- 3 実際の実践：「アクティブ体操®」
- 4 実践の普及と定着

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

日常生活も含めたアンケートによる 転倒経験者と非経験者の評価2以下の割合の比較

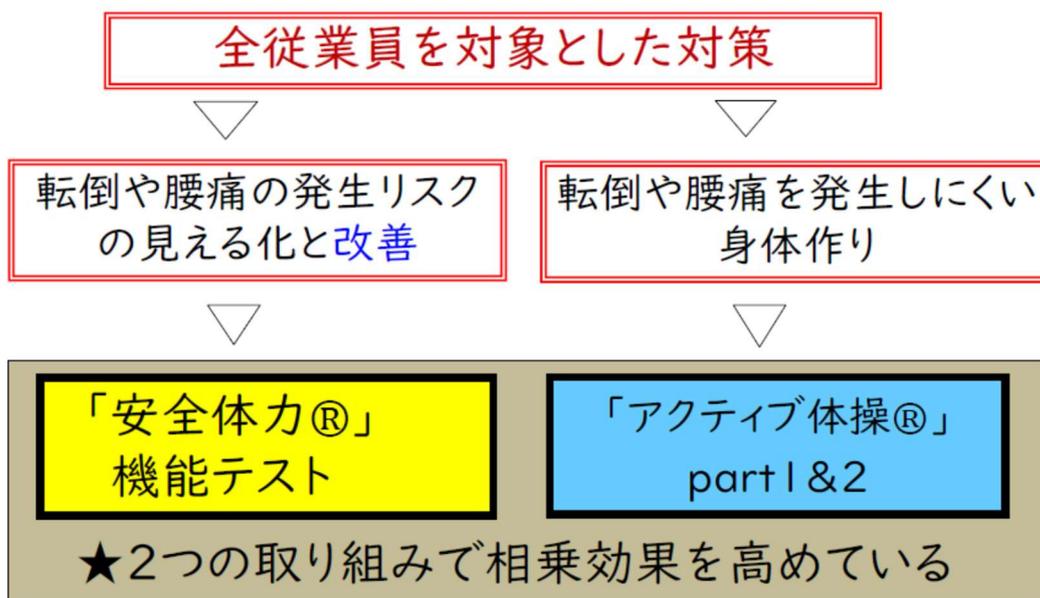
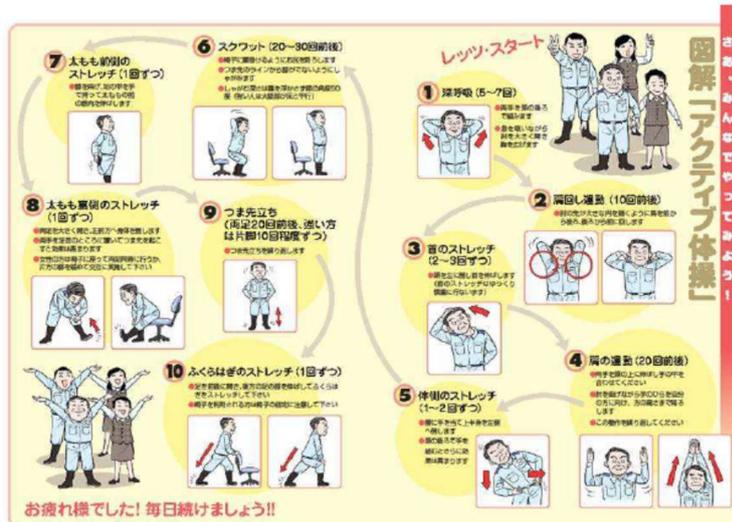
日常生活も含めて過去1年の間に転倒した経験がありますか はい・いいえ



3項目とも転倒経験者の方が評価2以下の割合が多い
 （片脚立ちテストおよび5mバランス歩行は有意差あり）

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

腰痛などの整形外科的疾患で休む人が多い・・・
 →従業員5,000人以上、長年実施してきたラジオ体操では減っていない



5mバランス歩行



片脚立ちテスト



2ステップテスト



座位体前屈



転倒や腰痛リスクテストが改善する(3職場で検証済)



体操開発:作業の調査

期間: 2003年5月 (HSCオープン)～2004年6月

対象: 延べ1,823名

方法

- ①ワークコンディショニング(積極的な運動を伴う運動指導や相談)を通じて、身体の不調と関連があると考えられる作業や動作を洗い出した。
- ②産業医巡視や昼休み各工場へ出向いて実施している健康相談において問題となる作業があれば現場に出向き、作業を観察した

結果

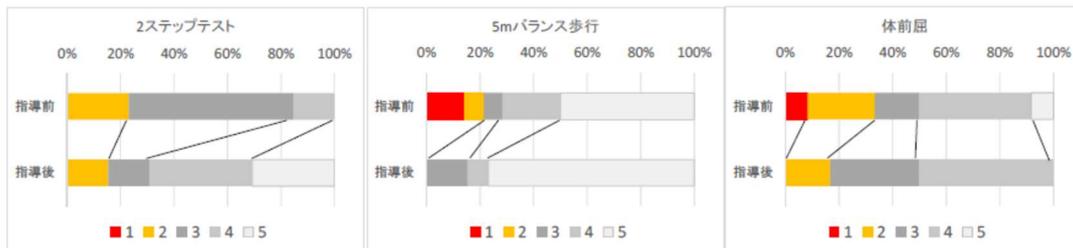
- ①筋骨格系疾患の主な要因は、日常生活や職場で無意識に身につけた不良姿勢や悪い習慣であることが多かった。
- ②対象者の年齢層や作業内容が多様であり、疲労の蓄積や体調、既往歴、既存の疾患に大きな個人差があることが確認された。
- ③室・工場単位65職場(部単位19職場)に関連する主な作業を10の作業に分類し、身体活動の特徴を基準として大きく3つに分類し、その特徴から身体的負担を推定した



「アクティブ体操®」part II の検証②

協力会社 13名 平均年齢 = 36.7 ± 16.1 期間 = 2ヶ月指導

- 指導期間の前後で「安全体力®」機能テストを行った。
- 体操の実施により評価2以下の者は大幅に減少した。



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



「アクティブ体操®」part II の検証①

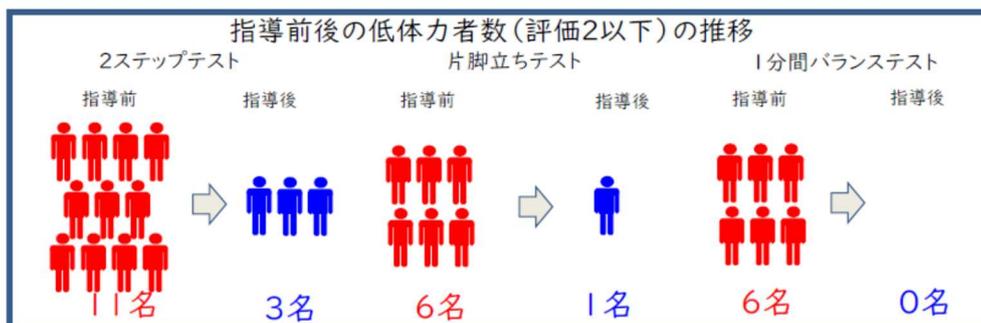


効果検証済
(3職場)

1. 平均年齢 45.9歳
2. 対象人数 53名 (4組)
3. 体操指導期間 37日間
4. 体操指導回数 45回
5. 指導の前後に2ステップテスト、片脚立ちテスト、1分間バランステストを測定し効果を検証した



結果 指導の前後で、3つすべてテストで平均点が改善した。
特に低体力者における効果は顕著で、評価2以下の人数が大幅に減少した。



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

- 1 行動災害（転倒・腰痛など）の状況
- 2 実際の実践：「安全体力®」機能テスト
- 3 実際の実践：「アクティブ体操®」
- 4 実践の普及と定着

「アクティブ体操®」=安全対策

事務所内



建屋内



毎日のミーティング時



協力会社：朝礼時に実施



……以上で体操の終了です。
今日も1日 ご安全に!



- ①健康づくりのために開発した体操ではない
- ②全ての種目が目的を明確にして開発



「安全体力®」の重要性を伝える

このテストは安全に働くために必要な「安全体力®」を5段階で見える化する…

体力機能は全従業員が必ずが低下します。そのための対策が「安全体力®」…



健診時のプレゼン（紙芝居方式）



職場安全会議や社員教育

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



所の方針とはなったが普及定着には時間がかかった

20年前 ロコモやフレイルの概念も健康経営もない時代…
当センターから提案、実績のないゼロからの取り組み。

転倒予防として意味のある
取組みか？
別に出来なくても困ってないぞ

カラダは昔から固い
今更改善なんてムリ…

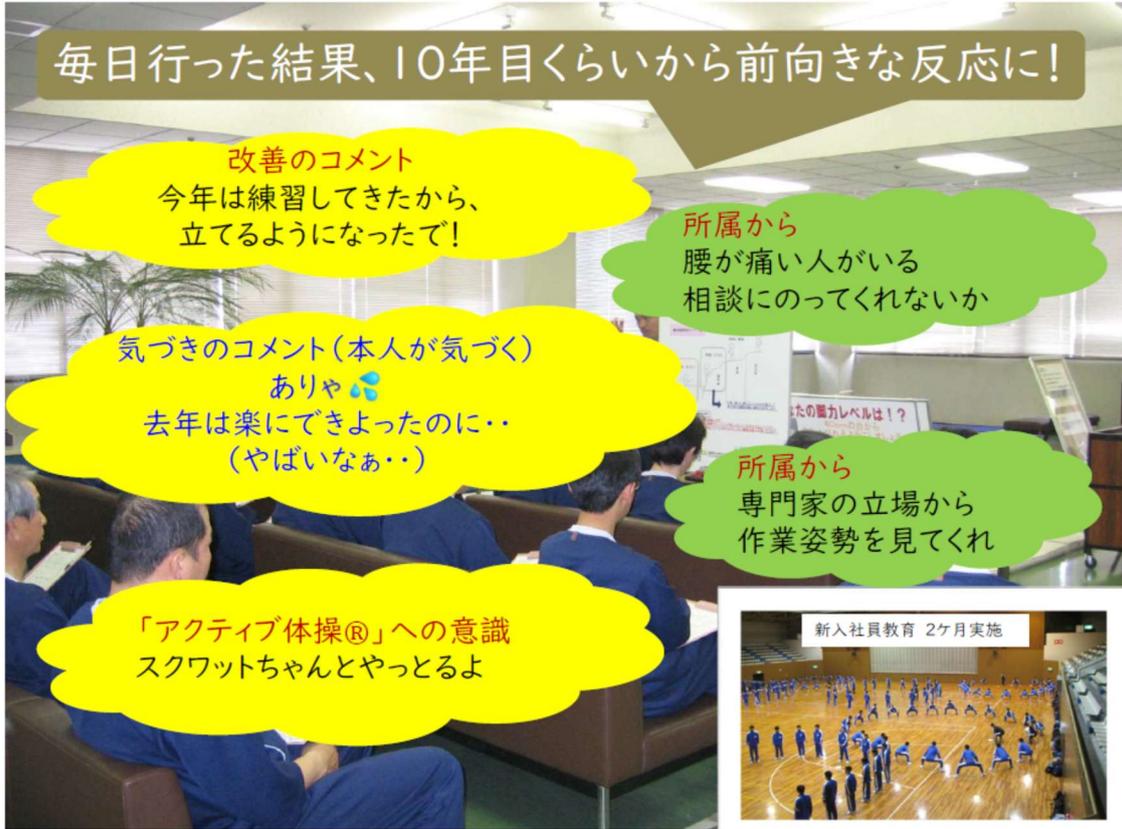
なんで再測定??
年寄りをいじめるな



これでケガしたら
どうするの？

定着・信頼を得るまでの道のりは10年

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



JFE 事例:転倒災害と「安全体力®」機能テスト結果





協力会社の結果のフォロー

★健康診断および「安全体力®」機能テスト結果を毎月10日までに安全健康室へ提出

★リスクが高い場合は、所属の上司が確認のため面談を実施

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



気づきのテストととして重要な位置づけ!

4:全く不安はない 3:あまり不安はない 2:やや不安だ 1:とても不安だ

例:57歳 左足親指脱臼骨折

主治医「通常勤務可」

業務:主に現場作業

テスト前のアンケート

持久力の低下	4 全く不安はない
筋力の低下	3 あまり不安はない
柔軟性の低下	3 あまり不安はない
瞬発力の低下	4 全く不安はない
生活リズムの変化	3 あまり不安はない

測定項目	休職前		復職時	
	測定値	評価	測定値	評価
5mバランス	4.77 秒	3	6.58 秒	1
2ステップテスト	259 cm	4	210 cm	1
身長比	1.50 倍	4		
片脚立ちテスト	右	4		3
	左	4		1
握力	右	47.8 kg	48.7 kg	4
	左	43.2 kg	44.9 kg	4
上体起こし	12 回	3	12 回	3
体前屈	22.2 cm	5	11.9 cm	4
体重	62.1 kg		67.2 kg	
BMI	21.0		23.0	



アレ??
こんなはずじゃ



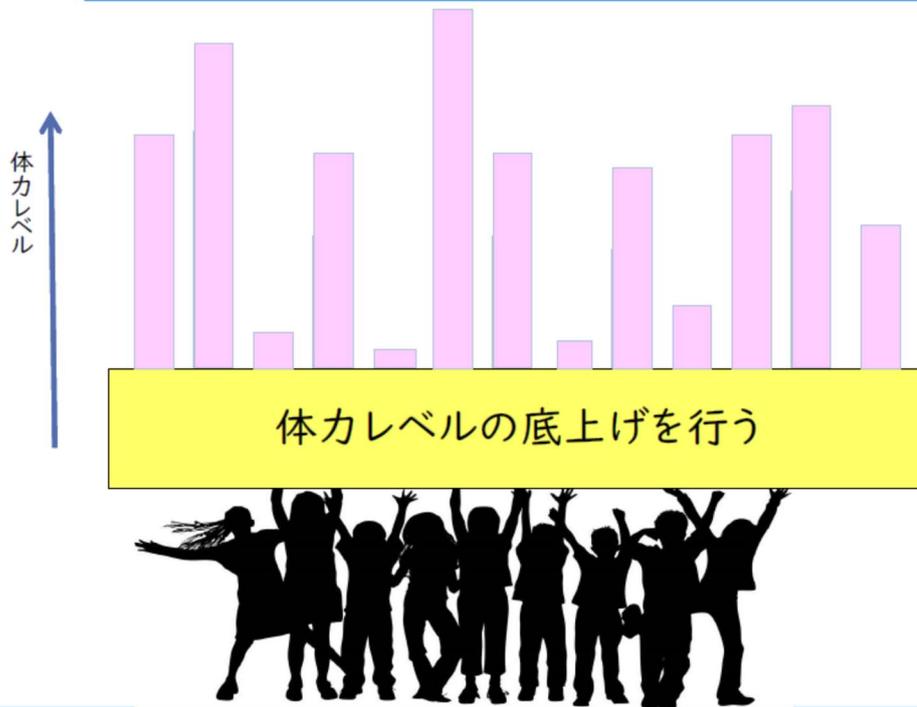
自分の「安全体力®」に気づくことで意識や行動が変わり、改善意欲も高まる

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

36



1次予防:2つの「アクティブ体操®」



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

39

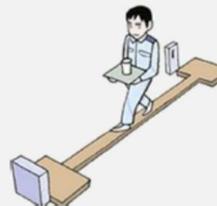


体調チェックのように実施

安全な作業に必要な体力の視点から日々の
体調チェック・1分間KYの様な取り組みが必要では。



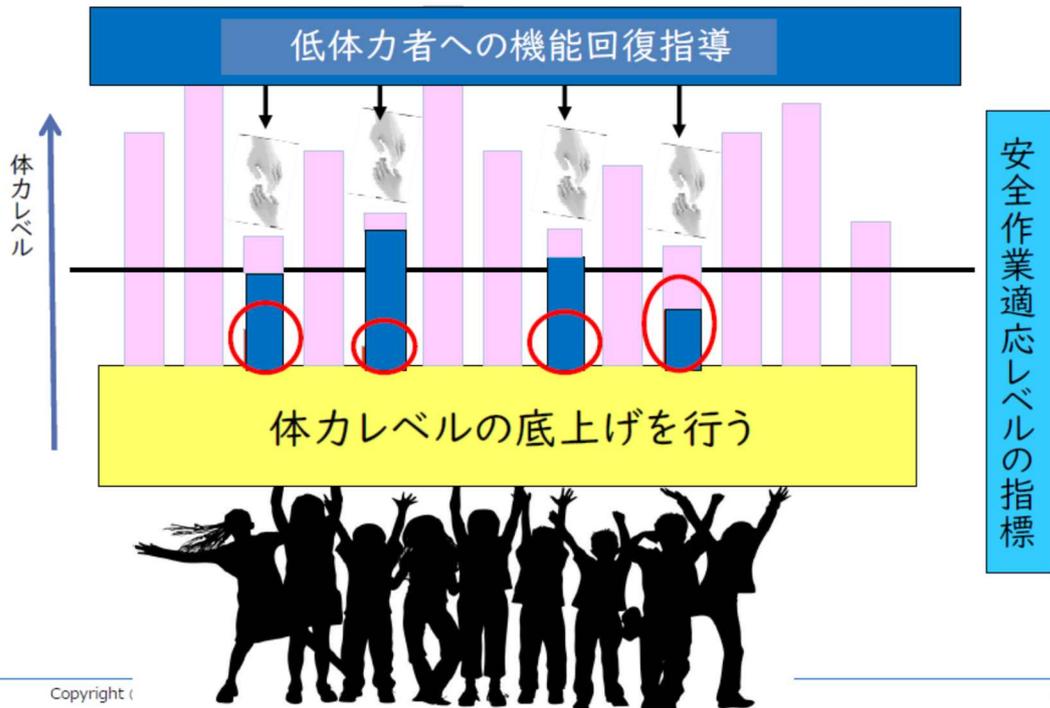
パイプ椅子から立つだけ



決められたところを歩くだけ

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

3次予防:低体力者への機能回復指導



2次予防:「安全体力®」機能テスト



サス鉄ナブル!



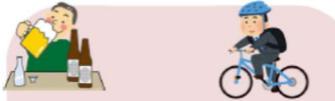
ご清聴ありがとうございました

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



位置づけ:人生100年時代の全員参加型の安全と健康

健康づくり



一般的に福利厚生の一部や個人の考え方としての概念が強い?
特に体カテストや体操は

会社で?
きつい...

体カテスト?
職場体操?
めんどくさい



安全対策

「安全体力®」の取り組み
安全の取り組み
として位置付け



サス鉄ナブル! JFE

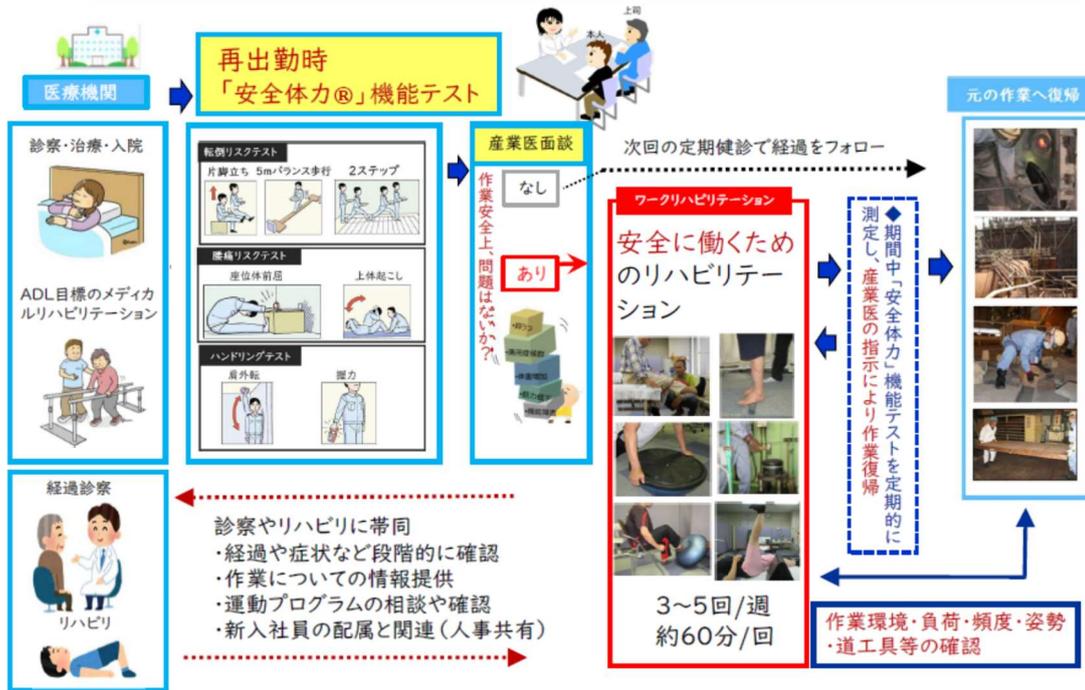
ヒトの基本行動
安全な移動を維持改善する
取り組み



Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



「安全体力®」を指標にした早期職場復帰支援体制



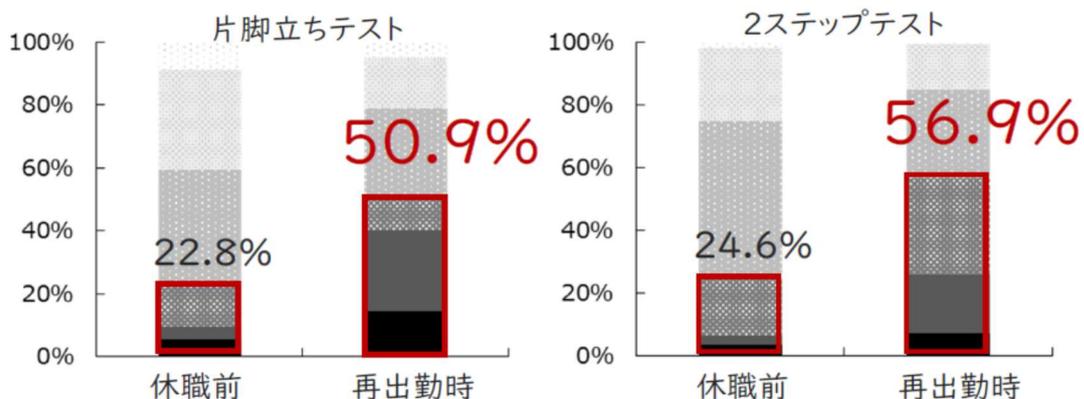
Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



早期職場復帰支援体制の結果:再出勤時の体力低下の問題

～休職前と再出勤時の低体力者の割合の比較～

(2010年6月～2017年12月に1ヵ月以上の休業から復職した168名)



上肢のケガや内科的疾患後でも下肢機能に関わるテストで評価2以下が大幅に増加 (行動災害の発生リスクが高まる恐れ)

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.



ご当地健康体操100選に選出されました! アクセス数1位

「ご当地健康体操100選」の視聴者数のランキング(2020年) | 日本健康応援サイト「KENKOHUB.COM」

1位:「アクティブ体操®」倉敷市(JFEスチール株式会社)

2位:ちゃーがんじゅう体操(沖縄県)



★2025年8月現在 YouTube 2つの体操で**424万回以上**視聴

JFEスチール YouTubeアカウント		ご当地健康体操200選		part II 毎朝体操	
part I		part II		part II 毎朝体操	
		★2020年 視聴者ランキング1位		★無料アプリで得点化 されます	



オリエンタルランドなど社外でも全国62社で無償で契約・実施されています

Copyright © 2025 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

3 高年齢者の労働災害防止対策を取り巻く最近の動向

3.1 高年齢者労働対策の現状、労働安全衛生法改正

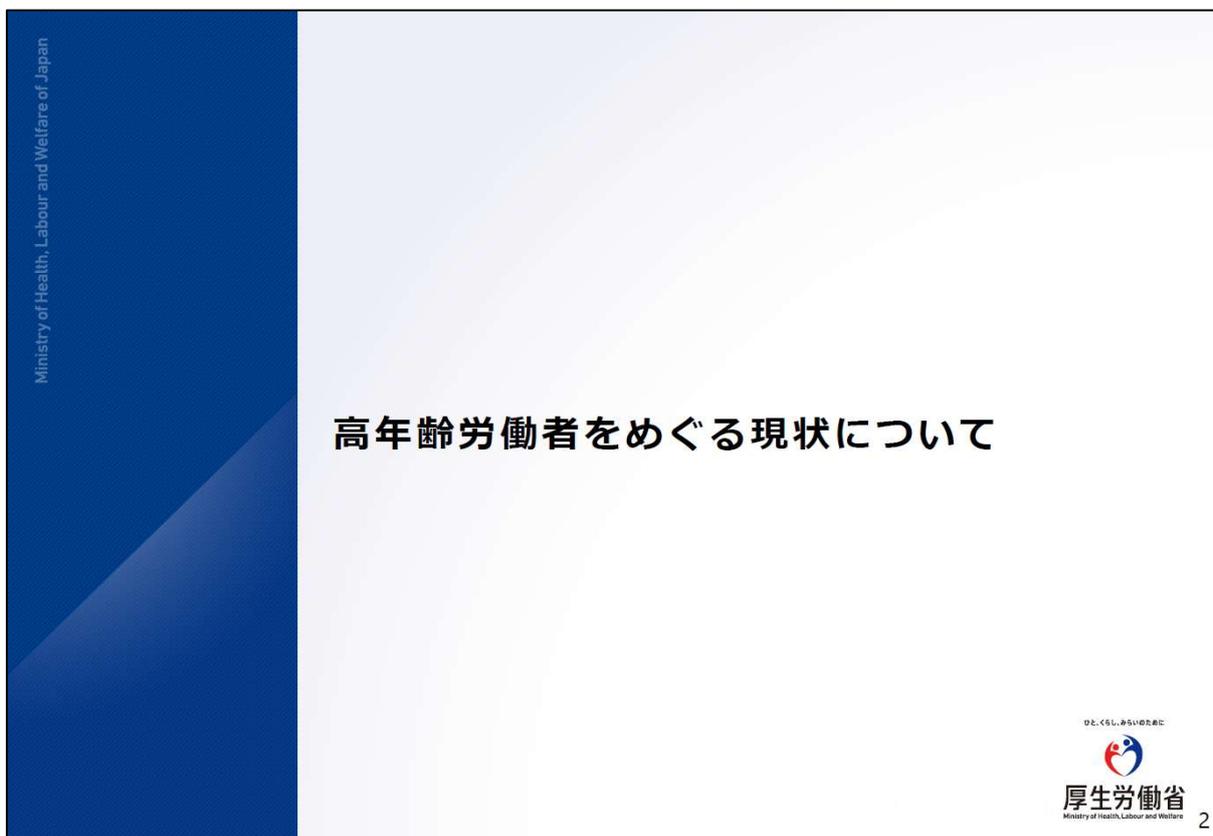


厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

高年齢労働者の労働災害防止対策について

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

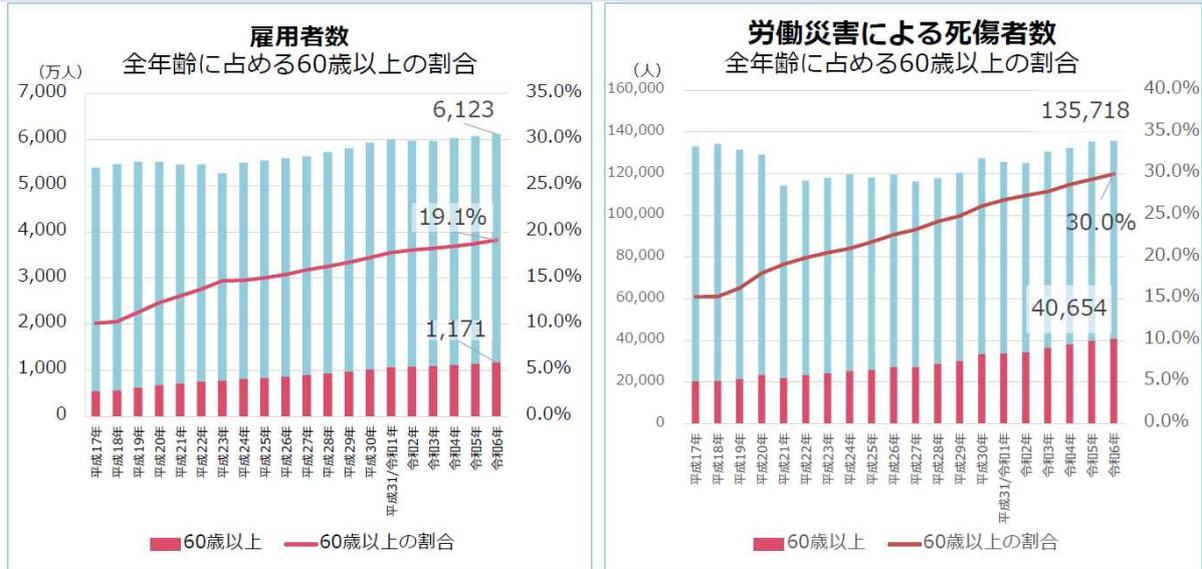
高年齢労働者をめぐる現状について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2

60歳以上の雇用者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、**雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)**となっている。また、労働災害による死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の高齢者の割合は**30.0%(同)**となっている。



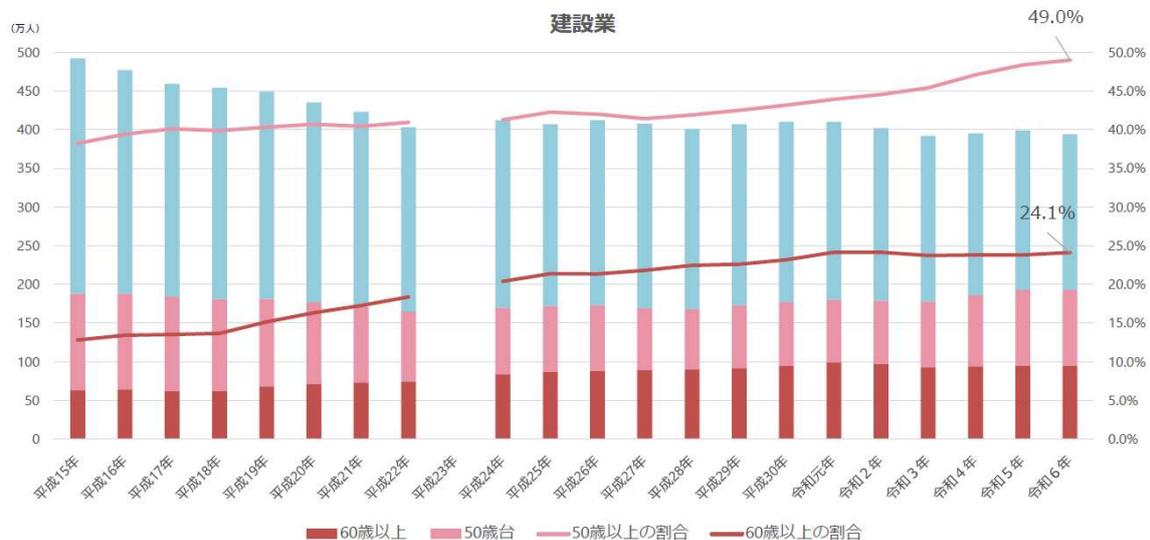
データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

3

建設業における年齢別の労働者割合の年別推移

高齢労働者は、**人数、割合ともに経年で増加**している。このことは、従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高齢労働者が就く場合が増加していることを示す。



データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
※平成23年は東日本大震災の影響により調査結果の公表なし

4

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は2040年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は2040年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあって、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

5

性別・年齢層別労働災害発生率（令和6年、休業4日以上の死傷災害の度数率）

休業4日以上の死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男は55～59歳、女は50～54歳で全年齢平均の度数率を上回り、加齢に応じ、上昇していく傾向がある。千人率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の労働時間が、60歳未満と比較して相対的に少ないことによるものである。



※度数率 = 労働災害による死傷者数 / 延べ実労働時間数 × 1,000,000

データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

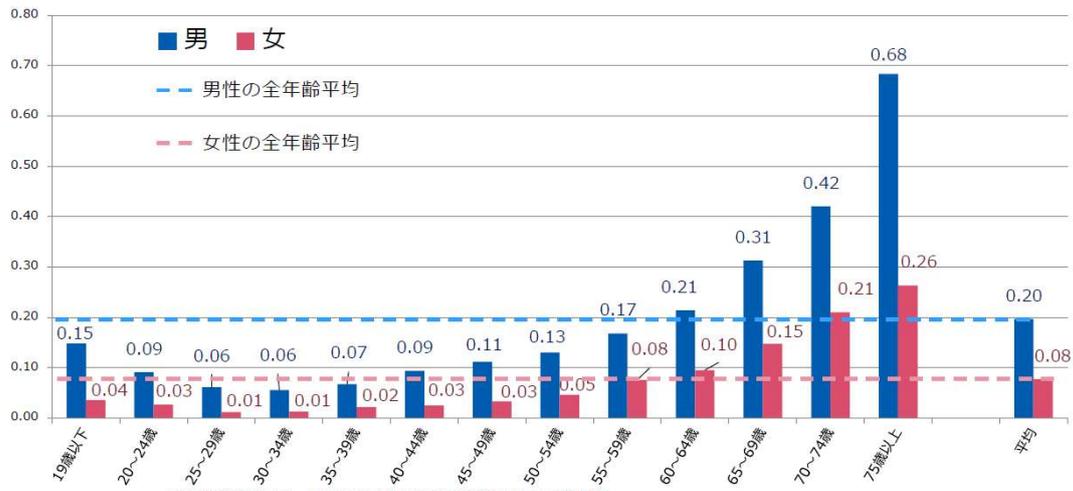
労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表（平均週間就業時間））

6

性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和6年、休業4日以上) ※強度率に相当する数値

千延べ実労働時間当たりの休業見込み日数(休業4日以上)は、男女ともに、60歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、(千人率・度数率と比較して)顕著に上昇していく傾向がある。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



※強度率に相当する、休業見込み日数/延べ実労働時間数×1,000の値

データ出所: 労働者死傷病報告(令和6年)

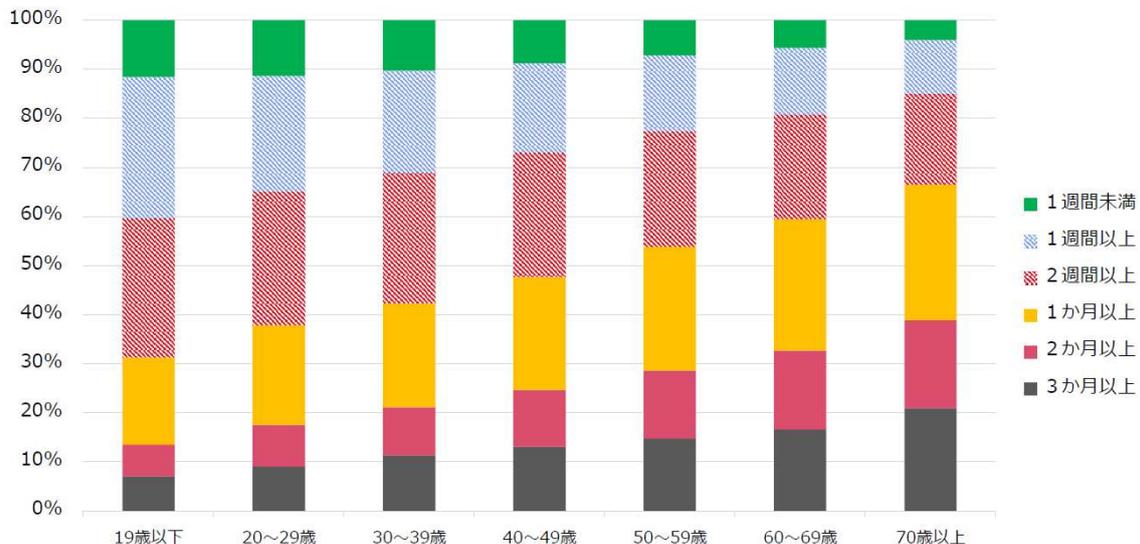
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

労働力調査(年次・2024年・基本集計第Ⅱ-9表(平均週間就業時間)及び第1-2表(役員を除く雇用者))

7

【参考】年齢層別 労働災害による休業見込み期間(令和6年)

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。



データ出所: 労働者死傷病報告(令和6年)

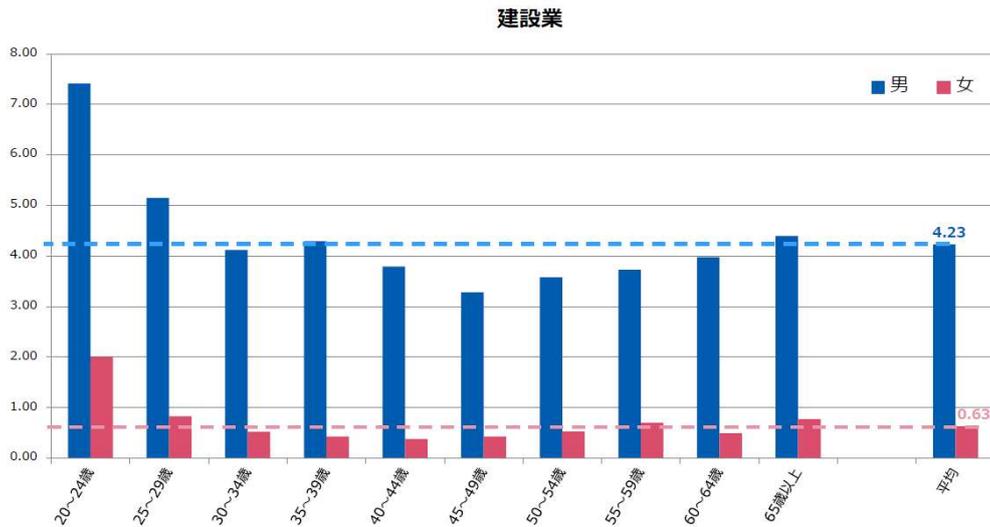
※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

※死亡災害は、休業3か月以上に算入

8

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年）
 （主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 建設業については、加齢に応じて発生率が上昇しているとまでは言えない傾向を示している。
- いずれの年齢階層においても、女性と比較して男性の発生率が著しく高い。

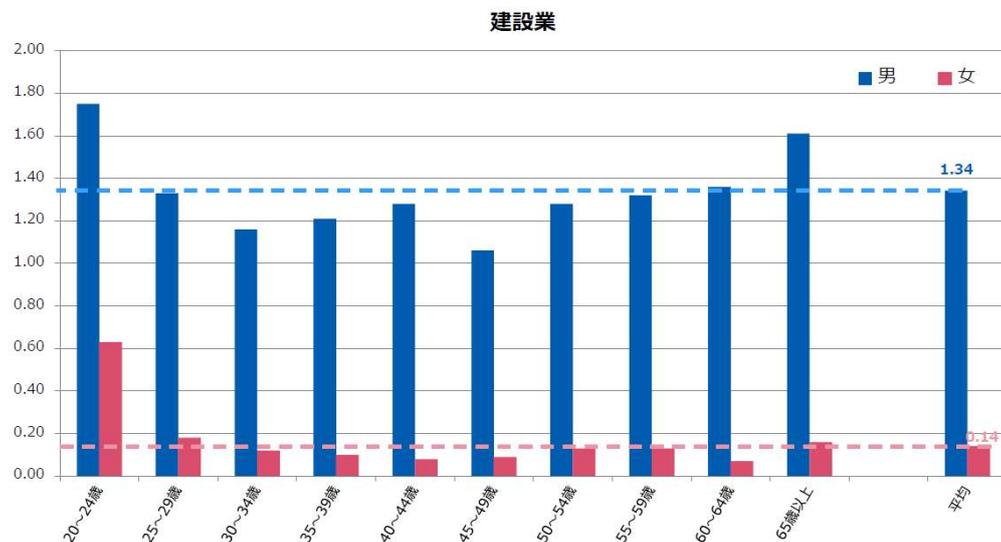


データ出所：千人率=労働災害による死者数/平均労働者数×1,000
 ; 死者数・労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く 労働者数・労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

9

➤ **墜落・転落**
業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年）
 （主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 建設業については、加齢に応じて発生率が上昇しているとまでは言えない傾向を示している。
- いずれの年齢階層においても、女性と比較して男性の発生率が著しく高い。



データ出所：千人率=労働災害による死者数/平均労働者数×1,000
 ; 死者数・労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く 労働者数・労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-Ⅱ-2表 役員を含む雇用者）

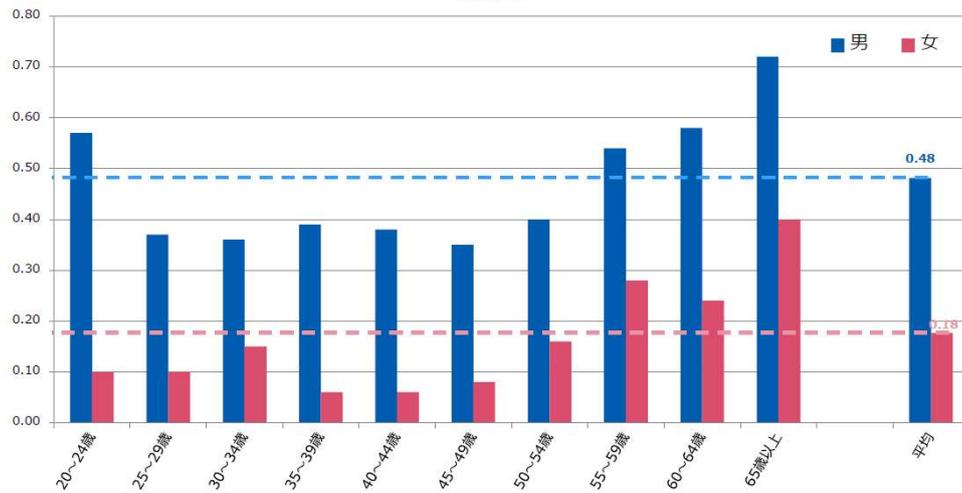
10

➤ 転倒

業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年）
（主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 男女ともに55～59歳で全年齢平均の千人率を上回り、加齢に応じ、上昇していく傾向がある。
- いずれの年齢階層においても、女性と比較して男性の発生率が著しく高い。

建設業



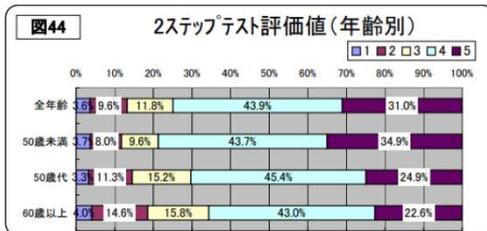
データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
：死傷者数…労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く 労働者数…労働力調査（年次・2024年・基本集計第Ⅱ-II-2表 役員を含む雇用者）

年齢別の身体機能の状況

年齢別の身体機能の測定結果では、加齢とともに評価値が低い者の割合が増加し、60歳以上になるとそれが顕著となる。ただし、これらは平均であって、個人によりばらつきが大きいことに留意する必要がある。

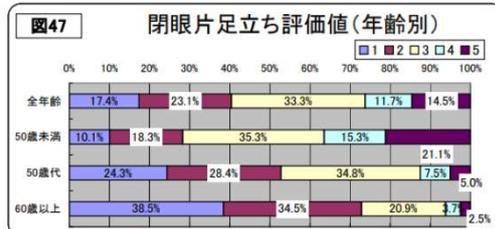
➤ 2ステップテスト

バランスを崩さずに進める最大の2歩幅の測定（歩行能力・下肢筋力）



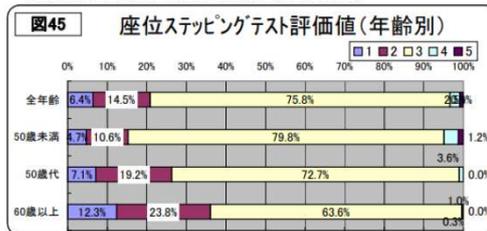
➤ 閉眼片足立ち

目を閉じた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



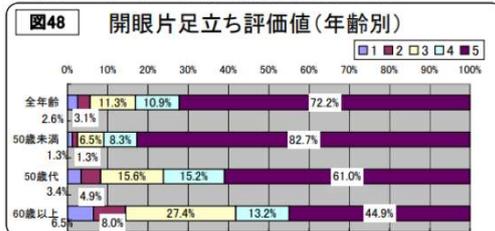
➤ 座位ステップテスト

一定時間内に座位で足を動かせる回数の測定（下肢の敏捷性）



➤ 開眼片足立ち

目を開けた状態での片足立ち可能時間の測定（静的バランス能力）



※ 評価値1～2がハイリスク、3～5がローリスク（5が最もリスクが少ない）を示す。

出典：中央労働災害防止協会「高齢労働者の身体的特性の変化による災害リスク低減推進事業に係る調査研究報告書」（平成22年）

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、転倒
↓
右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）



《労働災害の発生要因》清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、何も無いところでつまづき、転倒
↓
右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



《労働災害の発生要因》身体機能の低下。

被災者情報

性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

<ケース③> 不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、転落
↓
右足を床面に強打し、捻挫（休業見込期間は1か月）



《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

13

高齢労働者の労働災害防止対策の現状

【参考】エイジフレンドリーガイドラインの概要 (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）**
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）**
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

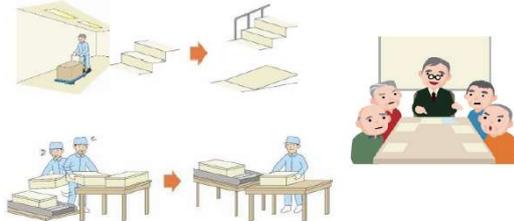
- **健康状況の把握**
雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
・集団及び個々の高齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

- **高齢労働者、管理監督者等に対する教育**
労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



15

エイジフレンドリーガイドラインの普及状況

- 「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく**取組が進んでいない**。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「**自社の60歳以上の高齢労働者は健康である**」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。**身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず**、その結果、そのような労働災害の**防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない**状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心が低い	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

出典：令和5年労働安全衛生調査 16

エイジフレンドリー補助金

※今年度分の申請受付は終了しています。

●令和7年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、エイジフレンドリー補助金を実施。

	総合対策コース	職場環境改善コース	転倒防止や腰痛予防のための運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入しており、1年以上事業を実施している中小企業事業者 高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上就労していること 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていること 		<ul style="list-style-type: none"> 役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装備の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） 	労働者の転倒災害防止のため、 専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費 （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る）	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限る）
補助率	4/5	1/2	1/2	3/4
補助上限額	上限額：100万円			上限額：30万円

17

高年齢労働者の労働災害防止対策推進事業

令和8年度概算要求額 9.8億円（7.6億円）※()内は令和7年度予算

目的

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。厚生労働省においては、令和元年度に「エイジフレンドリーガイドライン（通達）」を策定し、令和2年度から「エイジフレンドリー補助金」によりガイドラインに沿った取組を実施する中小企業事業者を支援してきた。
- 高年齢労働者は、他の世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い状況にあるが、これは、**業種や職種によって異なる作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策を更に推進するため、**労働安全衛生法等を改正し、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務**とすることとなり、**令和8年4月1日から施行される。**
- 改正法においては、厚生労働大臣が、事業者が講ずべき措置を適切かつ有効に実施するため必要な指針を定めることとされ、さらに、**当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことが規定**されており、引き続き、**事業者に対する支援**として、「エイジフレンドリー補助金」により**中小企業事業者による指針に基づく措置の実施に係る支援**を行う。
- あわせて、**事業者団体への支援**として、業種や職種に応じた作業による労働災害リスクを踏まえた的確な高年齢労働者の労働災害防止対策の推進のため、**業界団体等を構成員とする検討会を組織し、災害分析、好事例の収集等を行う。**

1 エイジフレンドリー補助金【一部拡充】 9.5億円（令和7年度：7.6億円）

	専門家総合対策コース 【既存（統合）・拡充】	熱中症対策コース 【新設】	コラボヘルスコース 【既存】
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 専門家によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用 リスクアセスメント結果を踏まえた対策の実施に要する費用 （滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等） 	熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用	事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用
補助率	4/5（専門家によるリスクアセスメント）	1/2	3/4
上限額	100万円	100万円	30万円

2 業種別の高年齢労働者の労働災害防止対策の検討【新規】 0.3億円

業界団体（令和8年度は、高年齢労働者の労働災害が多い製造業、小売業、社会福祉施設を想定）等を構成員とする検討会を組織し、災害分析や対策の好事例の収集等を行う。

18

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日 ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3④は公布後5年以内に政令で定める日

19

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による条文の新設及び附帯決議

（高齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十六 高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十二 高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三 身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

20

高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

趣旨・目的

令和7年の改正労働安全衛生法により、高齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣が措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされたことから、高齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高齢労働者の労働災害防止対策について検討するもの。

検討事項

- (1) 高齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- (2) 事業者が講ずべき高齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- (3) その他

開催状況

- 第1回：令和7年9月8日
議題：高齢者の労働災害防止のための指針の策定について等
- 第2回：令和7年9月29日
議題：高齢労働者の労働災害について【構成員提出資料に係る御説明】、高齢者の労働災害防止のための指針について等
- 第3回：令和7年11月5日
議題：高齢労働者の労働災害について【構成員提出資料に係る御説明】、高齢者の労働災害防止のための指針について等
- 第4回：令和7年12月8日（予定）

参集者

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 榎原 毅	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	（公社）日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	（公財）大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 斉	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表
山脇 義光	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第2回まで）

（五十音順、敬称略、◎は座長）

21

指針の策定の方針（案）

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。
※ T H P 指針等の指針で示されている事項はその引用に留める。
- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

	指 針 等	現行のガイドライン
指 針	第1 趣旨	第1 趣旨
	第2 事業者が講ずべき措置	第2 事業者に求められる事項
	第3 労働者と協力して取り組む事項	第3 労働者に求められる事項
	第4 国、関係団体等による支援の活用	第4 国、関係団体等による支援の活用
通 達	別紙、別添の記載部分、通達の引用部分等、指針に盛り込まれないもの	別紙（図解）、別添（チェックリスト等）
	図解、チェックリスト等	

22

3.2 高齢者の労働災害防止のための指針について

資料 2 - 1



高齢者の労働災害防止のための指針について（報告）

第182回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課・労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

趣旨・目的

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法第62条の2（令和8年4月1日施行予定）により、高齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。このため、高齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高齢労働者の労働災害防止対策について検討を行った。

労働安全衛生法（抄）（令和7年改正後、令和8年4月1日施行）

（高齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。
- 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

参集者

◎は座長、五十音順、敬称略

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 榎原 毅	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	（公社）日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	（公財）大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 齊	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表
山脇 義光	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局長（第2回まで）

検討事項

- 高齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- 事業者が講ずべき高齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- その他

開催状況

- 第1回：令和7年9月8日 ・高齢労働者をめぐる現状
・指針の策定方針について
- 第2回：令和7年9月29日 ・高齢者の労働災害に関する
文献レビュー
- 第3回：令和7年11月5日 ・指針案の検討①
- 第4回：令和7年12月8日 ・指針案の検討②
・報告書案の検討

指針策定の方針（案）

第1回高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会 資料

注1：方針（案）は第1回検討会において議論され了承された。

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
注2：高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）
- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。
※ T H P 指針等他の指針で示されている事項はその引用に留める。
- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

	指 針 等		現行のガイドライン
指 針	第1 趣旨	本文	第1 趣旨
	第2 事業者が講ずべき措置		第2 事業者に求められる事項
	第3 労働者と協力して取り組む事項		第3 労働者に求められる事項
	第4 国、関係団体等による支援の活用		第4 国、関係団体等による支援の活用
通 達	別紙、別添の記載部分、通達の引用部分等、指針に盛り込まれないもの	別紙等	別紙（図解）、別添（チェックリスト等）
	図解、チェックリスト等		

2

高齢者の労働災害防止のための指針について

1. 制定の趣旨

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第62条の2第2項の規定に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関する指針を定めるもの。

2. 根拠法令

改正法第2条による改正後の法第62条の2第2項

3. 概要

別紙概要のとおり指針を制定する。なお、現行のガイドラインの廃止に伴い、当該ガイドラインを引用する関係指針について所要の改正を行う。

4. 適用期日等

(1) 公示日：令和8年2月（予定） (2) 適用期日：令和8年4月1日

3

高齢者の労働災害防止のための指針（案）概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

（参考）労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による条文の新設及び附帯決議

（高齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十六 高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十二 高齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三 身体機能の低下等の高齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

基発 0210 第 1 号
令和 8 年 2 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が別添 1 のとおり公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

については、下記事項に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知を図るとともにその運用に遺漏なきを期されたい。

なお、令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号「「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について」は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

1 趣旨について（指針第 1 関係）

この指針は、改正法により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものであること。

国、事業者、労働者等の関係者においては、一人の被災者も出さないとの基本理念の実現に向け、高年齢者の労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて取り組むことが求められるものであること。

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講じるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて関係団体の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組を進めることが重要であること。

なお、請負の形式による契約により業務を行う者についても、この指針を参考にして取り組むものであること。

2 事業者が講ずべき措置（指針第2関係）

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組の体系については別紙のとおり。

3 安全衛生管理体制の確立等（指針第2の1関係）

(1) 指針第2の1(1)イ②の「労働者の意見を聴く機会」については、安全衛生の委員会のほか、職場で行っている定例の会議や業務ミーティング等も活用できること。なお、必ずしも会議体の構成をとる必要はなく、安全衛生推進者等、指針第2の1(1)ア②の安全衛生方針に基づき指定された担当者等を中心に意見の聴取を実施することも考えられること。

(2) 指針第2の1(2)の「危険源の特定等のリスクアセスメントの実施」については、以下の点に留意すること。

ア リスクアセスメントにより職場の改善を進めた事例として、厚生労働省ホームページの事例でわかる職場のリスクアセスメント等を参考にすること。また、リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しに際し、厚生労働省ホームページの労働災害事例集やヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

イ リスクアセスメントの実施に際し、職場環境改善ツールとして「エイジアクション100 改訂版」のチェックリスト（2021年中央労働災害防止協会、別添2）等を活用することも有効であること。また、チェックリストでは業種別に優先的に取り組む事項も示されており、これらも踏まえてチェックリストを活用するものであること。

ウ フレイルとは、加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態のことをいうこと。

エ 「身体負荷を軽減する個人用の装備」については、アシストスーツ等があること。

オ 「職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うこと」の具体的な方法については、例えば、実際に行った職場環境改善の内容と期待される効果について安全衛生教育に含めることが考えられること。

4 職場環境の改善（指針第2の2関係）

(1) 指針第2の2(1)の「情報機器作業への対応」については、パソコン等を用いた情報機器作業において、情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（令和元年7月12日付け基発0712第3号）等を参照すること。

(2) 指針第2の2(2)の「共通的な事項」については、以下の点に留意すること。

ア 注意力や判断力の低下による災害の防止については、複数の作業を同時進行させるような負担はできるだけ避けることが望ましいこと。なお、複数の作業を同時進行させる場合は、管理監督者が優先順位を判断した上で作業指示をすることが望ましいこと。

イ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物を取り扱うときの腰痛のリスクアセスメント手法については、JIS規格（日本産業規格 JIS Z8505）を参照してリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。

(3) 指針第2の2(2)の「暑熱作業への対応」については、作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。また、作業者の水分及び塩分の摂取状況や、作業者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること。積極的に熱中症が生じた疑いのある作業者を早期に発見する観点から推奨される方法として、責任者等による作業場所の巡視、2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認するバディ制の採用、責任者、労働者双方向での定期連絡やこれらの措置の組合せなどが挙げられること。

5 高齢者の健康や体力の状況の把握（指針第2の3関係）

(1) 指針第2の3(1)の「健康状況の把握」については、以下に掲げる例を参考に、高齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすること。
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めること。
- ・健康診断の結果について、産業医、保健師等に相談できる環境を整備すること。

- ・健康診断の結果を高年齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を理解できるようにすること。
 - ・日常的なかかわりの中で、高年齢者の健康状況等に気を配ること。
- (2) 指針第2の3(2)の「体力の状況の把握」については、以下の点に留意すること。
- ア 体力チェックの範囲については、歩行能力等の筋力、バランス能力、敏捷性等の労働災害に直接的に関与するものとし、事業場の実情に応じて全身持久力、感覚機能や認知機能等を含めて差し支えないこと。
 - イ 体力チェックの対象については、身体機能の低下は、20代、30代などの若い頃から始まるとの調査結果もあることから、事業場の実情に応じて高年齢者だけでなく青年期、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいとしたものであること。
 - ウ 体力チェックの方法としては、厚生労働省が作成した「転倒等リスク評価セルフチェック票」(別添3)、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が開発したステップテストによる簡易体力測定、質問紙による全身持久力評価の手法、文部科学省が実施している新体力テスト等があること。
 - エ 体力チェックの評価基準については、評価基準を設ける場合、高年齢者が従事する職務の内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが重要であり、また、評価に当たっては、仕事内容に対して必要な能力等有るかという観点にも留意する必要があること。
 - オ 体力チェックを行う場合には、対象者の状況に応じて高負荷にならないように安全に十分配慮する必要があること。

6 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応（指針第2の4関係）

- (1) 指針第2の4(2)の「高年齢者の状況に応じた業務の提供」については、以下の点に留意すること。
- ア 高年齢者の業務内容の決定に当たり、労働者の健康や体力の状況に応じた対応が求められるが、在宅勤務が長期間に及ぶと筋力等の身体機能が低下する場合があることにも留意すること。
 - イ 高年齢者の業務内容の決定については、個々の健康や体力の状況に応じ、安全と健康の観点を踏まえた適合業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮することが重要であること。
 - ウ 何らかの疾病を抱えて治療のための服薬をしながら働く労働者について

ては、治療と就業の両立支援指針（令和 8 年厚生労働省告示第 28 号）及び別途示す予定の通達に基づき取り組むよう努めること。

- (2) 指針第 2 の 4 (3) の「心身両面にわたる健康保持増進措置」については、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公示第 1 号、令和 8 年 2 月 10 日最終改正）及び労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号、平成 27 年 11 月 30 日最終改正）等に基づき、労働者の健康保持増進対策やメンタルヘルスケアに取り組むこと。その実施に当たっては、以下に掲げる対策例があること。なお、こうした身体機能の維持向上等の措置については労使が協力して取り組むこと。

- ・健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること。なお、栄養指導や保健指導においては、労働者の個別の状況に応じて指導すること。栄養指導や保健指導を行う際には、食べる量、栄養素について、従来の生活習慣病改善の観点だけでなく、フレイルやロコモティブシンドロームの予防の観点からの指導にも留意すること。
- ・身体機能の低下が認められる高齢者については、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動の実施等、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動をする時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられること。
- ・保健師や専門的な知識を有する運動指導の専門家等の指導の下で高齢者が身体機能の維持向上に継続的に取り組むことを支援すること。
- ・労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康づくり等に取り組むこと。
- ・保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果的・効率的に実行するコラボヘルスの観点から職域単位の健康保険組合が健康づくりを実施する場合には、連携・共同して取り組むこと。

7 安全衛生教育（指針第 2 の 5 関係）

- (1) 指針第 2 の 5 (1) の「高齢者に対する安全衛生教育」及び 5 (2) の「管理監督者等に対する教育」について、安全衛生教育の年間計画を立案する際には、単一の災害にのみ焦点を当てるのではなく、腰痛、転倒のような複数の災害を対象としつつ、行動災害一般に共通する教育や、腰痛や転倒に焦点を当てた教育の両方を行うようにすることが望ましいこと。また、高齢者が作業に慣れることで危機意識が薄くなること、体力に応じ

た作業の危険性等の気づきを促すことが重要であること。

- (2) 指針第2の5(1)の「高年齢者に対する安全衛生教育」については、高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解するため、以下の項目についても高年齢者への教育の一環として周知することが望ましいこと。
- ・骨密度が低いと転倒した際に骨折しやすくなり、労働災害リスクが高くなること
 - ・食事や運動などの適切な対応により骨密度を維持することができること
 - ・骨粗鬆症検診について、地域で実施している場合もあり、必要に応じて受診できること
- (3) 指針第2の5(2)の「管理監督者等に対する教育」については、管理監督者は、高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけすること等を通じ、作業に無理がないか等を把握することも重要であること。

8 労働者と協力して取り組む事項（指針第3関係）

指針第3の「労働者と協力して取り組む事項」については、労使の協力の下、労働者自身が以下の取組を実情に応じて進めることが必要であること。なお、労使が協力して高年齢者の労働災害を防止するため、ヒヤリ・ハット事例を活用する場合には、厚生労働省ホームページのヒヤリ・ハット事例集等を参考にすること。

- ・高年齢者が自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること。なお、高齢になってから始めるのではなく青年、壮年期から取り組むことが重要であること。
- ・事業者が行う労働安全衛生法で定める定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で当該健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるよう努めること。
- ・事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加し、自身の体力の水準について確認し、気づきを得ること。
- ・日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。
- ・各事業所の目的に応じて実施されているラジオ体操や転倒予防体操等の職場体操には積極的に参加すること。また、通勤時間や休憩時間にも、簡単な運動を小まめに実施したり、自ら効果的と考える運動等を積極的に取り入れたりすること。
- ・適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとる等、食習慣や食行動

の改善に取り組むこと。

- ・ 青年、壮年期から健康に関する情報に関心を持ち、健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用できる能力（ヘルスリテラシー）の向上に努めること。

9 国、関係団体等による支援の活用（指針第4関係）

- (1) 指針第4(3)の「補助金等」については、厚生労働省で実施する補助制度があること。
- (2) 指針第4(4)の「社会的評価を高める仕組み」については、安全衛生に係る優良事業場等の表彰等があること。

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組



具体的取組

	予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育		
	身体機能を補う設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
人のリスク	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高年齢者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
	体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導 体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

高年齢者の労働災害防止のための指針

令和 8 年 2 月 10 日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号

第 1 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。

事業者は、この指針の第 2 に規定する事業者が講ずべき措置のうち、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国のほか、労働災害防止団体、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「健安機構」という。）等の関係団体等による支援も活用して、高年齢者の労働災害防止対策（以下「高年齢者労働災害防止対策」という。）に積極的に取り組むよう努めるものとする。

また、労働者が自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、積極的に自らの健康づくりに努めることができるよう、事業者は、労働者と連携・協力して取組を進めることが重要である。

国、関係団体等は、それぞれの役割を担いつつ必要な連携を図りながら、事業者の取組を支援するものとする。

第 2 事業者が講ずべき措置

事業者は、次の 1 から 5 までに掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、第 4 に規定する国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明及び体制整備

高年齢者労働災害防止対策を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項に取り組むこと。

- ① 経営トップ自らが、高年齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。
- ② 安全衛生方針に基づき、高年齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高年齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること。

イ 安全衛生委員会等における調査審議等

- ① 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）を設けている事業場においては、高年齢者労働災害防止対策に関する事項を調査審議すること。
- ② 安全衛生委員会等を設けていない事業場においては、高年齢者労働災害防止対策について、労働者の意見を聴く機会等を通じ、労使で話し合うこと。

ア及びイを実施するに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 高年齢者労働災害防止対策を担当する組織としては、安全衛生部門が存在する場合には同部門が想定され、業種又は事業場の規模によっては、人事労務管理部門等が担当することも考えられること。
 - ・ 高年齢者の健康管理については、産業医を中心とした産業保健体制を活用すること。また、保健師等の活用も有効であること。産業医が選任されていない事業場においては、地域産業保健センター等の外部機関を活用することが有効であること。
 - ・ 高年齢者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じている事項、自身の不調等を相談できるよう、企業内相談窓口を設置することや、高年齢者が孤立することなくチームに溶け込み、何でも話すことができる風通しの良い職場風土づくりが有効であること。
 - ・ 働きやすい職場づくりは労働者のモチベーションの向上につながるという認識を関係者で共有することが有効であること。
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高年齢者労働災害防止対策の優先順位を検討（以下「リスクアセスメント」という。）すること。

その際、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号。以下「リスクアセスメント指針」という。）に基づく手法で取り組むよう努めるものとする。

リスクアセスメントの結果も踏まえ、次の2から5までに掲げる事項を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決めること。なお、リスクアセスメント指針を踏まえ、リスク低減措置については、次のア～エに掲げる優先順位で措置内容を検討の上、実施することに留意すること。

- ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
- イ 手すりの設置や段差の解消等の工学的対策
- ウ マニュアルの整備等の管理的対策
- エ 身体負荷を軽減する個人用の装備の使用

取組に当たっては、年間推進計画を策定し、当該計画に沿って取組を実施し、当該計画を一定期間で評価し、必要な改善を行うことが望ましいこと。

- ・ リスクアセスメントの実施に当たっては、次に掲げる点を考慮すること。
- ・ 小売業、飲食店、社会福祉施設等のサービス業等の事業場で、リスクアセスメントが定着していない場合には、同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作り、負担の大きい作業、危険な場所、作業フローの不備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法があること。
- ・ 高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツールを活用することも有効であること。
- ・ 健康状況や体力が低下することに伴う高年齢者の特性や課題を想定し、リスクアセスメントを実施すること。
- ・ 高年齢者の状況に応じ、フレイルやロコモティブシンドロームについても考慮する必要があること。
- ・ 第三次産業のうち飲食店や社会福祉施設等では、家庭生活と同種の作業を行うため危険を認識しにくいのが、作業頻度や作業環境の違いにより、家庭生活における作業とは異なるリスクが潜んでいることに留意すること。
- ・ 社会福祉施設等で利用者の事故防止に関するヒヤリハット事例の収集に取り組んでいる場合、こうした仕組みを労働災害の防止に活用することが有効であること。
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場においては、労働安全衛生方針の中に、例えば「年齢にかかわらず健康に安心して働ける」等の内容を盛り込んで取り組むこと。
- ・ 職場環境の改善等の取組と安全衛生教育を組み合わせることで、労働災害防止の効果が高まることから、職場環境改善等の実施に当たり安全衛生教育と併せて行うことが望ましいこと。

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能が低下した高年齢者であっても安全に働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じること。その際、次に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて、施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。

<共通的な事項>

- ・ 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。
- ・ 階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消すること。

- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用すること。また、滑りやすい箇所で作業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清掃すること。

- ・ 墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底すること。

- ・ やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を解消することができない場合には、安全標識や危険箇所の掲示により注意喚起を行うこと。

<危険を知らせるための視聴覚に関する対応>

- ・ 警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい中低音域の音を採用する、音源の向きを適切に設定する、指向性スピーカーを用いる等の工夫をすること。

- ・ 作業場内で定常的に発生する騒音（背景騒音）の低減に努めること。

- ・ 有効視野を考慮した警告・注意機器（パトライト等）を採用すること。

<暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているので、涼しい休憩場所を整備し、利用を勧奨すること。

- ・ 保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備すること。

- ・ 熱中症の初期症状を把握するのに有効なウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用すること。

<重量物取扱いへの対応>

- ・ 補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制すること。

- ・ 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善すること。

- ・ 身体機能を補助する機器（アシストスーツ等）を導入すること。

<介護作業等への対応>

- ・ リフト、スライディングシート等の導入により、抱え上げ作業を抑制すること。

- ・ 労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等を活用すること。

<情報機器作業への対応>

- ・ パソコン等を用いた情報機器作業では、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること。

(2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能及び認知機能の低下等の高年齢者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施すること。その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢者を就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）。
- ・ 高齢者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮すること。
- ・ 注意力や判断力の低下による災害を防止するため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること。
- ・ 腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法については、重量物の小口化、取扱回数の減少等の改善を図ること。
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。

<暑熱作業への対応>

- ・ 一般に、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨すること。
- ・ 健康診断の結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導すること。
- ・ 熱中症のおそれがある作業の早期発見のための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業員への周知を徹底すること。

<情報機器作業への対応>

- ・ 情報機器作業が過度に長時間にわたり行われることのないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とすること。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。その他、健康診断の結果を高齢者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこと。

(2) 体力の状況の把握

高齢者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢者双方が当該高齢者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。

また、身体機能の低下は高年齢者に限られるものではないことから、事業場の実情に応じて、青年、壮年期から体力チェックを実施することが望ましいこと。

体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜当該方針を見直すこと。

具体的な体力チェックの方法として次に掲げるようなものが挙げられること。

- ・ 労働者の気付きを促すため、加齢による心身の衰えのチェック（フレイルチェック）等を導入すること。
- ・ 転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック、労働者が自ら体力の状況を把握できるオンラインツール、質問紙による推定等を活用すること。
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法及び評価基準は、安全衛生委員会等の審議等を踏まえてルールを構築することが望ましいこと。

体力チェックの実施に当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 体力チェックの評価基準を設けない場合は、体力チェックを高年齢者の気付きにつなげるとともに、業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられること。
- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、高年齢者が従事する職務内容等に照らして合理的な水準に設定し、職場環境の改善や高年齢者の体力の向上に取り組むことが必要であること。
- ・ 作業を行う労働者の体力に幅があることを前提とし、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、当該労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、当該労働者も作業に必要な体力の維持向上に取り組む必要があること。
- ・ 高年齢者が病気や怪我による休業から復帰する際、休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較することは、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有効であること。

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第 1 号）を踏まえた対応をしなければならないことに留意すること。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者本人の同意の取得方法や労働者の体力の状

況に関する情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等や労働者の意見を聴く機会等の場を活用して定める必要があること。

例えば、労働者の健康や体力の状況に関する医師等の意見を安全衛生委員会等に報告する場合等に、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を集約又は加工する必要があること。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。

就業上の措置を講じるに当たっては、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 健康診断や体力チェック等の結果、当該高年齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施すること。
- ・ 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて当該高年齢者の了解が得られるよう努めること。また、健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも留意すること。

(2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

労働者の健康や体力の状況は加齢にしたがって個人差が拡大するとされており、高年齢者の業務内容の決定に当たっては、個々の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点から踏まえた適合する業務を高年齢者とマッチングさせるよう努め、継続した業務の提供に配慮すること。

個々の労働者の状況に応じた対応を行う際には、業務内容に応じて、健康や体力の状況のほか、職場環境の改善状況も含め検討することとし、次に掲げる点を考慮すること。

- ・ 業種特有の就労環境に起因する労働災害があることや、労働時間の状況や作業内容により、個々の労働者の心身にかかる負荷が異なることに留意すること。
- ・ 危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがあることに留意すること。例えば、運輸業等においては、運転適性の確認を重点的に行うこと等が考えられること。
- ・ 何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望する高年齢者の治療と就業の両立については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）に基づ

く治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）に基づき取り組むよう努めること。

- ・ 複数の労働者で業務を分けあう、いわゆるワークシェアリングを行うことにより、高年齢者自身の健康や体力の状況、働き方のニーズに対応することも考えられること。

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

3(2)も踏まえ、集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

併せて、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号）及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図ること、健康診断の結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること、その他労働者の心身両面にわたる健康保持増進措置を実施すること等、事業場として組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組むよう努めること。

5 安全衛生教育

(1) 高年齢者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。

高年齢者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、高年齢者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人差の拡大を踏まえ、次に掲げる点を考慮して安全衛生教育を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。

- ・ 高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、自らの身体機能等の客観的な認識の必要性を理解することが重要であること。
- ・ 高年齢者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをすることが有効であること。

- ・ 高年齢者に対して、第三次産業の多くでみられる軽作業や危険と認識されていない作業であっても、災害に至る可能性があることを周知することが有効であること。
- ・ 勤務シフト等から集合研修の実施が困難な事業場においては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- ・ 危険予知訓練（KYT）を通じた危険感受性の向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育の活用も考えられること。
- ・ 介護を含むサービス業ではコミュニケーション等の対人面のスキルの教育も労働者の健康の維持に有効であると考えられること。
- ・ IT機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図ること。

(2) 管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者と共に働く各年代の労働者に対しても、高年齢者の特性と高年齢者に対する安全衛生対策についての教育を行うことが望ましいこと。

この際、高年齢者労働災害防止対策の具体的内容の理解に資するよう、高年齢者を支援する機器や装具に触れる機会を設けることが望ましいこと。

事業場内で教育を行う者や高年齢者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は次に掲げる点が考えられること。

- ・ 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- ・ 管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けることも考えられること。

併せて、高年齢者が脳・心臓疾患を発症する等緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切に対応をとることができるよう、事業場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

高年齢者の労働災害を防止する観点から、事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要である。

第4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、第2に掲げる事項に取り組むに当たり、次に掲げる国、関係団体等による支援策を有効に活用することが望ましいこと。

- (1) 中小企業や第三次産業の事業場における高年齢者労働災害防止対策の取組事例の活用

厚生労働省、労働災害防止団体及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）のホームページ等で提供されている中小企業や第三次産業を含む多くの事業場における高年齢者労働災害防止対策の積極的な取組事例を参考にすること。

(2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用

中央労働災害防止協会や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っているので、これらの支援を活用すること。

また、健康管理に関しては、健安機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供しているので、これらの支援を活用すること。

(3) 補助金等の活用

高年齢者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する補助制度を活用して、職場環境の改善を図ること。

(4) 社会的評価を高める仕組みの活用

高年齢者のための職場環境の改善の取組を評価項目として考慮した労働災害防止に係る表彰、好事例コンクール等高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組む事業場の社会的評価を高める仕組みを活用すること。

(5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

職域保健と地域保健の連携を強化するため、各地域において地域・職域連携推進協議会が設置され、地域の課題や実情に応じた連携が進められているところである。また、健康保険組合等の保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを推進する取組も行われている。

具体的には、保険者による事業者に対する支援策等の情報提供や、保健所等の保健師や管理栄養士等の専門職が、事業場と協働して、事業協同組合等が実施する研修やセミナーで、地域の中小事業者に対して職場における健康づくり・生活習慣改善についての講話や保健指導を実施するといった取組を活用するとともに、事業者においても、関係機関が提供する情報を基に、各自治体が取り組む各種支援策等を活用することが望ましいこと。

IV 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目 (100の「エイジアクション」)	結果	
			優先度
1 高年齢労働者の戦力としての活用			
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。		
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理			
(1) 基本方針の表明			
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。		
(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等			
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。		
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。		
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。		
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策			
(1) 転倒防止			
① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置			
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。		
7	床面の水たまり、氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。		
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ(照度)を確保している。		
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。		
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。		
② 安全な作業靴の着用			
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させている。		
③ 歩行時の禁止事項			
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走ること」は禁止している。		
④ 危険マップ等の作成・周知			
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。		
(2) 墜落・転落防止			
① 高所作業の回避			
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。		
② 作業床・手すり等の設置			
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。		
③ 保護具の使用			
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット(「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。)を着用させた上で、安全帯を使用させている。		

IV

チェックリスト

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果	
			優先度
④ 墜落・転落防止設備の作業前確認			
17	高所で作業をさせる場合には、その作業開始前に、作業床や手すり、安全帯を安全に取り付ける設備等の安全性の確認を行っている。		
⑤ はしご・脚立の使用の回避			
18	はしごや脚立の使用をできる限り避け、移動式足場や作業台等を使用させている。		
⑥ はしご・脚立の安全使用			
19	はしごや脚立を使用させる場合には、ヘルメットを着用させた上で、安全な方法で使用させている。		
(3) 腰痛予防			
① 作業姿勢			
20	ひねり、前かがみ、中腰等の不自然な作業姿勢を取らせないようにしている。		
21	肘（ひじ）の曲げ角度が90度になるように、作業台の高さを調節している。		
22	同一作業姿勢を長時間取らせないようにしている。		
23	不自然な姿勢を取らざるを得ない場合や反復作業を行わせる場合には、休憩・休止をはさんだり、他の作業と組み合わせることにより、できる限り連続しないようにしている。		
② 重量物の取扱い			
24	重量物の取扱作業を、できる限り少なくしている。		
25	重量物を取り扱う場合には、機械（台車・昇降装置・バルンサー等）による自動化・省力化、腰痛予防ベルト・アシストスーツ等の活用による負担の軽減を行っている。		
26	重量物の重量や外観から判断できない偏った重心の位置を、できる限り明示している。		
③ 介護・看護作業			
27	要介護者のベッドから車いす等への移乗介助等には、介護用リフト、スライディングボード・シート等を活用している。		
(4) はさまれ・巻き込まれ防止			
① ガードの設置			
28	機械の危険な部分には、バランスを崩しても、接触することがない高さのガード（囲い、柵、扉、カバー等）を設けて防護するとともに、そのガードには、ぶつかっても怪我をしないようにクッションをつけている。		
② 安全装置の設置			
29	身体の一部が機械と接触する前に、機械が安全側に停止する安全装置を設けている。		
③ 標識・表示等			
30	機械の危険な部分には、見やすい標識・表示等により注意喚起を行っている。		
④ 機械の保守・点検時の停止			
31	機械を停止させて、点検中等の表示をした上で、機械の清掃・修理等の保守・点検を行っている。		
⑤ 服装の確認			
32	上着やズボンの裾は巻き込まれるおそれがないか、袖のボタンはかけているか等について、作業開始前に確認している。		
⑥ 安全装置の確認			
33	安全カバー・安全囲い等を取り外した場合には、機械が停止することを確認している。		
(5) 交通労働災害防止			
① 適正な労働時間管理・走行管理			
34	長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候時の走行を避け、走行計画は十分な休憩時間・仮眠時間を確保した余裕のあるものになっている。		

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果	
			優先度
② 安全健康問いかけ等			
35	疲労、飲酒、睡眠不足等で安全な運転ができないおそれがないかについて、運転開始前に、問いかけやアルコールチェッカー等により確認している。		
③ 運転適性の検査			
36	運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的に行っている。		
④ 交通安全教育の実施			
37	睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の「慣れ」等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように、交通安全教育を行っている。		
38	自動車運転を専門とする運転手については、ドライブ・レコーダーの記録や添乗チェック等により運転技能を確認して、運転指導を行っている。		
⑤ 交通安全情報マップの作成・周知			
39	交通事故発生状況、デジタル・タコグラフ、ヒヤリ・ハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を記載した交通安全情報マップを作成して周知している。		
⑥ 先進安全技術を搭載した車両の導入			
40	自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入している。		
⑦ 異常気象時等の対応			
41	急な天候の悪化や異常気象の場合には、安全の確保のための走行中止、徐行運転や一時待機等の必要な指示を行っている。		
⑧ 点検・整備			
42	定期点検整備のほか、乗車・走行前に、必要に応じて、日常点検整備を行って、車両の保守管理を適切に行っている。		
(6) 熱中症予防			
① 作業計画の策定等			
43	天気予報や熱中症予報で把握した熱中症発生の危険度に応じて、作業の中止、作業時間の短縮等ができるように、余裕を持った作業計画を立てている。		
② 暑さ指数（WBGT値）の把握			
44	暑さ指数（WBGT値）を測定して、基準値を超える（おそれのある）作業場所（高温多湿作業場所）については、必要な熱中症予防対策を行っている。		
③ 暑さ指数を下げるための設備の整備			
45	簡易な屋根、通風・冷房設備や、ミストシャワー等の暑さ指数を下げるための設備を整備している。		
④ 休憩場所の整備			
46	作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を整備している。		
⑤ 涼しい服装			
47	クールジャケット等の透湿性・通気性のよい服を着用させるとともに、直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット等）を着用させている。		
⑥ 作業時間の短縮等			
48	暑さ指数が高いときは、作業の中止、作業時間の短縮、こまめな休憩、身体作業強度の低い作業への変更、作業場所の変更等を行っている。		
⑦ 熱への順化			
49	暑さに慣れるまでの間（梅雨明け直後、長期の休み明け等）は十分な休憩を取り、1週間程度以上かけて徐々に身体を慣らすようにしている。		
⑧ 水分・塩分の摂取			
50	自覚症状の有無に関わらず、定期的に水分・塩分を摂取させている。		
⑨ 健康診断の有所見者への対応			
51	健康診断結果に所見のある高年齢労働者に、高温多湿作業場所での作業をさせる場合には、医師の意見を聴いて、適切な就業上の措置（作業時間の短縮、就業場所や作業内容の変更等）を行っている。		

IV

チェックリスト

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果	
			優先度
	⑩ 健康問いかけ		
52	作業開始前に、睡眠不足や体調不良の有無等の問いかけを行って、健康状態を確認している。		
	⑪ 作業中の巡視		
53	高温多湿作業場所での作業中は、巡視を頻繁に行って、暑熱環境や健康状態等を確認している。		
4 高齢労働者の作業管理			
(1) 作業内容の調整や作業開始前の準備体操			
54	高齢労働者の身体・精神機能には個人差が大きいことを踏まえて、個々人の状況に応じて、作業負荷が大きすぎないように、作業内容をきめ細かく調整している。		
55	作業開始前に、準備体操やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手できるようにしている。		
(2) 作業負荷の軽減			
56	強い筋力を要する作業や長時間にわたって筋力を使用する作業は減らしている。		
57	呼吸が乱れるような速い動作を伴う作業や瞬時の判断を必要とする作業をなくすとともに、緊急の場合でも、過度な作業負荷がかからないようにしている。		
(3) 作業ペースや作業量のコントロール			
58	担当する作業の量や到達点を事前に明示するほか、自らの作業の進捗状況を確認できるようにしている。		
59	作業負荷が大きくなりすぎないように、作業ペースや作業量を個々に合ったものとなるように調整している。		
(4) 休憩・休止			
60	休憩時間のほかに、トイレに行くための時間や作業の休止時間を取ることができるようにしている。		
61	高度な注意の集中を必要とする作業の継続時間が、長くなりすぎないようにしている。		
62	疲労やストレスを効果的に癒すことができる休憩室、シャワー室、相談室、運動施設等を設置している。		
5 高齢労働者の作業環境管理			
(1) 視覚環境の整備			
63	書面・ディスプレイ（表示画面）、掲示物等の文字の大きさや色合いは、見やすくなるように工夫している。		
64	手元や文字が見やすくなるように、職場の明るさを確保している。		
65	近い距離での細かい作業を避けて、見やすくなるように、作業者と作業対象物との距離を調整している。		
(2) 聴覚環境の整備			
66	会話を妨げる背景騒音の音量を小さくし、警報音を聞き取りやすくしている。		
67	会話を聞き取りやすくなるように工夫するほか、聞き取りが難しい場合には、見て分かる方法（書面、回転灯、タワーランプ等）によっている。		
(3) 寒冷環境への対応			
68	寒冷環境に長時間さらされないように作業計画を立てている。		
69	寒冷環境下での作業を開始する前に、体を温めるための準備運動を行うとともに、作業時は、保温性のある防寒具（服装、手袋、帽子、靴等）を着用させている。		

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果	
			優先度
6 高齢労働者の健康管理			
(1) 健康診断と事後措置の確実な実施等			
① 健康診断の確実な実施等			
70	病気があったり、体調が不良であったりする高齢労働者も見られること等を踏まえて、きめ細かな健康管理を行っている。		
71	法令に基づく健康診断の対象外となる場合もある定年退職後に再雇用された短時間勤務者や隔日勤務者等についても、健康診断を実施している。		
② 健康診断の事後措置			
72	健康診断結果に所見がある場合には、医師等の意見を勘案して、就業上の措置（作業時間の短縮、作業内容の変更等）を確実に実行している。		
73	所見のある健康診断結果を踏まえて、医師等から意見を聴取する際には、医師等が判断を行うに当たって必要となる本人の就業状況に関する情報（作業時間、作業内容等）を的確に提供している。		
③ 保健指導、健康相談等			
74	保健指導や健康相談等においては、健康診断の所見の状況やその経年的な変化に応じて、必要となる具体的な取組内容（運動、栄養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙、口腔衛生等）を指示している。		
④ 精密検査や医療機関への受診の勧奨			
75	健康診断において生活習慣病が把握された場合には、保健指導による進行の抑制に加えて、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。		
76	健康診断において職務遂行能力に大きな影響を及ぼす視力や聴力等に所見がある場合には、精密検査や医療機関への受診の勧奨を行っている。		
⑤ 病気退職後の職場復帰			
77	医療機関への受診終了後においても、退職前の体調にまでには未回復であったり、体力が低下していたりする場合も見られること等を踏まえて、病気退職後の職場復帰が円滑にできるように就業上の配慮を行っている。		
⑥ 体調不良時等に対応できる体制の整備			
78	体調不良等の場合に、職場で休養できる部屋を確保するとともに、すぐに医療機関等を受診できる体制を整備している。		
(2) メンタルヘルスクエア			
① 高齢労働者の特性への配慮			
79	高齢労働者の特性（職場における役割の変化、病気・体調不良、睡眠の質の低下等に伴うストレスの増加やストレス耐性の低下等）を踏まえたメンタルヘルスクエアを行っている。		
② 研修・情報提供			
80	高齢労働者や管理監督者に対して、メンタルヘルスクエアについての研修や情報提供を行っている。		
③ 相談窓口の設置			
81	メンタルヘルスクエアについての相談窓口の設置等により相談しやすい環境を整備している。		
④ ストレスチェック			
82	ストレスチェック（ストレスの状況を把握するための検査）を実施して、作業時間の短縮、作業内容の変更等の就業上の措置や職場環境の改善を行っている。		
⑤ 職場復帰の支援			
83	メンタルヘルス不調により退職した場合に、円滑に職場復帰できるようにするためのプログラムを定めている。		
(3) 転倒・腰痛等の予防のための体力測定・運動指導			
84	転倒・腰痛等に関連する体力測定やその予防のための筋トレ・ストレッチ体操等の運動指導を行っている。		
(4) がんの教育と検診			
85	がんについての理解を促す健康教育を行うとともに、がん予防につながる生活習慣の改善（禁煙等）の指導を行っている。		
86	がん検診を実施したり、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。		

IV
チェックリスト

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果	
			優先度
7 高齢労働者に対する安全衛生教育			
(1) 安全衛生教育の確実な実施			
87	法令で定められた安全衛生教育を確実に実施している。		
(2) 加齢に伴う身体・精神機能の低下に対応するための安全衛生教育			
88	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクを低減させるための安全衛生教育を行っている。		
(3) 教育・指導の実施に当たっての高齢労働者の特性への配慮			
89	「ベテランだから大丈夫」という先入観は持たないで、十分な時間をかけて、教育・指導を行っている。		
8 高齢労働者の勤労条件			
(1) 勤務形態・労働時間			
90	定年退職・再雇用後は、希望すれば、働きやすい柔軟な勤務制度・休暇制度を利用できるようにしている。		
(2) 夜勤			
91	できる限り夜勤を避けるとともに、夜勤をさせる場合には、心身の負担を軽減するように夜勤シフトや休日を調整している。		
(3) 安全や健康の確保に配慮した職務配置			
92	高齢労働者の健康状態、身体・精神機能の状態等を踏まえて、安全や健康の確保に支障がないように職務配置を行っている。		
(4) 高齢労働者の円滑な職場適応			
93	高齢労働者の職場における役割を明確にするとともに、円滑に職場に適応できるように、きめ細かな目配りを行っている。		
(5) 治療と仕事との両立支援			
94	治療と仕事との両立を図りながら、安心して働けるように必要な支援や環境整備を行っている。		
9 高齢期に健康で安全に働くことができるようにするための若年時からの準備（エイジ・マネジメント）			
(1) 健康づくりの支援			
95	高齢期になっても元気に働くことができるように、若年時から、運動指導、生活習慣指導（栄養・睡眠、食事、節度ある飲酒、禁煙等）等の健康教育、口腔衛生等の健康づくりの支援を行っている。		
(2) 女性特有の健康上の課題（母性健康管理、乳がん・子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等）についての支援			
96	妊娠・出産に伴う体調不良や更年期障害の症状が強い場合には、就業上の配慮や産婦人科の受診勧奨を行っている。		
97	乳がんや子宮がんについて、女性労働者に対する健康教育を行うとともに、がん検診の実施、健康保険組合等や市町村が実施するがん検診の受診勧奨を行っている。		
98	若年時から、更年期以降の骨粗しょう症についての健康教育を行うとともに、極端なダイエットの防止等の食事指導や運動習慣づくりの支援を行っている。		
(3) 長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保			
99	仕事により心身の健康を害することのないように、若年時から、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保を行っている。		
(4) キャリア形成の支援			
100	若年時から、高齢期までを見据えたキャリア形成の支援を行うとともに、高齢期を迎える前に、今後のキャリアについて考える機会を提供している。		
<p>(注1) 「結果」欄の記入方法は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「○」：取組を既に行っており、現行のままでよい。 ・「×」：取組を行っていない、又は行っているが、さらに改善が必要。 ・「-」：対象業務なし、又は検討の必要なし。 <p>(注2) 「優先度」欄は、優先して改善の取組を行う必要があると考える項目にチェックを入れます。</p>			

(※) 「安全带」は「墜落制止用器具」と名称変更しています。

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/ 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステップングテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方と思えますか		点	下記の評価表であなたの評価は	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出ると思えますか				
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思えますか		点	下記の評価表であなたの評価は	③ 動的バランス
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができると思えますか				
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか		点	下記の評価表であなたの評価は	④ 静的バランス (閉眼)
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思えますか				
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか		点	下記の評価表であなたの評価は	⑤ 静的バランス (開眼)

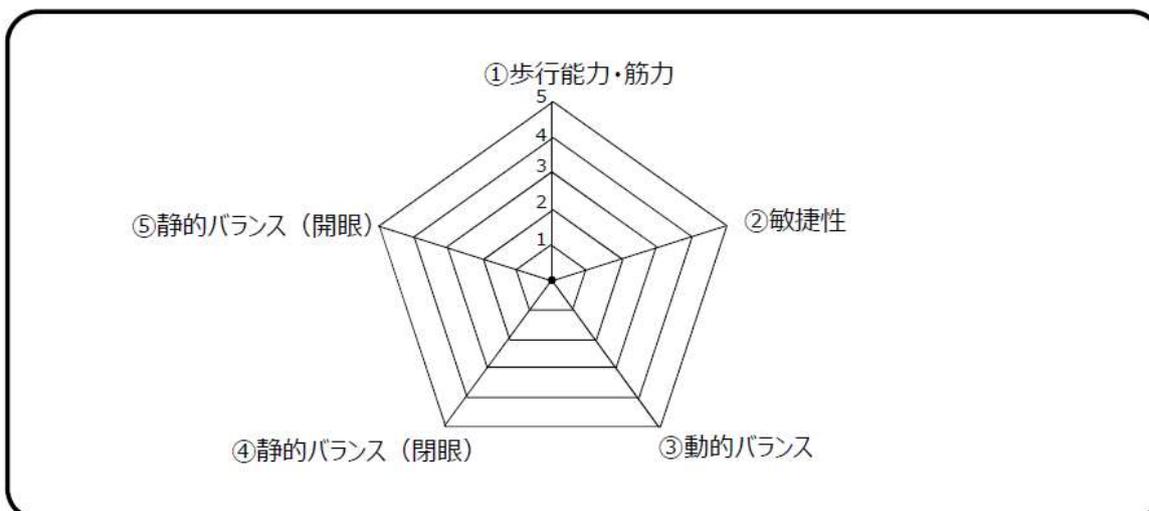
それぞれの評価結果をⅢのリーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ 少し自信がある ⑤ 自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ やや自信がある ⑤ 自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方と思えますか	① 素早くないと思う ② あまり素早くない方と思う ③ 普通 ④ やや素早い方と思う ⑤ 素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、すぐに次の足が出ると思えますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 少し自信がある ④ かなり自信がある ⑤ とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると思えますか	① できないと思う ② 最近やってないができないと思う ③ 最近やってないが何回かに1回はできると思う ④ 最近やってないができると思う ⑤ できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行（後ろ足のかかとを前脚のつま先に付けるように歩く）で簡単に歩くことができると思えますか	① 継ぎ足歩行ができない ② 継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ ゆっくりであればできる ④ 普通にできる ⑤ 簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか	① 10秒以内 ② 20秒程度 ③ 40秒程度 ④ 1分程度 ⑤ それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思えますか	① 10秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 2分程度 ⑤ 3分以上
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか	① 15秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 1分30秒程度 ⑤ 2分以上

Ⅲ レーダーチャート

- 1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます
(Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票(身体的特性)は赤字で記入)



チェック項目

1 身体機能計測(黒枠)の大きさをチェック

身体機能計測結果を示しています。黒枠の大きさが大きい方が、転倒などの災害リスクが低いといえます。黒枠が小さい、特に2以下の数値がある場合は、その項目での転倒などのリスクが高く注意が必要といえます。

2 身体機能に対する意識(赤枠)の大きさをチェック

身体機能に対する自己認識を示しています。実際の身体機能(黒枠)と意識(赤枠)が近いほど、自らの身体能力を的確に把握しているといえます。

3 黒枠と赤枠の大きさをチェック

(1)「黒枠 ≥ 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、黒枠が大きいもしくは同じ大きさの場合は、身体機能レベルを自分で把握しており、とっさの行動を起こした際に、身体が思いどおりに反応すると考えられます。

(2)「黒枠 < 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、赤枠が大きい場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があります。枠の大きさの差が大きいほど、実際の身体機能と意識の差が大きいことになり、より注意が必要といえます。

詳細はホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html>

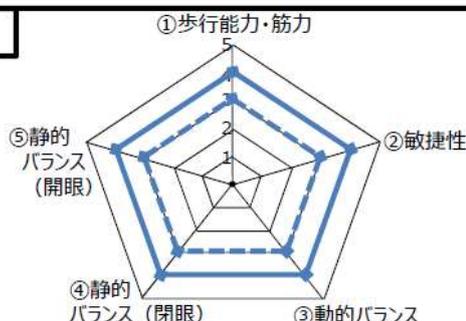
転倒等は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。この調査は転倒や転落等の災害リスクに重点を置き、それらに関連する身体機能及び身体機能に対する認識等から自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立つものです。

レーダーチャートの典型的なパターン

パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大ききても全体的に枠が小さい場合（特に2以下）は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる場合がありますので注意しましょう。

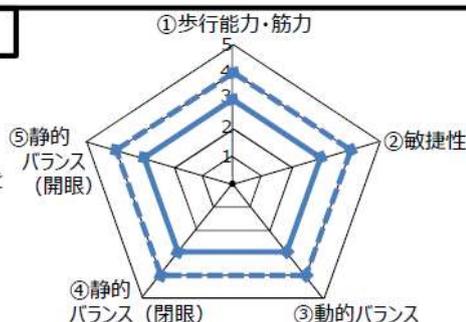


パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上からだが反応していない場合があります。

体力の維持向上を図り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

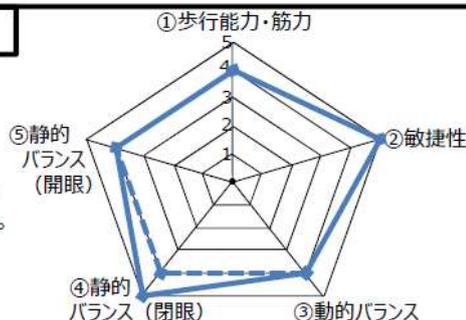
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きいです。示しており、さらに、太線が小さい場合（特に2以下）はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



パターン3 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が大きい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

現在は良い状態にありますが、加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。

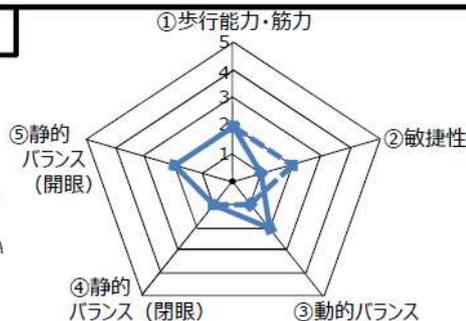


パターン4 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が小さい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、身体機能と認識の差は小さいですが、身体機能・認識とも低い傾向にあります（主に2以下）。

このことから、転倒等リスクからみて身体機能に不安を持っており、そのことを自分でも認識しているといえます。日頃から、体力の向上等により身体面での転倒等のリスクを減らし、全体的に枠が大きくなるように努めてください。

また、すぐに転倒リスクを減らすため、職場の整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



パターン5 項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（太線）の方が高い場合と自己認識（点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。

